

鹿兒島県史料

玉里島津家
史料 七

解題

『玉里島津家史料七』には明治六年六月より七年十月までの史料三九八点を所収する。

この時期の文書群の特徴ある面については、既に『玉里島津家史料六』の解題で芳即正氏が指摘していることと重複しており、多言を要しない。すなわち、明治六年から八年まで日本全国から島津久光宛の建言・建白・上書（以下、行文上建言に統一する）の類が急増していることである。これは、一つには、明治政府が勅使派遣等により久光の上京を求め、久光を重視する姿勢が明確になり、また、久光も要請に応え内閣顧問・左大臣等の要職に就いたことにより政府への発言力が強まったと意識されたこと、二つには、明治五年六月の建言十四ヶ条および六年六月の十四ヶ条注釈書と七年五月の改廃すべき時弊二十ヶ条の提出によって、明治政府の進めている諸改革へ不安を持つ人々の代弁者と見なされたことにその原因を求めることができることは間違いないであろう。

しかし、久光の明治政府への影響力の強さが期待されたとしても、それが久光へ建言することには直結しないであろう。多数の人々が久光の十四ヶ条の建言内容等を知るだけではなく、久光へ直接建言することが可能であることが知れ渡っていたことが予想される。芳氏は久光十四ヶ条の内容と城井寿章の建言内容とが一致することを指摘し、また、斉藤貞蔵の建言の中に「殿下御建言被遊候御文意奉拝見候」と久光の建言を読んでいることが記されていることを指摘している。屋上屋を重ねるようであるが、さらに事例を付け加えてこのことを確認しておきたい。

福永祐之よりの上書（史料番号一九七六、以下番号のみ記す）には、「御巡幸之御時御建白被遊候写則日拝見仕不奉

堪感激候」とあり、十四ヶ条の建言の写が早くまた広範に出回っていたことが窺える。また、群馬県富岡町の医師一万田如水の最初の建言書には次のようにある。

去壬申六月中主上行幸被為在候節、賢君之御建白中ニ万古不易之皇統茂共和政治之悪弊ニ陥リ、終には洋夷属国と可相成形勢云々等之趣旨早々新聞紙に出候由親友被話候得共、其書未タ拜聞不仕ニ付、確實不存義ニ候得共、兼而天下嵩嶽之御英名は疾より伝承仕居候故、右は金玉之至言と感銘暗記仕候（二〇四一）

また、一万田如水と親しい関係にあり、斉藤貞蔵とも知己である城井寿章は「昨年従三位公之御建言書を拝誦仕、景仰欽慕之至リニ堪へず」（一九八六ノ二）と記しており、新聞の報道がなされた後は、志を同じくする者の間の情報交換により久光の建言が広く知れ渡ったことが窺えるのであり、久光の建言の内容を熟知すればするほど有志の者の建言につながっていったであろうことは容易に推察できよう。

久光の十四ヶ条建言には「開言路事」の項目があり、それは「言路ヲ開クハ王政ノ要道、治安ノ源也（中略）今ヤ議院ノ設アリト雖言路壅塞ノ患ヲ免レス、普ク士庶人ノ上書直言務テ上達スルコトヲ命シ玉フヘキ也」（二〇五〇）と付帯説明がなされる。この説明通りであれば政府への直言を求めているのであるから久光への直言も拒むはずはないとの理解がなされたであらうし、また久光もそれを積極的に求めたようである。

旧越後村松藩出身蒲生重章の建言書には「今藤某手書云、我老公上京子苟有意見、則不憚忌諱可以献言、章得是書欣躍不自勝、遂決意作一書敢以献左右閣下」（二一五二）と意見があれば建言することが求められていることを知り、これに促されて建言書を作成したと建言書提出の経緯が述べられている。

また、通常の政府への上申などが手統きの不備でなされないような場合でも、久光を通じて自らの意見を通ずること

もなされた。信州筑摩郡生野村生野克長は勸農と製塩官營につき大蔵省へ建白するのであるが、書類の不備を理由に受理されなかったので、久光を通じて政府への意見の上申をはかったことが次により分かる。

克長齡既ニ六十五、世ニ於更ニ望ム所ナシ、只一願アリ、乍併一己ノ私事ニ非ス、天下ノ治乱ニモ關係仕候儀ト愚察仕候ニ付、大内蔵省ニ献言ニ罷出候処、県庁ノ添簡無之候故御指戻ニ相成、誠ニ以テ残念至極ニ奉存候、左レトモ難黙止儀ト存候ニ共、詮方ナキノ所閣下ノ英名天下ニ聞へ、野老ノ私共マテ承及候、幸ニ今般御出京ト承リ御旅館マテ歎願ニ罷出候間、野生ノ狂言御採用ニハ難相成候ニ共、乍恐御一覽被下、万一国家ノ実用ニモ可相成候ハ、其向マデ御達被下置、老夫一生ノ大願ヲ遂ケサセラレ候ハ、生前ノ面目此ノ上不可有候（二〇三三ノ一）

久光の手元へ届けられる建言などはすべて受領された。先の一万田如水が「先般好児城井寿章を以而進呈仕候処、御嘉納被為在候由同人より被申越、意外之光栄難有敬承罷在候」（二〇四一ノ二）と述べており、これが次の建言をする動機になっている。受領された喜びが第二、第三の建言を行わせることにもなり、また新たな建言者を増やすことにもなるのである。

このため建言の内容は多岐に涉ることになる。建言の内容とそれらの建言が久光の言動にどのように反映されているのか、または反映されていないのかが問われなくてはならないであろう。簡単に云えば、多数の建言は久光の言動にどのような影響を与えるか、ということである。

建言の内容は、郡県封建優劣論、諸制度改革、時弊矯正、神祇・宗教・風俗・教育等に関する批判と改正、人事等の事項に加え久光の行動に関する意見が含まれる。建言の全体については叙述する余裕はないが、ここでは次の事項の建言について概観することにより、先の課題に迫ると共に、建言の持つ一般的傾向を窺うことにしたい。

一、個別具体的事項の実現を要望する建言

(1) 皇居造営について

明治六年五月五日皇居は焼失し赤坂離宮が仮皇居となった。これに関して久光への建言が三つなされている。一つは皇居造営資金について安田轍蔵の献策、二つは布治帰一郎の「急務三件」(二〇一八)、三つは蒲生重章などによる造営着手推進の建言である。安田は文久期以降の薩摩藩財政、特に琉球通宝の鑄造に關係の深い人物であり、明治以降もその人脈を通じて京都の情報収集に当たるとして(二三四一)種々の献策を久光に行っている。これによると皇居造営は外国債に頼るのではなく、全国民がそれぞれの分に応じた負担をすべきであるとして勅任官・奏任官・判任官は給料の一定割合を、非役の華族は米価に従って一定の割合をそれぞれ出し、四民は金一分を三ヶ年割で負担する(二〇〇七)と云うものである。布治の「急務三件」は皇居造営を急速に進めるために、他の土木事業を当分停止すること、資金調達のために県下の献金を一々受けないようにしており、詳しい内容については拝謁の上申し上げるとするが、この希望が叶えられたかは不明である。久光はこれらの建言に影響されることはなかったのではなからうか。七月五日、忠義と連名で金一萬円の献金を願ひ出て許されている。

(2) 武術の奨励と学校教育への組み入れ

① 小学生徒帯刀

明治六年二月、向井新兵衛よりの建言である。小学教育は「誠敬存養を主とするの学問」であるとし、剣術を教育に取り入れることから「平日も刀剣之心掛専要」であるので、「生徒之儀は帯刀仕候様御規則被相立度」(一九七〇)とする。散髪脱刀勝手次第の布告を承知しながら、敢えて教育上帯刀が必要であることを主張する。

② 剣道奨励

小原可夫は剣を皇室との関係で重視し、剣道の神聖性について指摘し(二〇六三)、また深見有正も剣法は万国に卓越した技術であり、しかも「皇国無二奉尊崇神剣ノ威徳、其用邪正ヲ分断シ、乱臣賊子ヲシテ恐懼畏縮セシメ、威徳万々世ニ光輝」(二〇二一)するものであるから、朝廷において武道館などの施設を設け、指導者を選任すべきであると主張し、選任者は山岡鉄太郎が適任であるとする。

③ 学校への柔術の導入

明治七年六月、東京府巡查本城規矩造は学校教育の体操の中に柔術を入れることを求めた。このため各学校毎に稽古場を設け正課として実施することにより「上ハ御国威振興ノ一端トナシ、下ハ自己防護ノ予備」(二三二一ノ一)となることが期待されるとする。

(3) 人事について

人事については十四ヶ条にもある項目であり建言は多いが、これは人材登用などの一般論としての建言と個別具体的なものがある。ここでは後者について触れる。

① 推薦

浅田宗伯は旧藩主三名・士族五名・静岡隠士二人の名を挙げ、更に一新の時登用の議論にあわず退隠した者、あるいは当時禁錮の者等にも人物があるとして個人名を挙げ推挙する(二二四八)。千葉県小学教員依田力は日清開戦に備えて西郷・副島の復職を求めている。依田はこの建言に先立ち、この件を左院へ上申しているが、左院からの無応答に堪えられず、改めて久光・三条実美へ願ひ出たとしている(二三五四)。また、「君公御参府之儀伝承仕、殊ニ御深慮被為

在候御建白之趣モ粗奉拝承、万民拳而御明德奉^命柳度、乍恐奉待上候折柄、私儀微力ニは御座候得共、為国家抛一心、一際職務尽力仕度只願奉恐願候」(二〇一六)と久光建言に賛同する旨を以て直接就職を依頼する者もあり、同様な意図から久光に迎合的な論を展開する建言者もいるのであり、他薦・自薦の就職依頼者は多かつたであらうと推察される。

② 黜免要求

長崎県貫族渡辺等は長崎県令宮川某、参事兵藤某の黜免を求めて久光へ建言する。両者は県令・参事たる人物ではないとして次のように云う。宮川の性格は「外温和ニシテ内奸佞而シテ其事ニ於ケルヤ因循偏頗」であり、「才智有ルモノハ之ヲ退ケ、又氣慨有ルモノハ之レヲ悪ム、而シテ奸佞ナルモノハ之ヲ愛シ、及ヒ因循偏頗ナルモノハ之レヲ近ク」ことにより公平な行政を行っていないとする。また、参事の兵藤も性格は県令に似ており、しかも才は県令を超えているために黜陟賞罰の権はすべて兵藤が握っていると非難し、国家のためにこれを除くよう願っている(二三三二)。地方官個々の人事に久光が関係することは立場上からも不適であり、現実には取り上げられることはなかつたであろうが、久光の公平果断な計らいが期待されている様子が窺える。

(4) 出征の可否について

愛知県士族林又六は朝鮮への問罪使派遣決定との風聞を耳にし、その不可を六年十二月に久光へ建言する。「四海万国陰ニ公ノ挙動ヲ伺ヘ以テ我神州ノ安危ヲトセントス、公ノ一言一行、当否得則我國重シ、不得則我國軽フシテ底止スル処ナカラント欲ス」(二二三五)との政府内に占める久光の重みと政策決定に果たす期待からなされた。さらに七年には、筆者不明であるが、台湾征伐の不可を諫奏することを求めた建言がなされた(二三一九)。しかし、久光へ林より建言がなされたのは問罪使派遣論議が決着した後であり、久光がこの諮詢に応えた様子は見られない。『島津久光公

「実紀」には「九月黒田開拓次官上書シテ樺太ノ事宜ヲ議ス、公諮詢ニ応シ次官ノ建議ヲ以テ採納スヘキ者ト為ス」とあるのみで問罪使派遣については何ら触れられていない。同年十二月と推定される内閣顧問としての意見書(二二三三)でも外交問題は「樺太島ノ事黒田清隆上書至当ト存候事」と、樺太問題のみである。台湾出兵については『実紀』でも事実のみを記している。久光の腹案二十五条(一九三四)には「定出師之律」・「外国交際ノ事」・「清国通信ノ事(抹消)」があり、外交問題・軍隊派遣等への目配りがあったことが分かる。しかし、右の具体的問題への久光の姿勢は不明ではあるが、派兵へ反対の立場ではなかったようである。

二、制度・時弊等に関する建言

久光への建言内容の主流は、制度と現状への批判とそれを矯正するという立場の意見からなる。「時弊」として一般的に表現される内容とその改革・矯正について述べ、さらに久光を熱烈に信奉する城井寿章の建言の変化を概観することにより、久光を支持する人々の考えの一端を窺うことにする。

(一) 時弊矯正

時弊を論じ、矯正のための体系的提案をした初期の建言として和田正道の「新政論」・「新政余論」(一八九二)がある。和田は、今の政体は「名実相背体用相反」し、しかも朝令暮改的制令が混乱を増し、「官吏不知所守、民庶不知所従」という状況にあるが、そのような状態になっている根源的原因を明確にしないどころに問題があるとする。和田は「君無威、臣有権」という逆転現象および「貴賤無等、上下無分」に問題の原因があり、また政府の採る「奉夷礼信夷節、貴夷器、万般倣彼」という洋学偏信は日本古来の美風である礼儀・廉恥を失わせ、御雇い外国人の給料を合

めた諸冗費、組織拡大による冗官は財用不足を招いているとする。これを改めるには隠れた人材を登用する必要があるとする。郡県封建の可否論、驕奢の風習の蔓延、宗教問題についての指摘はないにしても、和田の論には以後の時弊論の基本的内容が現れているといえる。

時弊論の土台は、人事の不公平に加え「宇内の勢形を不察、治国之枢要を不弁、屢洋夷ニ詔諛し、政教を氾濫し、井蛙之見を以封建を廢シテ郡県を興し、土を賤し商を貴ひ、野蠻卑陋之俗を慕ひ、無用之貨財を費シテ無益之玩器を装飾し、租稅苛酷ニシテ刑律又酷也」(二〇二九)とする佐賀県士族柴田武行の捉え方が共通するものである。この内から①教育、②身分・風俗に關係する建言を取り上げてみよう。

① 教育

教育問題は久光の十四ヶ条建言にある「正学術事」を意識したものであり、現今の洋学一辺倒の弊害を主張する。これは後に久光の二十ヶ条中に「学校ノ規則洋風基本トセラル、事」との指摘につながっており、封建教学から学制施行後の知育重視教育により徳育が陰を潜めたことに対して強い反発がある。大分県士族梶江高峯は、教育の土台を「皇国学」と表現し、現在の教育は「皇国学ヲシテ本トセザルガ故ニ、自然大義ヲ誤リ本末ヲ弁セザルノ徒多ク、甚キニ至テハ廢帝共和ノ説ヲ唱ヘテ憚ル色ナキモノアリ」と非難し、皇国学を本教、漢洋の学を羽翼と定めた教育を行うべきであると(一九九三)。すなわち和魂漢才・洋才として受け容れようとするのであるが、それには「聖賢ノ教則ニ因テ孝悌忠信ノ頭事ヲ先トシ、次ニ神典ノ幽事ヲ教トス(略)皇国ノ尊ヲ奉戴スルノ国体ヲ知ラシメ本ヲ定メ次ニ西洋ノ学ニ渉ルハ如何」(二三一八)と槇田晋作が建言するように、教育の先後を明確にするべきであるとする。洋学に対しては実学的面を認め、それを否認はしないが、それへの偏心(洋学拒否)・幻惑(洋学一辺倒)を排し、何らかの制限を

加えるべきであるとする建言が多い。

② 身分・風俗

「方今天下ノ制封建ヲ変シテ郡県トナシ、門地世襲ノ士ヲ廢シテ全国一般貴賤ノ別ナカランメントス、於是業ヲ失フノ徒特ニ無恥頑陋ノ農商ト伍スルヲ恥ルノミナラス、飢寒亦身ニ切ナルヲ苦ミ、怨望ヲ抱ク者天下ニ充滿シ、窃ニ乱ヲ伴カフニ至リ」（一九八一）とあるように、廃藩置県から家禄制の廃止、士族の常職を解き徴兵制を実施するなどの急速な社会変革に士族の不満が高まった。士族の擁護者として彼らの特権維持に努力してくれるであろうと久光への期待は大きかった。しかし、このための策としては限られている。「今量リテ之カ適宜ノ禄ヲ復シ、判然トシテ士庶ノ別ヲ立テ、之ヲシテ世襲セシムルコト従前ノ法ノ如クシ、以テ廉恥ノ心ヲ養ヒ節義ノ風ヲ崇フシ、学校ニ於テ其才能ヲ長育シ、用ヒテ官トナシ、点シテ兵トナス」（一九八一）しかないのであるが、それを声高に主張することは憚れた。小田村達蔵は「華族及ヒ士族ノ常職ヲ復シ、文武忠孝治乱敵愾ノ氣ヲ鼓動セシメ、農工商ノ厚斂過税ヲ減シ、天下ノ愁怨ヲ除キ、國家ノ命脈ヲ培スヘキ事」（一九九五）と建言し、國家の命脈を培う策として華士族へ常職を復することにあるとしている。また、宮崎県士族稻津濟は、華士族の特権の維持に帰結する身分の維持を、上下貴賤の分を明確にすることとして風俗を正すことに関連づけて論じている（二三五八）。このように総論的にしか論じられていない建言の中にあつて、五年六月、天皇の鹿兒島到着に間に合うように大坂より急遽鹿兒島へ帰った安田轍蔵の建言は注目される。安田の建言は、新規に士族へは十石、卒族へは七石の永世家禄を与えることを骨子にしており、旧来の支給高および借財の取り扱ひの差により上策・中策・下策に分かれている。この三策の内の一つに定め「至急ニ一同士卒方向ヲ得テ安心可仕候様被仰付度奉存候」としたが、さすがの久光も取り上げることにはなかつた。したがって、以後これに関する建言

が種々総論的になされるが、聞き届けられる余地は最初からなかったといえよう。

(2) 城井寿章

では久光の登場に期待し、彼の行動に賛同し、彼を支えた人々はどのような人であったろうか。多数の建言を行うことからその代表的一人であると見なされる城井寿章について触れよう。

城井寿章は前橋藩出身の東京在住の士族である。明治四年、維新の功臣に対する賞典に不公平があり、特に久光への賞典を不公平の一つとして鹿兒島大参事西郷隆盛へ進言しており(一八九一)、早くから久光へ注目していたことがわかる。六年三月、久光の十四ヶ条建言を知るや彼の信奉者となり、久光の上京に多大の期待をかけた。久光が上京するとすぐに建言し、「都下士人胡服ヲ抛チ、戎装ヲ脱シ、袴ヲ穿チ袴ヲ正シ、或ハ又双刀ヲ帯ルモノアリ、以テ新政令ノ出ヲ待ツ、蓋シ人心ノ閣下ニ歸嚮スル一ニ如此」と人々の久光への期待の大きさを知らせ、さらに現今の最大課題である賢邪の黜陟に果敢な行動を取ることを促している。「閣下ノ如キ天下ノ重望ヲ負ヒ、出世出ノ雄略ヲ抱クモノ、天下ニ先チ一トタヒ手ヲ下セバ何事カ為スベカラザラン、又何大難カ濟フベカラザランヤ」(二〇二五)とするところに彼への絶大な信頼と期待が示される。以後、城井の建言は、学問および十四ヶ条の建言内容の実現と官吏の黜陟とを中心にしてなされる。

前者では、先ず二〇四五の建言において、和漢洋の三学に関してその発展と役割について述べる。三学の状況については、「無識ノ皇朝学者ト鹵莽滅裂ノ漢学者ト西洋横文ヲ浅ク学ヒ深ク醉シ者」である無能の三学者が政体を乱し、学問が学問としての役割を果たしていないと指摘する。すなわち、今のいわゆる皇朝学者は修身齐家治国平天下のことは関心を持たず、儒教・仏教を罵るばかりであり、倫理綱常の道は度外に置いている。したがって人倫日用に益のない

者は排斥し、博く国典に通じ語学に詳しい者を採用すべきである。漢学者も徒に該博を貪り虚文浮詞を誇る者を排し、古今に通じ経世の学のある者を選びべきである。洋学は実学として重要であり維新以来留学生派遣が盛んであるが、役に立つ学問を身につけた者は少ないので人才を精選して留学させるべきである。これらの学問を発展させるには学政を掌る場に人を得なくてはできないと、中央の人事に問題があるとする。また、久光の建言に関しては次のように云う。

「至尊御学問之事」に関しては、天皇の学問は第一に大切なことであるが、その学問は実学中心ではなく聖道の学、徳学でなければならぬとの天皇の学問の特異性を述べ、聖明を啓沃するためには輔導に人を得ていないと指摘する（二〇九九）。さらに「正學術事」は今日の急務であり、學術の正・不正は國家の盛衰、風俗の汚隆に関係することであるので、政府が建言を採用しない時には繰り返し採用を求めべきであるとする（二〇八四・二一七一）。

後者は、久光の建言十四ヶ条は国本を培養する策であり、それを妨げる者、又はそれに該当する者は國家にとって害虫であるので排除することを求めている。城井は久光に対して「何ヲ憚テ一トタヒ手ヲ下シテ城狐・社鼠ノ群ヲ一掃セザルヤ」（二〇五一）と苛立ちを隠さず果敢な行動を求めているのであり、これに躊躇するならば久光が逆に「城狐」などにより排除される恐れがあるとして、具体的な行動の三策、廟堂において排除する者を面責し排除する上策、群小の悪事を繕述して処分を求め、採用されない場合は官を辞して帰国し、天下の名士を募って時を待つ中策、君側に侍従して諫言を行い、諫言が受け入れられない場合は辞闕・掛冠する下策、を提案する（二一七一）。この建言が提出された三日後の九日には久光は内閣顧問の辞職を願ひ出ている。久光の政府内での力関係を如実に示すものであろう。

三、久光の行動についての意見

右に見た城井寿章の建言に久光とその信奉者との関係が端的に示されるが、ここでは更に幅広く久光の行動に関係する建言を取り上げ、建言者の期待とその期待の変化を(1)久光建言の採用を求める建言、(2)黜陟を求める建言、(3)久光の去就について、に分けてみておく。

(1) 久光建言の採用を求める建言

久光の十四ヶ条建言は提出の舞台装置と内容から社会に大きなインパクトを与え、久光へ建言することにより支持を訴えるばかりではなく、十四ヶ条の採用を求めるための直接行動もあった。

鹿兒島島土族佐々木真兵衛以下五人の政府への建言(二〇五八)によれば、久光の上京に随行上京し、芝増上寺に滞在していたが、多人数の滞在は採用に差し障りもあるとして帰県の内命を受けたので帰県したとの経緯を述べ、久光の建言は「天理当然御政体ノ大本」であるので速やかに採用され、「綱紀弛墜タル因襲ノ流弊」を改め、三綱五典の大道に則った仁政を行うよう嘆願する。また、三藩県佐田白茅は、建言の採用を切望して同志の代表として上京し、総名代として直接賛意を述べたいとして久光への拜謁を願っている(二〇九五)。

これらの行動は建言が採用されるにちがいないことを確信したものであったが、政府は建言の採用の可否を明確にせず、宙に浮いた状態が続いた。岩倉の帰国により国弊の改革がなされ、それにより建言も採用されるとの希望の見方を示す意見(二〇九四)も出されたが、実際は変化はなかった。このような事態に繰り返し採用を催促すべきであるとの建言もなされるが、異なる視点からの行動もあることを指摘した次の無名氏の建言(二一四九)は注目される。

すなわち、現在求められる急務は、建言の採用の有無の催促ではなくて建言の趣意の貫徹ということである。したが

つて一度の趣意提出で通徹しない場合は、それに対する政府の下答に対して再反論・再説明の趣意書を提出する。この手続きを繰り返すことにより一言の下答もできなくなるまで徹底的に政治の過失を問い詰めることにより正邪が明白となり、この趣意書提出、下答の手続きを繰り返す間に建言の内容が天下に知れ渡ることになり、採用の可否を求めるまでもなく建言の趣意は採用されるとする。

正当な論ではあるが所詮書生論であり、現実の改善には役立たなかつたことは事実が示している。政府の曖昧な態度と久光の対応に不満を持つ者は、久光の内閣顧問・左大臣という地位の力に頼ることを求める。「閣下今幸大権ノ任ヲ辱ス、何ソ左右ヲ顧ミ、苟且シテ英断セサルノ理アラシヤ」（二二六九）との山科元行の建言は代表的意見の一つである。

（2）黜陟を求める建言

久光への期待の一つは人々へ怨みを生じさせている佞吏・奸商の排除、さらには驕奢・姦淫にまみれる為政者の斥黜にあり、久光が一度乗り出すと忽ちに実現するとの楽天的な理解があつた。久光の上京を「只明公ノ下車ヲ仰キ、激望スル日月久シ、今幸ニ徵ニ応セラルレハ、天下ノ蒼生雲霧ヲ披キ、白日ヲ視ルカ如シ」（二〇一一）と歓迎し、また上京を干天の慈雨に喩えるのも同列である。福永祐之が「御供廻初より大勢被召列、御威力を被為張御上京候は奸賊共恐怖いたし、自然と無子細相鎮り可申候」（一九七六ノ二）との言も鹿兒島谷山士族の身最眞の意見とばかりは云えず、建言者に共通する認識であつた。

しかし、久光の上京、内閣顧問・左大臣就任によつても変化はみられず、それを訝しむ声も出てくる。七年八月の春日敬三の建言（二三六五）はその代表である。

久光の左大臣就任は「天下ノ士夫歛欣抃舞、恰モ嬰兒ノ慈親ヲ見」るように歓迎され、改革の実現を期待したのであるが、「爾來已ニ数月ニ及フト雖、未曾テ一事ノ举措アルヲ聞カス（略）閣下位ニ居ル今已ニ数月、然ルニ進テ而大ニ為ス所無ク、退テ而其事ヲ高尚ニスルナシ」と、結果が現れてこないことに対する疑問が出てくる。したがって、「閣下大ニ憤ヲ発シ、速ニ廟堂ニ昇リ陛下ト是非得失ヲ明論シ、大英断ヲ以テ黜陟ヲ嚴ニシ、賞罰ヲ正フシ、確乎不拔ノ國是ヲ定メ、以テ國運ヲ挽復シ、内ハ以テ國体ヲ固フシ、外ハ以テ凌侮ヲ禦」ぐという急務実現に立ち上がるよう求めている。

(3) 久光の去就について

久光の去就について建言する者は少ない。七年一月、城井が三策を示しているのは希有な例であるが、安田轍蔵も間接的に久光が取るべき行動について提言している。六年十月三十日付河野立介・上村源藏宛書状(二一〇二)に次のようにある。

廟堂に集う官員は「誠義仁忠之人少ク姦曲邪行ノ人多ク、是ニ加フルニ累代之公卿ニ至リテは信義婦女子ニモ不及」人々であり、また、安田が会った大臣も「其日ノ責メヲニクルニアリ、実ニ婦女子ヲシテ大臣トナシタル如シ」と見られた。この優柔不断の集団によっては久光の建言の採用の可否を決定するのは無理である。したがって、「我公袖ヲ私テ東京ヲ去リ給フ之言語ヲ直チニ政府大臣ニ上申」することを勧め、「其居留ノ如キワ君臣之大義明節ニアリ、後世ノ議論ヲ深く思念シテ其道路ヲ不誤之要ヲ庶幾ス」と、久光が出処進退を誤らないよう支えるよう書き送っている。

以上、十四条提出に端を發した久光宛への建言について概観したが、その大本になった久光の建言内容を示す史料には次のものがある。但し、④と⑥は表題は異なるが同一内容である。

- ① 明治五年六月 十四ヶ条の建言（一九三二）
- ② 明治六年五月（？） 十四箇条建言ノ際ニ於ケル久光公ノ腹案（一九三四）
- ③ 明治六年六月 久光公建白「至尊御学問之事」等ノ解釈上書（二〇五七）
- ④ 明治六年六月 久光公ヨリ朝廷ヘノ質疑二十ヶ条（二〇六五）
- ⑤ 明治七年五月 久光公建白五ヶ条（二二九四）
- ⑥ 明治七年六月 方今ノ御失体ニ付久光公ノ箇条書（二三三三）

②には和田正道からの建言内容を取り入れていることは明らかであるが、項目の選択、項目の建て方にしても一貫性がなく、熟慮の結果であるとは思えない。①は②から国是的内容と「時弊」として捉えられていた内容を抽出したものであり、軽租・冗費・黜陟・賞罰・姦淫など幅広い支持が期待される項目が挙げられている。項目で注目されるのは「至尊御学問事」であり、これは久光への建言の中には見られず、まさに久光ならではの発起できない内容である。④は政府批判のために久光への建言内容を取り入れて作られており、作成意図についてはさらに考察の要があるが、内容には疑問はない。しかし⑤は項目数の少なさからして興味深い。項目は「国憲」・「神祇官再興」・「皇居建立」・「税法ヲ正ス」・「陸軍ヲ減シ海軍ヲ拡張」である。末尾に「右五ヶ条発起ノ御議トシ、礼服復旧其他機会ヲ御見合、重テ御議相成候テハ如何ト存奉リ申候」とある。当時は建言の採用を巡る綱引きがなされており、久光の意見書の撤回（二二〇〇）、求めに応じて清書した十四ヶ条の解釈の不提出（二三〇六）と十四ヶ条の採用催促を抑制した動きがこの後見られるのであり、三条実美と久光との両者の面子を建てるための妥協の産物として考え出されたものであることは明らかであるが、実際に交渉の舞台に上ったものなのかを含め問題の残る史料であることを記しておく。

以上見てきたように、十四ヶ条の建言の全ては突如として出てきたのではなく、その前の久光への建言が土台となり、また、十四ヶ条の解釈や質疑二十ヶ条も久光への建言内容を含むことから、建言者は久光の行動への精神的支持者にとどまらず、実質的に久光の行動を支えていたと云えるのである。

(安藤 保)

例言

一本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家文書」（昭和四七年八月十日黎明館寄託史料）を底本とし、これを「鹿児島史料 玉里島津家史料」の第七巻として刊行するものである。収録史料の年代は明治六年（一八七三）六月から明治七年（一八七四）十月二十一日までである。

一史料の配列は、玉里島津家で作られた文書目録番号による編年順である。

一文書名については、玉里島津家で整理された名称にしたがった。

一文書番号についても、玉里島津家で整理された番号にしたがった。但し、数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁、おおよそを次のように統一した。

一字体は原則として常用漢字を用いた。

一仮名は、底本の体裁にしたがった。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁にしたがった。闕字は一字分あけとした。

一目録に記載されてはいるが、文書の存在が確認されないものには史料番号の頭に○を付した。

一原注は、底本の体裁に従い括弧を付さず、新たに注を付す場合には、（ ）で囲んで原注と区別した。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。

言

例

- 一 文書・記事には適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一 文書の年月日、差出書、宛所の位置などは、底本の体裁にしたがい、ある程度の統一をした。
- 一 文字の不明・抹消・訂正などを表現するため、欠所部は、その部分を□で囲み、底本の状態に応じ、(虫損)・(磨滅)・(破損)と傍注した。字数の推定できる場合は□で示し、推定できないものは□で示した。
- 一 原文の抹消・訂正は、左傍に「々々々」を加え、右側に書き改めた文字を記した。
- 一 文意の通じない字または個所には、(ママ)・(衍カ)・(〇〇カ)と傍注を付した。
- 一 ルビは底本にあるもののみ付した。
- 一 朱書部分は(朱)と頭注し、その個所を「」で囲んだ。
- 一 合点は、頭または右肩に「―」で示した。
- 一 花押はすべて収載した。
- 一 各文書・記事の末に原寸を記した。但し、文書原寸(折紙)と記したものは折った状態の大きさを示す。
- 一 既刊の「鹿児島県史料」と重複する文書については、既刊史料名および文書番号を付した。
- 一 封紙・包紙の封じ目は、底本の体裁にしたがい、「メ」「封」「緘」の区別をし、印章は、□○で輪郭を模し、朱印は(朱)と注を付した。また印文の判読できるものは「」で記した。
- 一 本文以外の部分は、「」をつけ、その位置によって(端書)・(端裏書)・(端裏朱書)・(端裏銘)・(封紙ウワ書)を付した。
- 一 文書に付属する付箋・貼紙・付札・付紙・封紙・包紙などの文字は、右肩に(付箋)などと傍注した。

目次

二〇四	明治六年(○)六月三日	大久保一翁ヨリ勝安芳へ 久光公退京ノ意云々	一
二〇三	明治六年六月十日	旧前橋藩士城井寿章ヨリ久光公へ建言 和漢洋ノ三学革正更張ノ議	二
二〇二	明治六年(○)六月十五日	中川從四位ヨリ島津從二位殿へ 來訪談話ノ件	五
二〇一	明治六年六月十六日	江藤新平ヨリ大久保利通へ	六
二〇〇	明治六年六月十八日	向井新兵衛ヨリ集議院へノ建白 耶蘇教排斥論	六
一九九	明治六年(○)六月廿日	堤右京大夫ヨリ島津中將公へ 暑中見舞	三
一九八	明治六年六月廿二日	久光公十四箇条ノ建言註解	三
一九七	明治六年六月廿三日	城井寿章ヨリ久光公へノ上書 内政整理国本培養上ノ害虫タル小人奸吏斥黜ノ件	七
一九六	明治六年六月廿四日	伊達宗城卿ヨリ島津久光公へ 皇城炎上ニ付御献上物ノ件	九
一九五	明治六年六月廿五日	板垣退助ヨリ大久保利通へ	一〇
一九四	明治六年(○)六月廿九日	徳大寺実則ヨリ久光公へ 公上書天覧ノ件	一〇
一九三	明治六年六月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津從二位公へ 時候御見舞	三
一九二	明治六年六月	久光公建言御採用可否伺書	三

三〇七	明治六年六月	久光公建白「至尊御学問之事」等ノ解釈上書……………	三
三〇六	明治六年六月	鹿児島県士族佐々木真兵衛等ヨリ朝廷ヘノ建言 久光公ノ建白採用ニ就テ……………	三
三〇五	明治六年六月	相模国戸塚住人石渡彦太郎ヨリ朝廷ヘノ上書 七福神秘伝之気術……………	三
三〇四	明治六年六月	大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則……………	三〇
三〇三	明治六年六月	布治婦一ヨリ久光公ヘノ上書 公ノ十四ヶ条献言実行ニ付……………	三〇
三〇二	明治六年六月	作州津山平野耕平ヨリ久光公ヘノ建白 富国強兵策ニ付……………	三〇
三〇一	明治六年六月	小原可夫ヨリ久光公ヘノ建言 剣道ノ神聖ニ就テ……………	三〇
三〇〇	明治六年六月	久光公ヨリ大山鹿児島県権令ヘノ通達 会社資本金利殖ノ件……………	三〇
二九九	明治六年六月	久光公ヨリ朝廷ヘノ質疑二十ヶ条……………	三〇
二九八	明治六年七月二日	三条太政大臣ヨリノ布達 大蔵省ト第一国立銀行トノ契約其他……………	三〇
二九七	明治六年七月四日	堤功長ヨリ島津従二位公ヘ 金員借用ノ件……………	三〇
二九六	明治六年七月五日	作州津山平野耕平ヨリ久光公ヘノ建白 制度改革ノ件……………	三〇
二九五	明治六年七月六日	「リゼンドル」ヨリ外務卿代理上野景範ヘノ電文 台湾事件……………	三〇
三〇〇〇	明治六年七月八日	皇城炎上ニ付久光忠義二公ヨリ献金ノ件……………	三〇
二九四	明治六年七月十四日	堤功長ヨリ島津従二位公ヘ 金員借用ノ件……………	三〇
二九三	明治六年七月十六日	安田轍蔵ヨリ久光公ヘノ上申 京都方面探索事情……………	三〇
二九二	明治六年七月廿五日	第五国立銀行申合規則……………	三〇

三〇五	明治六年七月廿九日	山階宮晃親王より島津從二位公へ 暑中見舞	三
三〇五	明治六年七月	伊弉諾神社宮司松村清人ヨリ政府へノ建言 農政ノ確立、農省事省設置ノ議	三
三〇五	明治六年七月	中西原八ヨリ久光公へノ上書 東京ニ天照皇大神宮新造ノ件其他	三
三〇七	明治六年七月	糸魚川渡ヨリ通貨鑄造紙幣引替ノ建議	五
三〇六	明治六年(?)八月八日	三条太政大臣ヨリ島津久光公へ 岩下佐次右衛門任官ノ件	六
三〇五	明治六年(?)八月廿六日	岩倉右府より海江田信義へ 天盃下賜の件	六
三〇〇	明治六年(?)八月廿八日	海江田信義より法元其外へ	六
三〇一	明治六年八月廿九日	押小路実潔ヨリ島津久光公へ 時事ニ関スル意見	九
三〇二	明治六年(?)八月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津久光公へ 残暑見舞	八
三〇三	明治六年八月	正院内史高崎五六ヨリ久光公へ 内国金銀貨幣ニ関スル上申	八
三〇三	明治六年八月	寺田勘十郎ヨリ故大和守ノ遺志口上覚 開国鎖港ノ是非ニ就テ	八
三〇四	明治六年八月	城井寿章ヨリ久光公へノ建白 正学聖道講究ノ議	八
三〇五	明治六年九月三日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 浜町邸へ訪問ノ件	八
三〇六	明治六年九月九日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 浜町邸訪問ノ件	八
三〇七	明治六年九月九日	長崎県士族楠本後覚ヨリ久光公へノ呈書 天下ノ時弊ヲ論ズ	八
三〇八	明治六年(?)九月廿六日	黒田清隆ヨリ大久保利通へ	九
三〇九	明治六年九月廿七日	開拓次官黒田清隆ヨリ政府へノ報告 明治元年ヨリ同六年ニ至ル樺太ニ於ケル露人ノ暴状 箱館人市蔵ノ墓碑	九

三〇三	明治六年九月廿八日	布治婦一郎ヨリ久光公へノ伺書	小楠公自詠一葉ヲ公へ献上ノ件	三〇三
三〇二	明治六年九月廿九日	山階宮晃親王より島津従二位公へ	時候御見舞	三〇二
三〇一	明治六年九月	元出羽国出羽神社々司今宮秀胤ヨリ久光公へノ建言	神祇官再興ノ議	三〇一
三〇〇	明治六年九月	即宗院住持探海ヨリ香奠料領取礼状		三〇〇
二九九	明治六年九月	斎藤貞藏(新宮簡)ヨリ久光公へノ呈書	岩倉大使帰朝後久光公ノ進退ニ付	二九九
二九八	明治六年九月	同人ヨリ久光公へノ呈書		二九八
二九七	明治六年十月六日	三藩県佐田白茅ヨリ久光公へ	公ノ建言採用ヲ切望ニ付同志ヲ代表シテ上京	二九七
二九六	明治六年十月十三日	蜂須賀茂韶書翰(宛名不明)	鉄道布設建白ニ付久光公ヲ誘引ノ件	二九六
二九五	明治六年十月十四日(?)	岩倉具視卿ヨリ大久保利通へ?		二九五
二九四	明治六年十月十八日	久光公ヨリ三条太政大臣へノ書翰草案	献言ニ対スル返答ヲ促ス	二九四
二九三	明治六年十月十九日	城井寿章ヨリ久光公へノ建白	時務密啓	二九三
二九二	明治六年十月中旬	東京府平民大倉鋳三郎ヨリ文部省試験官へノ弁書	試験問題ノ解説	二九二
二九一	明治六年十月廿八日	征韓論破裂一件始末書		二九一
二九〇	明治六年十月三十日	安田轍蔵ヨリ河野立介上村源蔵へ	久光公ノ進退ニ就テ	二九〇
二八九	明治六年十月	三条太政大臣辞表	右辞表訂正案	二八九
二八八	明治六年閏十月七日	黒田清隆書翰(宛名不明)	百官ノ怠慢、火薬庫焼失ノ件等	二八八
二八七	明治六年十一月一日	新治県芳川源蔵ヨリ久光公へノ建白	西洋心酔、国家ノ危急ヲ論ズ	二八七
二八六	明治六年十一月二日	岩倉右府ヨリ久光公へ	建野宮内省出仕任命ノ件	二八六

三〇七	明治六年十一月三日	長崎県五島土族中里敬愛ヨリ久光公へ旅費借用ノ願書	一三六
三〇八	明治六年(?)十一月廿五日	堤右京大夫ヨリ島津中将公へ 寒中見舞	一三九
三〇九	明治六年十一月二十八日	三条実美公ヨリ島津久光公へ 華族会館の件	一四〇
三一〇	明治六年十一月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津久光公へ 時候御見舞	一四〇
三一	明治六年十一月	文部省十等出仕稲葉文定等ヨリ久光公へノ建白 漢洋ヲ論セス斯道精通ノ医採用ノ件	一三三
三二	明治六年冬	鹿兒島幾尾ヨリ東京御家扶へ 久光公及公子ノ御機嫌伺	一三三
三二三	明治六年十二月五日	山階宮晃親王ヨリ島津従二位公へ 御礼詞	一三三
三二四	明治六年十二月十一日	税所仲五ヨリ上村源藏へ 帰県後ノ西郷党動靜探索報告	一三三
三二五	明治六年十二月十五日	伊地知正治ヨリ西郷吉之助へ 征韓夢物語并物品消費ノ比較表	一三六
三二六	明治六年十二月十七日	佐賀県土族田中好彝ヨリ岩倉右府へノ呈書 左大臣欠員ノ理由ヲ問フ	一四〇
三二七	明治六年十二月(?)十七日	大久保参議久光公訪問記事	一四三
三二八	明治六年十二月廿日	伊達宗城松平慶永ヨリ麝香間一同へ 祝賀参内ノ件	一四三
三二九	明治六年十二月廿一日	大原重徳卿ヨリ久光公へ 祝賀参内ノ件	一四三
三三〇	明治六年十二月廿二日	鹿兒島御家令御家扶ヨリ東京ノ御家扶へ 久光公等ノ御機嫌伺	一四四
三三一	明治六年十二月廿四日	久光公へノ御召状	一四四
三三二	明治六年十二月廿五日	内閣顧問任命ノ辞令	一四四
三三三	明治六年十二月廿五日	国事御評議参列ノ辞令	一四四

三二四	明治六年十二月廿六日	勝安芳ヨリ大久保利通?へ 近衛將士帰國ノ件等	一四〇
三二五	明治六年十二月廿六日	久光公へ御馬車下賜	一四一
三二六	明治六年(?)十二月廿七日	伊東長壽ヨリ島津從二位公へ 歳暮御祝儀	一四二
三二七	明治六年(?)十二月廿七日	三条実美公ヨリ島津久光公へ 宮内省達觸	一四三
三二八	明治六年十二月廿七日	長崎県士族楠本覚蔵ヨリ岩倉右府へ 我国体ノ尊嚴ヲ論ス	一四四
三二九	明治六年十二月廿八日	松平慶永公ヨリ島津久光公へ 内閣顧問任官ヲ祝ス	一四五
三三〇	明治六年十二月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津從二位公へ 歳暮御見舞	一五〇
三三一	明治六年(?)十二月廿九日	三条実美ヨリ久光公へ 土佐ノ士小南五郎右衛門へ賞賜ノ件	一五一
三三二	明治六年十二月	東京府尾藤文助ヨリ政府へノ建言 風俗矯正ノ件	一五二
三三三	明治六年十二月(?)	内閣顧問トシテノ久光公ノ意見書	一五三
三三四	明治六年十二月	土佐池月党ノ所論 退職五参議ノ動靜ニ就テ	一五三
三三五	明治六年十二月	愛知県士族林又六ヨリ久光公へノ建白 征韓不可論	一五五
三三六	明治六年十二月	白川県士族大矢野十郎ヨリ政府へノ建白 封建制度復旧ノ議	一五六
三三七	明治六年十二月	東京府徳田寛豊ヨリ新治県中山参事へノ建白 建白書ナシ	一六四
三三八	明治六年十二月	久光公内閣顧問任命	一六四
三三九	明治六年(?)	山階宮制度改革御意見廿八ヶ条	一六五
三四〇	明治六年(?)	聖上御学問御日課	一六七

三三	明治六年(?)	慶応元年度神道略曆考	二九
三四	明治六年(?)	久光公天下ノ弊政ヲ論ズル手記	三四
三五	明治六年	桜田邸ニ於ケル久光公ノ諭示	三四
三六	明治六年(?)	佐土原土族乾満昭ノ時弊論	三五
三七	明治六年(?)	東京医師金丸恭順ヨリ久光公へ	三六
三八	明治六年	京都府宇都宮政成ヨリ久光公へノ建白 士氣廉恥心ノ作興	三六
三九	明治六年	城井寿章ヨリ久光公へノ呈詩三首	三九
四〇	明治六年(?)	浅田宗伯ヨリ久光公へノ建言 人選登庸氏名書	四〇
四一	明治六年	無名氏ヨリ久光公へノ建言 廟議久光公ノ建言採用ノ有無ニ就テ	四一
四二	明治(六年?)	政体確立意見(久光公?)	四二
四三	明治六年	探偵書控 井上馨ノ罪状	四三
四四	明治六年	旧越後村松藩蒲生重章ヨリ久光公へノ建言 公ノ諫疏ヲ喜ヒテ	四四
四五	明治六年(?)	東京理門原瑠空正ヨリ久光公へ 聖沢書 狂歌三十四首添	四五
四六	明治六年(?)	浜松県土族新見蠅蔵ヨリ久光公へ 紙幣廃棄。新錢鑄造論	四六
四七	明治六年(?)	無名氏ノ読ニ神功皇后紀	四七
四八	明治六年(?)	佐賀県小田村梓ヨリ久光公へ 詩一首	四八
四九	明治六年	東京日日新聞第百五十六号所載「日本観」ニ付テノ外人ノ投書	四九

三二八	明治六年(?)	湊川神社ヨリ政府ヘノ建言 国体ヲ失ハス人才ヲ登用スル等ノ件	三二四
三二九	明治六年(?)	佐田白茅ノ時務策 貴賤ノ別ヲ明ニシ互ニ婚ヲ通セサル事	三二三
三三〇	明治六年(?)	佐賀県士族小田村梓ヨリ政府ヘノ上書 万世不易ノ国基確立ニ就テ	三二三
三三一	明治六年(?)	政教ノ根本ハ小学教育ニ在ルノ論(筆者不明)	三二三
三三二	明治六年(?)	宮崎県士族稻津濟ヨリ久光公ヘノ建言 時弊改革論	三二四
三三三	明治六年(?)	三浦忠明ヨリ久光公ヘノ上表 皇道ノ大本タル敬神、尚武、愛民ヲ以テ国体ノ確立ヲ乞フ	三二〇
三三四	明治六年	井上頼国ヨリ久光公ヘノ建言 祭政一致ノ実施ニ就テ	三二一
三三五	明治六年(?)	村上政信ヨリ政府ヘノ建言 封建制復旧其他ノ件	三二二
三三六	明治六年及七年	齊藤貞蔵(簡)ヨリ久光公ヘ 詩二十首	三二五
三三七	明治七年(?)	伊藤博文ヨリ三条相国ヘ	三二〇
三三八	明治七年一月四日	山階宮晃親王ヨリ島津久光公ヘ 年賀状	三六一
三三九	明治七年(?)	伊東長壽ヨリ島津久光公ヘ 年賀状	三六一
三四〇	明治七年一月五日	在京川畑伊右衛門ヨリ山田宗一郎ヘ 久光公帰国ノ件	三六一
三四一	明治七年一月六日	城井寿章ヨリ久光公ヘノ建言 公ノ進退ニ就テ	三六三
三四二	明治七年一月七日	伊達宗城卿ヨリ島津久光公ヘ 内閣顧問ノ拜命ヲ賀ス	三六五
三四三	明治七年一月九日	久光公辞職願	三六六
三四四	明治七年一月十二日	三条太政大臣ヨリ不許可ノ指令	三六六
三四五	明治七年一月九日	久光公辞職願書	三六六

三三	明治七年(?)一月十五日	小松濟治?ヨリ大久保利通へ? 再任官依頼	三六
三三	明治七年一月十七日	西郷隆盛ノ動靜探索 營所失火其他ノ件	三六
三三	明治七年一月廿日	東京府権大属大伴兼武ヨリ左院へノ建白 岩倉右大臣遭難後ノ施政方針ニ付	三九
三六	明治七年(?)正月廿五日	堤右京大夫ヨリ島津中将公へ 年首ノ御祝儀	三九
三三	明治七年一月	岩倉右府ヨリ有栖川宮殿下へ 久光公辭職ノ件	三九
三六	明治七年一月	三藩県士族古屋文作ヨリ久光公へノ建白 太陰曆頒布ノ件	三九
三六	明治七年一月	租税及府県在金高調査	三九
三六	明治七年一月	各省各府県ノ分合及其他ノ意見(筆者不明)	三六
三六	明治七年一月	在麗和田八之進ヨリ久光公へノ建言 西郷隆盛ノ勇退帰耕ニ就テ	三六
三六	明治七年一月	小野長恩蒲生重章ヨリ久光公へノ献言 皇居造営。洋医ヲ朝廷ヨリ退クルノ議	三九
三六	明治七年一月	宮崎岬ノ岩倉右府殺害計画嫌疑	三九
三六	明治七年一月	憂国大社役員人名及其目的 三条相国護衛団体ノ結社	三九
三六	明治七年一月	西園寺実満ヨリ内閣顧問久光公へノ建白 華族協力以テ大義名節ヲ振興スルノ件	三九
三六	明治七年一月	久光公再辭職願草案	三九
三六	明治七年二月七日	大久保内務卿ノ奏請 佐賀暴徒鎮定ノ件	三九
三六	千八百七十四年二月十一日 (明治七年)	米国紐育「デーリー・ツライブ」新聞紙評論 日本ノ難事	三九
三九	明治七年二月十四日	久光公履歴書提出ノ件	三七

三二五	明治七年二月十九日	三条相国ヨリ島津忠義公へノ通達	復古功臣事蹟編輯ノ件	三三七
三二五	明治七年二月二十日	山階宮晃親王ヨリ島津久光公へ	久光公の帰国を惜む 写真及短冊在中	三三〇
三二五	明治七年二月十九日	同	久光公帰京ニ付勅語	三三〇
三二五	明治七年二月	久光公帰京御許可ノ勅書		三三一
三二六	明治七年二月	久光公ヨリ西郷隆盛へノ説諭		三三一
三二七	明治七年二月及三月	佐賀ノ乱ニ付出張命令及鎮定ニ付解任命令等		三三二
三二八	明治七年二月及三月	明治七年度太政官経常費		三三三
三二九	明治七年三月十七日	樺太境界劃定ニ付露国ト談判ノ件等		三三三
三三〇	明治七年三月二十八日	三条実美ヨリ岩倉具視へ	佐賀事変ニ付久光公ノ報告ニ付	三三三
三三〇	明治七年三月二十九日	伊達宗城大原重徳松平慶永三卿ヨリ島津久光公へ		三三三
三三〇	明治七年三月二十九日	伊達宗城卿ヨリ久光公へ	久光公ノ帰京ヲ促ス	三三三
三三〇	明治七年三月二十九日	三条岩倉両公ヨリ島津從二位公へ	勅使御差遣	三三一
三三〇	明治七年三月二十九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	勅使下向久光公を被召に就て	三三一
三三〇	明治七年三月廿九日	大原重徳卿ヨリ島津久光公へ	久光公の帰京を促す	三三二
三三〇	明治七年三月	久光卿へ内勅使ニ付覚書		三三四
三三〇	明治七年三月及四月	新税目興立、家禄税賦課、其他太政官令		三三三
三三〇	明治七年(令)四月二日	甘露寺義長ヨリ島津從二位殿へ	金員借用之件	三三三
三三〇	明治七年(令)四月二日	甘露寺義長ヨリ島津從二位殿へ	金員借用之件	三三三
三三〇	明治七年四月三日	久光公拝受ノ勅書		三三三
三三〇	明治七年(令)四月四日	甘露寺義長ヨリ島津從二位殿へ	金員借用之件	三三三

三〇九	明治七年(○)四月十三日	佐田介石ヨリ久光公へ 憂國結社ノ件	三〇九
三〇〇	明治七年(○)四月十四日	九鬼隆都ヨリ島津久光公へ 栗原孫之丞門人中島一三等ノ件	三〇〇
三〇一	明治七年四月十七日	齋藤貞蔵ヨリ東郷源四郎山本孫九郎へ 詩三首添	三〇一
三〇二	明治七年(○)四月廿一日	三条実美ヨリ岩倉具視へ 久光公トノ打合せ	三〇二
三〇三	明治七年(○)四月廿一日	宮城県士族清水武夫ヨリ左府公へ 学資金借用願	三〇三
三〇四	明治七年四月廿二日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 久光公ノ帰京ヲ祝ス	三〇四
三〇五	明治七年四月廿五日	石川県士族藤寛正等十九人連署左院へノ建言 征台中止ノ不可ヲ論ス	三〇五
三〇六	明治七年四月廿五日	長崎横山租稅權助ヨリ松方租稅頭へ 征台ハ日本ノ不利云々外國新聞記事	三〇六
三〇七	明治七年四月廿六日	長崎県士族楠本覚蔵ヨリ久光公へノ上書 内外多難公ノ忠誠ニ待ツノミ	三〇七
三〇八	明治七年四月廿七日	左大臣任官ノ辞令	三〇八
三〇九	明治七年四月二十七日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 台湾征討ノ件	三〇九
三〇〇	明治七年四月廿七日	久光公御召ノ件	三〇〇
三〇一	明治七年四月廿八日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 左大臣任命祝儀	三〇一
三〇二	明治七年(○)四月二十八日	柳原全權公使ヨリ島津左府公へ 華族会同ノ件	三〇二
三〇三	明治七年四月二十八日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 台湾征討ノ件	三〇三
三〇四	明治七年四月廿九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 台湾事件ノ電報二通	三〇四
三〇五	明治七年四月	左院書記生酒井融ヨリノ建言 言路洞開等八件ニ付	三〇五

三三六	明治七年四月及五月	明治七年四月台湾征討關係電報四通	三三六
三三七	明治七年四月及五月	三条太政大臣より島津左府公へ 台湾事件の電報五通	三三九
三三八	明治七年(?)五月一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 岩倉右府邸へ参集ノ件	三三〇
三三九	明治七年五月二日	山階宮晃親王より島津左府公へ 左大臣宣下を祝す	三三一
三四〇	明治七年五月五日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ 台湾事件	三三二
三三一	明治七年五月五日	三条太政大臣より島津左府公へ 台湾事件ニ付三職會議ノ件	三三三
三三二	明治七年五月五日	三条太政大臣より島津左府公へ 台湾事件電報	三三三
三三三	明治七年五月六日	新川県士族林暁雪、東京府士族津久井遠連署ノ左府公へノ建白	三三四
三三四	明治七年五月六日	三条太政大臣より島津左府公へ 台湾事件電報	三三五
三三五	明治七年五月六日及十六日	三条太政大臣より島津左府公へ 台湾事件電報二通	三三六
三三六	明治七年五月六日及十八日	布治掃一郎ヨリ久光公ノ執事へ 従前建白書ノ返却ヲ乞フ	三三七
三三七	明治七年五月七日	史官より島津左府公へ 台湾事件電報	三三八
三三八	明治七年五月七日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ 大久保帰東後ノ返答	三三九
三三九	明治七年五月八日及十日	柳原公使渡清ニ付神代書記生卜清国布政司トノ応対	三四〇
三四〇	明治七年(?)五月九日	三条太政大臣より島津左府公へ 参朝ノ件	三四一
三四一	明治七年五月九日	伊東長壽等ノ大講義免職ト共ニ其配下ノ小教院及講社廃止ノ件	三四二
三四二	明治七年(?)五月九日	三条太政大臣より島津左府公へ 木戸参議進退ノ件	三四三

次

目

三三〇	明治七年五月九日	史官より島津左府公へ 正院臨幸ノ件	三三〇
三三〇	明治七年(〇)五月九日	海江田信義より島津久光公御家扶へ 木戸再勤ノ件	三三〇
三二九	明治七年五月十日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 台湾征討ノ件ニ付大久保参議ヨリ三条太政大臣へノ電報	三二九
三二八	明治七年五月十一日	三条太政大臣より島津左府公へ 台湾事件電報	三二八
三二七	明治七年五月十一日	皇國有志中ヨリ久光公へノ建言 教部大丞三島通庸ノ彈劾	三二七
三二六	明治七年五月十一日	三条相国ヨリ岩倉右府へ 大隈参議進退ノ件	三二六
三二五	明治七年(〇)五月十一日	岩倉右府公より島津左府公へ 新聞訳文	三二五
三二五	明治七年五月十三日	大久保参議ヨリ電報 台湾征討ノ件	三二五
三二四	明治七年五月十四日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 太政官代へ親臨ノ件	三二四
三二三	明治七年(〇)五月十四日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ 参邸遅刻ノ件	三二三
三二三	明治七年五月十五日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 西郷中将ヨリノ電報	三二三
〇三二二	明治七年五月十五日	久光公へ外国公使接待費等下賜ノ件	三二二
三二一	明治七年五月十六日	三条太政大臣ヨリ島津左大臣へ 柳原卿出発ノ件	三二一
三二〇	明治七年五月十六日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ 清國談判及琉球ノ件	三二〇
三一九	明治七年五月十七日	小牧昌業上海ヨリノ報告 台湾事件ニ付	三一九
三二八	明治七年(〇)五月十七日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 訪問ノ件	三二八
三二五	明治七年(〇)五月十七日	三条太政大臣より島津左府公へ 参朝通告	三二五

三六〇	明治七年五月十八日	柳原前光卿より島津左府公へ	柳原全權公使渡清ニ就而	四四〇
三六一	明治七年(〇)五月十九日	岩倉具視公より三条島津両公へ	定刻出仕遅延之件	四四五
三六二	明治七年五月十九日	河辺徳彦ヨリ大石円へ	久光公ノ国家救済策ニ就テノ進言	四四五
三六三	明治七年五月二十日	史官ヨリ島津左府公へ	下志津原、習志野原行幸ノ件	四〇〇
三六四	明治七年五月二十一日	三条太政大臣より島津左府公へ	台湾事件電報	四〇〇
三六五	明治七年五月廿二日	春日仲襄ヨリ西郷南洲へ	南洲ノ心事ヲ問フ	四〇一
三六六	明治七年五月廿三日	渡辺昇ヨリ華族会館ニ勉学局設置ノ建言		四〇二
三六七	明治七年五月廿四日	三条相国邸ニテ岩倉右府列席「パークス」トノ外交論談	久光公欠席	四〇五
三六八	明治七年五月二十四日	岩倉右府公より島津左府公へ	大隈参議処分之件	四〇三
三六九	明治七年五月廿四日	山科元行ヨリ左府公へノ建白	公ノ十四ヶ条ノ建言実施ヲ望ム	四〇三
三七〇	明治七年五月廿七日	布治婦一ヨリ左府公へノ上書	公参朝セラレサルニ付益其意見ノ固持ヲ乞フ	四〇三
三七一	明治七年五月廿七日	木戸孝允より島津久光公へ	大久保参議辞職の件	四〇三
三七二	明治七年五月廿九日	山階宮晃親王より島津左府公へ	時候御見舞	四〇五
三七三	明治七年五月卅日	長崎県士族楠本覚蔵ヨリ華頂宮殿下へ	皇基万世ニ鞏キニ就テ	四〇五
三七四	明治七年五月卅日	台湾土蕃ノ日本人虐殺ノ件		四〇七
三七五	明治七年五月三十日	西班牙国動乱ノ件		四〇七
三七六	明治七年五月卅一日	三条太政大臣より島津左府公へ	伊地知左院議長の件	四〇八
三七七	明治七年五月卅一日	教部大録八木雕等五名ヨリ左院へノ建白	神祇官ノ再置ト教法ノ革正	四〇九

三七七	明治七年五月三十一日	大原重実卿より島津左府公へ 清国事件	四一
三七八	明治七年五月廿一日	山科元行ヨリ左府公へノ建白 新旧神官ノ廢置ニ就テ	四二
三七九	明治七年夏五月	東京駒込住赤沢孝舜ノ建言 立君ノ体ヲ明ニスル等ノ件々	四三
三八〇	明治七年五月	高知県土族大谷直温ヨリ左府公へノ上書 時弊匡救ニ就テ	四四
三八一	明治七年(?)五月	三田直方、西野義上、小島重遠連署政府へノ建言 共和政体論ノ排斥、正院、大蔵、租税、工部、陸海軍、司法、学校等ノ改良意見	四五
三八二	明治七年五月	川添峯直ノ政府へノ建言 国家富強策	四六
三八三	明治七年五月	久光公神祇官再興意見	四六
三八四	明治七年五月	長崎県土族多田弘齋東京府土族二見正則 鳥取県土族山部隼太連署左府公へノ建白 時弊救済八ヶ条ノ急務	四七
三八五	明治七年五月	華士族授産金及地租改正ニ就テノ甲乙二案	四九
三八六	明治七年五月	台湾事件ニ付北京ニ於ケル日清兩國談判並ニ日本出兵説	五二
三八七	明治七年五月	元小倉藩士穂積重樹ヨリ政府へノ建言 軍制改革ノ件	五五
三八八	明治七年五月	伊地知貞馨ヨリ左府公へノ建言 内治外ニ就テ	五七
三八九	明治七年五月	湊川神社宮司折田年秀ヨリ三条相国へノ再建白 新法令四則	六一
三九〇	明治七年五月(?)	神仏混淆ニ関スル久光公ノ意見	六五
三九一	明治七年五月	熊谷県下 有志総代 牧野義道等ヨリ伊集院九郎へノ願書 私塾再興許可ノ件	六五
三九二	明治七年五月	権少教正青山應次ヨリ政府へノ建白 神祇官ノ復旧ト国教ノ隆興	六七
三九三	明治七年五月	明治七年五月台湾征伐ニ関スル電報	六九

三四	明治七年五月	久光公建白五ヶ条	四〇
三五	明治七年五月	穂積重樹ヨリ朝廷へノ建言 民撰議事院開設ニ対スル反対意見	四一
三六	明治七年五月	熊谷県富岡医生一万田如水ノ諸家新聞月旦	四三
〇三七	明治七年六月三日	久光公へ外国公使接待費等下賜ノ件	五七
三六	明治七年六月五日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 伊地知壮之丞之件	五七
三六	明治七年六月五日	岩倉右府公ヨリ島津左府公へ 清国事件?	五八
三六	明治七年六月六日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 久光公ノ意見書撤回	五八
三六	明治七年六月六日	三条梨堂ヨリ久光公へ 木戸参議ノ不平辞意ヲ懇諭ノ件	五九
三六	明治七年六月六日	茨城県士族 鈴木大ヨリ久光公へノ建言 官吏大陶汰ノ件	五九
三六	明治七年六月七日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 久光公建白の件	五九
三六	明治七年六月十五日	堤功長ヨリ島津左府公へ 就職ノ件	五九
三六	明治七年六月十七日	松平慶永公ヨリ島津久光公へ 久光公訪問ノ件	五九
三六	明治七年六月廿二日	久光公建白十四箇条ノ解釈呈出	五九
三六	明治七年六月廿二日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 訪問通告	五九
〇三七	明治七年六月廿二日	三条太政大臣ヨリ大久保利通へ 参朝面会ノ件	五九
三六	明治七年六月二十二日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 大隈参議免官之件	五七
三六	明治七年六月廿三日	堤右京大夫ヨリ島津中将公へ 暑中見舞	五七

三三二	明治七年六月廿四日	島津左府公ヨリ三条相国へ	大隈大藏卿処分ノ件	五二六
三三三	明治七年六月廿五日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	台湾事件評議	五二六
三三三	明治七年六月廿五日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	大隈免職ノ件	五二九
三三四	明治七年六月廿六日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	三条公ヲ強迫ノ件	五二九
三三五	明治七年六月廿七日	三条相国ヨリ大久保参議へ	伊藤大隈辞表召留	五三〇
三三六	明治七年六月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ	時候御見舞	五三〇
三三七	明治七年六月三十日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	地租改正ノ件	五三三
三三八	明治七年六月	東京芝青松寺学寮榎田晋作ヨリ左府公へノ建白	時弊矯正策十ヶ条	五三三
三三九	明治七年(六月?)	台湾征伐ノ不可ヲ諫奏セラレン事ヲ左府公ニ望ムノ書(筆者不明)		五三四
三三〇	明治七年六月	白川鼻土族木曾源太郎ヨリ左府公へノ建白	祭政一致教学一途ノ議	五三六
三三二	明治七年六月	東京府三等巡查本城規矩造ヨリ左府公へノ建言	学校生徒ニ柔術ヲ学ハシムルノ件	五四〇
三三三	明治七年六月	大隈参議ヨリ島津久光公への質問書		五四二
		大隈参議ヨリ三条岩倉両公への願書	大隈参議免官ノ件	五四三
		大隈参議辞表		五四三
三三三	明治七年六月	方今ノ御失体ニ付久光公ノ簡条書		五四四
三三四	明治七年六月	久光公ノ大隈重信弾劾始末書		五四六
三三五	明治七年六月	熊谷県、中太祐、森田藤吉等ヨリ伊集院九郎へノ願書	私塾廃止ノ復興ニ付	五三七
三三六	明治七年六月	越後大橋清賢ヨリ左府公へノ建白	時弊革正ニ付	五四八

三三七	明治七年六月	左府公ヨリ三条岩倉両公へ	大隈参議免職ノ件	五〇	
三三八	明治七年六月	左府公ヨリ三条岩倉両公へ	ノ質疑	大隈処分ニ付	五一
三三九	明治七年六月	左府公ヨリ三条相国へ	大隈処分ノ件	五二
三四〇	明治七年六月	宮内卿徳大寺実則侍従長東久世通禧ヨリ大臣参議へ	ノ建白	国憲編纂掛推薦ノ件	五三
三四一	明治七年七月二日	長崎県渡辺等ヨリ左府公へ	ノ建白	長崎県令参事ノ黜陟ニ就テ	五三
三四二	明治七年七月四日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	左府公来駕期日の件	五三
三四三	明治七年七月四日	備後国沼名前神社宮司千賀通世ヨリ左院へ	ノ建白	祭政一致ト久光公 神宮祭主兼任ノ件	五三
三四四	明治七年七月五日	九鬼隆都ヨリ左府公へ	薩州政事施行ノ世評云々	五三
三四五	明治七年七月七日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	左府公来駕差支ノ通知	五三
三四六	明治七年(?)七月九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	陸海軍両卿へノ内達書案	五三
三四七	明治七年(?)七月十日	三条相国ヨリ島津左府公へ	出兵準備ノ件	五三
三四八	明治七年七月十日	鹿児島県士族青崎祐友ヨリ政府へ	ノ建白	物価低廉国富増進策	五三
三四九	明治七年七月十四日	堤功長ヨリ島津左府公へ	就職願出ノ件	五三
三三〇	明治七年七月十六日	九鬼隆都ヨリ久光公へ	詩二首	五三
三三一	明治七年(?)七月十六日	同上	詩二首	五三
三三二	明治七年七月十六日	押小路実潔ヨリ島津左府公へ	時事ニ関スル意見	五三
三三三	明治七年七月十六日	名東県阿波国士族権大講義	島津家系図歴史取調掛拜命願	五三
三三四	明治七年七月十七日	松浦長年ヨリ久光公へ	ノ願書	忠久公問題及五帝考証添三通	五三
三三五	明治七年七月十七日	寺田勘十郎ヨリ久光公へ	ノ左右	公ノ帰県ヲ諫止ス	五三

三四四	明治七年七月二十日	岐阜県安八郡医師橋良平ヨリ左府公へノ建白	神道教法ヲ拡大シ國 体ヲ万国ニ輝スノ議	三六
三四三	明治七年七月廿一日	樺山資親ヨリ西郷隆盛へ	台湾征討ノ急務ヲ論ズ	三〇
三四二	明治七年七月廿二日	浅井実雄ヨリ左府公へノ建白	神国日繼ノ道ニ就テ	三三
三四一	明治七年(?)七月廿五日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ	書類廻付	三三
三四〇	明治七年七月廿六日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	台湾征討ノ件	三三
三四九	明治七年七月廿七日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ	英人ドソ見込書但シ無之	三三
三四八	明治七年七月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津久光公へ	暑中見舞	三四
三四七	明治七年(旧曆六月廿日 七月下旬)	久光公へノ建白「憂國大狂論」	(筆者不明) 国体論、兵制論等廿三論	三四
三四六	明治七年七月	京都大河万丈ヨリ左府公へノ上書	府県庁廃止ノ議	三五
三四五	明治七年七月	度会県士族太郎館季資ヨリ左府公へ	忠臣ヲ官幣社ニ祭祀シ耶蘇教 ヲ排シ神道ヲ普及スルノ件	三五
三四四	明治七年(七月?)	千葉県小学教員某(依田力)ヨリ三条島津兩大臣へ	日清開戦ヲ期シ 西郷副島復職ノ件	三三
三四三	明治七年七月	青森県士族山崎六郎ヨリ左府公へ	時弊救済策五ヶ条	三三
三四二	明治七年(七月?)	秋田県士族高垣尚志ヨリ左府公へ	買國ノ姦臣ヲ斥ケ万民塗炭ノ苦ヲ救ハレシコトヲ	三六
三四一	明治七年七月	洛陽山科生幹ヨリ島津左府公へノ建言	国家経綸ノ五大綱領及内政修理論	三七
三四〇	明治七年七月	宮崎県士族稻津濟ヨリ左府公へノ建白	時弊救済八策	三三
三四九	明治七年七月及八月	台湾蕃地処分趣旨書第二款及第三款	柳原公使ノ談判等	三六
三四八	明治七年八月一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	台湾征討ノ件	三三

- 三六一 明治七年八月一日 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 山県、黒田、伊地知等参議ノ件…………… 六四〇
- 三六二 明治七年八月二日 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 大久保参議清国派遣ノ件…………… 六四〇
- 三六三 明治七年八月四日 従五位藤原隆都ヨリ左府公へノ密呈 練武振威策…………… 六四五
- 三六四 明治七年(○)八月四日 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 定額一件会議…………… 六六六
- 三六五 明治七年八月九日 春日敬三ヨリ左府公へノ建言 黜陟賞罰ヲ蔽明ナラシムルノ議…………… 六六六
- 三六六 明治七年八月十一日 茨城県土族黒沢勝願ヨリ左府公へノ建白 時弊矯正、政府ノ施政方針ニ就テ…………… 六六八
- 三六七 明治七年八月十一日 白川県土族栖本義定…………… 六六八
- 三六八 明治七年八月十一日 熊谷県土族権大講義高原信久ヨリ左府公へノ建言 制度改革ノ件…………… 六七〇
- 三六九 明治七年(○)八月十三日 中山忠能卿ヨリ島津左府公へ 久光公訪問之件…………… 六七三
- 三七〇 明治七年八月十七日 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 御陪食ノ件…………… 六七三
- 三七一 明治七年八月十八日 白川県土族大矢野十郎ヨリ政府へノ建言 台閣大臣ノ一致和合ニ就テ…………… 六七三
- 三七二 明治七年(○)八月廿一日 福島県令安場保和等ヨリ三条相国へノ建言 上下協和其他ノ件…………… 六七七
- 三七三 明治七年八月廿一日 岩倉右府ヨリ島津左府公へ 左府公往訪ノ件…………… 六八〇
- 三七四 明治七年八月廿一日 某氏(元行)履歴書…………… 六八〇
- 三七五 明治七年八月廿一日 渡辺重石丸ヨリ左府公へノ建言 主上御親祭等五ヶ条…………… 六八〇
- 三七六 明治七年(○)八月廿二日 嵯峨実愛卿ヨリ島津左府公へ 三条邸ニ参会ノ件…………… 六八二
- 三七七 明治七年八月廿三日 岩倉右府ヨリ左府公へ 集会不参ノ件…………… 六八三
- 三七八 明治七年八月二十四日 三条太政大臣ヨリ島津左府公及岩倉右府公へ 病欠欠勤ノ件…………… 六八三

三六六	明治七年八月廿四日	中山忠能卿等十四人ヨリ三条岩倉兩卿へノ建白書 島津左府公ノ件	三六三
三六五	明治七年八月(廿四日?)	左府公ヨリ三条岩倉兩公へ 辞表提出ノ件	三六〇
三六〇	明治七年(?)八月廿六日	左府公ヨリ中山從一位等五人へ	三六〇
三六一	明治七年八月廿六日	石川県大聖寺佐楽秀三郎ヨリ海江田信義へ 久光公へ拜謁ノ件「拙樓漫吟」添	三六六
三六二	明治七年八月廿七日	神奈川県令中島信行等ノ政府へノ建言 施政上ノ六条件	三六八
三六三	明治七年八月廿九日	岩倉右府より島津左府公へ 御用覚ケ条書の件	三六九
三六四	明治七年八月二十九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候御見舞	三六九
三六五	明治七年(?)八月三十日	三条太政大臣より島津左府公へ 大山鹿兒島県令辭職の件	三六〇
三六六	明治七年八月(旧七月九日)	伊東長壽ヨリ島津左府公へ 金五千円恩借礼状	三六〇
三六七	明治七年八月(?)	上村行敦ト筧久光公建言ノ成否	三六一
三六八	明治七年八月	左府公ヨリ三条相国へ 上書提出ノ件	三六一
三六九	明治七年八月	西園寺実満ヨリ左府公へノ建白 九月一日ヨリ施行セラルヘキ従前ノ墳墓埋葬禁止ノ東京府令撤廃ヲ乞フノ件	三六三
三六〇	明治七年八月	山本復一ヨリ政府へノ建言 征台ノ兵ヲ収ムルノ議	三六三
三六一	明治七年八月	津輕承叙ヨリ三大臣へノ建白 時弊匡救策五ヶ条	三六三
三六二	明治七年八月	近世烈士伝自序(筆者不明)	三六三
三六三	明治七年(八月?)	横浜へラルド新聞評論 日本ノ為ニ愛國ノ賢相ヲ要ス	三六〇
三六四	明治七年八月	東京府士族松井強哉ヨリ左府公へノ建言 時弊救済富国強兵策ニ就テ	三六三
三六五	明治七年八月及九月	栃木県士族伊藤義典ヨリ左院へノ建言 学校更張、文武一途ノ議等	三六六

三三五	明治七年(?)九月一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	教部省一条	六七
三三六	明治七年九月一日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ	右府来訪ノ件	六七
三三七	明治七年(?)九月二日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	教部省一条ナラン	六七
三三八	明治七年(?)九月三日	三条太政大臣ヨリ左府公右府公へ	海陸調練天覽の事等	六八
三三九	明治七年九月三日	三条太政大臣ヨリ島津左府公岩倉右府公へ	大久保柳原ノ書状廻覽ノ件	六八
三四〇	明治七年(?)九月三日	三条太政大臣ヨリ島津左府公岩倉右府公へ	海陸調練天覽ノ事等	六八
三四一	明治七年九月四日	柳原前光卿ヨリ島津左大臣殿へ	華族会館ノ件	六九
三四二	明治七年九月六日	中山忠能卿等八人ノ建言	閣議ノ忽卒遅緩ヲ論ス	六九
三四三	明治七年(?)九月七日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	岩倉右府ヨリ条約改正掛人選ノ件	六一
三四四	明治七年(?)九月七日	岩倉具視ヨリ久光公へ?	参朝要談ノ件	六一
三四五	明治七年(?)九月十日	三条実美ヨリ大久保利通へ?	木戸孝允ノ件	六一
三四六	明治七年(?)九月十日	琉球藩王尚泰ヨリ島津従二位公へ	藩制改革ニ関スル歎願書	六一
三四七	明治七年(?)九月十一日	大山綱良ヨリ桂久武へ	鹿児島県治上ノ件	六三
三四八	明治七年(?)九月十六日	本田親雄ヨリ奈良原繁へ	久光公へノ意見上申ニ付	六四
三四九	明治七年(?)九月十八日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	岩倉右府邸へ参集ノ件	六五
三四〇	明治七年九月十八日	山県陸軍卿ヨリ内史宛	行軍 天覽ニ付岩倉邸へ不参ノ件	六五
三四一	明治七年(?)九月十九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	岩倉右府邸へ参集ノ件	六五

二四三	明治七年九月中旬	置賜県士族宇加地新八ヨリ左院へノ建白 兵制ト兵備ニ就テ	六六
二四三	明治七年九月廿二日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 川村海軍大輔ト面会ノ件	六〇
二四四	明治七年九月廿三日	無名氏ヨリ久光公へ 台湾征伐ヲ頌スル詩一首	六〇
二四五	明治七年九月二十三日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 河村海軍大輔面会之件	六一
二四六	明治七年(〇)九月廿七日	大久保一翁ヨリ島津左府公へ 病氣療養ノ件	六一
二四七	明治七年九月二十九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候御見舞	六一
二四八	明治七年九月廿日	久光公へノ建言(筆者不明) 人才撰用等六ヶ条	六一
二四九	明治七年九月	勸業寮農務課出仕川添峯直建白 勸農ノ急務ニ就テ	六五
二五〇	明治七年九月	無名氏ヨリ政府へノ建言 道ト法ヲ一和セシムルコト	六六
二五二	明治七年九月	白川県士族長江剛介ヨリ左府公へノ建言 人材登用、非違巡察等ノ件	六七
二五三	明治七年九月	栃木県士族伊藤義典ヨリ左府公へ 兵備拡張ノ件	七〇
二五三	明治七年九月	高知県士族高崎睿雄、森復吉郎等廿五人ヨリノ上奏 制度ノ改革ニ就テ	七〇
二五四	明治七年九月	白川県士族松井正幹、植野常備ヨリ左院へノ建白 時弊矯正策	七〇
二五五	明治七年九月	旧芸州藩岩碓一基ヨリ左府公ノ左右ニ呈ス 世変ヲ憂ヘテ	七〇
二五六	明治七年九月	石川県士族小川孜成ヨリ左府公へノ建言 内治外交ノ刷新ト賢材任用	七一
二五七	明治七年十月二日	千葉県人石川静湖ヨリ同県令柴原和へノ答書 官令ノ民情ニ適否等七ヶ条ノ下問ニ対シテ	七三
二五八	明治七年十月五日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 英字駐葡公使等御陪食ノ件	七七

二四九	明治七年十月六日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	青森県参事ノ件	七七
二四〇	明治七年十月八日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	青森県参事ノ件	七八
二四一	明治七年十月八日	横山租稅権助林海軍大佐ヨリ大隈長官へノ電報訳文	大久保弁理大臣ノ北京談判	七八
二四二	明治七年十月九日	三条太政大臣ヨリ島津公へ	井上少佐報告	七九
二四三	明治七年十月十日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	国債募集ノ件	七九
二四四	明治七年十月十日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	青森県参事ノ件	七九
二四五	明治七年十月十二日	堤功長ヨリ島津左府公へ	就職願出ノ件	七〇
二四六	明治七年十月十四日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	森外務少輔建白	七二
二四七	明治七年十月十八日	三大臣ヨリ西郷都督へノ贈物		七二
二四八	明治七年十月十八日	大隈長官ヨリ島津左大臣へ	台湾事件電報	七三
二四九	明治七年十月十八日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	台湾出張都督以下へ慰問品贈与ノ件	七三
二五〇	明治七年十月十九日	茨城県士族鈴木成章ヨリ左府公へノ建白	台湾征伐従軍希望	七三
二五一	明治七年十月二十一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	台湾征伐ノ件	七五
			七言律詩添	七三

二四 大久保一翁ヨリ勝安芳へ

久光公退京ノ意云々

〔包紙ニアリ〕
御逢相願候は御用多

御中恐入候ニ付、書取を以

相願候、御直披希候、 大久保一翁

〔封紙ウツ書〕
安芳様 一翁

御直披

ナ

ル

頃日御来光御内談之義、今日より出庁ニ付出懸西郷殿へ
相越御退去御趣向有之由、右は何故欤甚解兼候、

朝廷御不都合計ニも無之、為島津家ニも不可然、且勝・

愚翁等甚当惑ニ付平々御止之歎願被出候と申述候処、右

様決候事ニも無之、只々近時病身ニ相成候而勤無覚束心

配と被申候ニ付、此辺ニ而御保養は御随意可然候得共、

鹿尾^{〔鹿尾〕}へ御越は甚不宜様存候、其訳ハと一二廉申述、且大

久保殿ニも深御心配被成居候趣勝より承候と申候処、同

人等心配致具候而ハ大ニ都合宜と真ニ為悦候体ニ候、今
日之口気急ニ為立去候様子ニも無之、しかし安心も不致
候間、尚乍不及幾度も歎願ヲハ可出心得ニ候得共、大久
保明卿へ翁より希候ハ、御同人より從二位殿御方追々御
氷解ニ相成候様、為全国御尽力願度と御通候ハ、其内
翁も罷出可願候、二位殿御方は大明卿と松方氏と之御尽
力ニ頼候様相考候、其他海と内と之兩氏等御登用御尽力
之方哉と存候風と愚老・海氏今之場ニ而願上も御不都合
ニ候ハ、宮内中へ御入之方却而可然哉とも考候、奇案
ニ候哉難計、御参考迄ニ候、尚一兩日中罷出、西郷殿様
子は委敷可申上候、早々頓首、

六月三日

文書原寸 縦一六・七種 包紙原寸 縦二七・五種

横 一〇四種 横 三六種

三皇 旧前橋藩土城井寿章ヨリ久光公へノ建言

和漢洋ノ三学革正更張ノ議

愚窃ニ以謂ラク、今日政体ヲ濫スモノ三ツアリ、無識ノ皇朝学者ト鹵莽滅裂ノ漢学者ト西洋横文ヲ浅ク学ヒ深ク醉シ者是レ也、凡ソ此ノ三ツモノ今日ニ在テハ、一ツモ闕クベカラズ、天下ヲ治ムル具ナレトモ、今ハ政体ヲ濫ス具トナル、是畢竟没分曉ノ有司此ノ三ツノ者ニ愚弄セラル、ト惑溺スルトニ因ル故也、今臣謹テ一二鄙見ヲ述ヘ其弊ヲ弁駁スルコト左ノ如シ、若シ万一モ採択ニ備ラバ大幸矣、

世ノ所謂皇学者ナルモノ其説ク所へ、上古荒唐怪異ノ事ニテ、修身齐家治国平天下ノ事ニ関涉セズ、徒ニ儒ヲ誇リ仏ヲ罵ルノミニテ、倫理綱常ノ道ハ度外ニ置ク、王政復古ノ初メ嗚哇蟬噪ノ如ク一時囂々タリ、然レトモ其学固ヨリ根柢ナク、又人倫日用ノ道ニ益ナキ故、自ラ漸々衰微シテ、今ヤ絶ヘザル縷ノ如シ、是レ亦可歎コト也、抑徳川氏ノ凶愆猶熾ナル、天下皆幕府アルコトヲ知

テ

朝廷アルコトヲ知ラザル時ニ当ツテ大義ヲ首唱シ、天下ノ人ヲシテ名分ヲ知り方向ヲ決シテ、王事ヲ勤メシムルモノハ、皇学ノ功モナキニ非ス、朝廷当初採用セシモ又是ヲ以テ也、伏テ願クハ荒唐怪異ノ説ヲ主張シ、人倫日用ニ益ナキ者ハ一切擯斥シテ、博ク国典ニ通シ、語学ニ精シキ者ヲ精選スベキ也、

謹テ案ズルニ、所謂神道トハ

神祖 神孫ノ天ニ繼キ極ヲ立テ、以テ天下ヲ治メ玉ヒシ所以ノ道ヲ云フ、又其神道ヲ

累朝ノ 神聖相繼述シ給ヒテ、世ヲ治メ、民ヲ安ゼシ典刑ヲ講究スル者ヲ皇学者ト云フ、今ノ荒唐怪異ノ説ヲ主張スルモノ、豈真ノ皇学者ナラムヤ、豈亦与ニ神道ヲ論ズルニ足ランヤ、

漢学ナルモノ二百年來大ニ開ケ、今ヤ家々六經ヲ置キ、人々四子ヲ挾ム、然レトモ近世学者大抵虚文浮薄ニシテ既ニ实用ノ学ナク、又实用ノ才ナシ、所謂齋宇鬼瑣ノ徒

鹵莽滅裂ノ学ヲ以テ迂怪偏僻ノ見ヲ執リ、僥倖ニ頭要ノ地ニ出テ、政体ヲ濫スモノ往々之レ有リ、或ハ伶俐俊才ノ者モ其流弊ニ忸レ、徒ニ該博ヲ貪リ、虚文浮詞ニ誇ルモノ滔々皆是ナリ、伏テ願クハ博ク古今ニ通シ、経世ノ学アル者ヲ選挙シテ、鹵莽滅裂浮文輕躁ノ学者ヲ一切擯斥アラセラレタキコト也、(術カ)方々今洋学日ニ開ケ月ニ盛ナリ、殊ニ

王政維新以来 皇族・華族以下士民ニ至ル迄西洋ニ遊学スルコトヲ許ス、然レトモ未タ 国家ニ裨益アル実効ヲ見ズ、徒ニ風ヲ敗リ俗ヲ乱ス、其害尤甚シキヲ見ルノミ、纔ニ一二部ノ横文ヲ読了スレバ、便チ衣服飲食ヨリ一切ノ器械マテ洋風ニ倣擬シ、自ラ活眼ヲ開クト号ス、其学(術カ)秋毫モ国用ヲ為サズ、是レ実ニ可憂ノ甚シキコト也、願クハ自今生徒ニ命シテ、所謂専門学ヲ修メシムヘシ、仮令ヘハ天文・地理・測量・兵法・医道・法律等ノ類科日ヲ掲ケ置キ、其性ノ近キ所ヲ一科ツ、学バシムベシ、其才ニ応シテ其好ム所ニ随ヒ、二科三科ト衆科ヲ兼ネシ

ムルモ可也、航海測量等ノ事ハ尤今日ノ急務也、宜シク其性ニ近キ所ノ人ヲ選シテ講究イタサセベシ、(マ)我國ニテ略其事ニ通シテ後チ海外ニ遣シ、彼地ノ専門家ニ就キ学ハスベシ、今華族ノ子弟年末タ弱冠ニ及ハザル者、又ハ肉食ノ少年菽麦ヲ弁セザル者ヲ数千金ヲ与ヘテ其人ヲ扱ハズシテ漫然ト海外ニ遊ハシムル、臣ノ解セザル所也、窃ニ聞ク、西洋各国ニテハ略其国ノ史ニ涉リ、其国ノ学ニ通シテ後他邦ノ書籍ヲ涉獵講究スルコトヲ許スト、彼レ大ニ前後スル所ヲ知ト謂ヘシ、伏テ願クハ海外ニ留学スル諸生ハ尤其人才ヲ精選スベシ、苟モ其人ヲ選バサレバ、但ニ益ナキ而已ナラズ、却テ笑ヲ海外ニ遺サン、凡ソ此三学ヲ皇張スルハ学政ヲ掌ル人ニ在ルノミ、

此書ハ辛未八月某公ニ献セシ所ナリ、今茲癸酉春新
聞雜誌ヲ讀ムニ、鄙見ニ符合セシ一条アリ、録シテ
参考ニ備フ、西歴千八百七十二年我明治六年十月、英

国倫敦マクミラン氏ノ新聞紙抄訳ニ曰ク、日本ヨリ
欧米ニ留学セシ若年書生浅少ナレ、脩業ニテ猥リニ

自負自長シ、帰国シテ海岸一步モ出ザル者ニ向テ虚
喝欺罔シ、且各留学セシ国ヲ鼻負シテ、米ヨリ帰り
シ者ハ共和政治ヲ唱へ、英ヨリ帰りシ者ハ統一政治
ヲ称シ、区々ノ議論ヲ生シ、其混雜想フベシ、若シ
如此学者ノ為ニ支配セラレテ人民安全スレバ、天ノ
助クル僥倖ト云ベシ云云、臣誦テ此ニ至リ不覚ヘズ、
掩卷テ慨嘆痛憤セリ、因テ録シテ世ノ憂國ノ君子ニ
告ク、

観国使ヲ西洋各国ニ遣スベキ事、

漢洋ノ学ニ通シテ才識アル者ヲ数十名選択シ、西洋各国
ヘ投シ謀者トシ、是レヲ号シテ観国使ト云フ、其国風ヲ
観、其民俗ヲ察シ、其君相ノ賢愚、政治ノ得失ヲ探索セ
シムベシ、又各国有名人物ヲ採訪結納シ、其才能技倆ヲ
記シ置キ、他日我国ノ用ニ備ベシ、又各国ノ「ミニスト
ル」「コンシユル」ノ内、我国ニ毎々往来スル者ハ、別
テ念ヲ入レ其為人如何、其技倆如何、其才能如何等ヲ熟
察シ、其人物等級及ヒ其国君ニ信用セラル、ヤ否、我ト

彼トノ交際応接フリモ彼ニテハ何ト謂フヤ、一切ノ挙動
尽ク探索シテ彼レノ癖ヲ知り、又ソノ技倆ヲ知り、其為
人ヲ心得テ之ニ応接スレバ、自ラ不覚ヲ取ルコト鮮カラ
ト奉存候、

昔シ魯西亜王伯徳祿^(ビニートル一世)、ソノ国ノ固陋ニシテ人文ノ開ケ

ザルヲ思ヒ、欧邏巴諸州ヲ親ラ遊歴シテ各国ノ風俗ヲ
観、其政治ヲ鑑ミ、百工衆技ノ士ヲ召募シ、終ニ今日

盛大強富ノ基ヲ開ケリ、此世人ノ能ク知ル所ニテ、我

レノ今日鑑トスベキ所ナリ、

此観国使ハ各国ニ遣シ置ク留学生ノ内ニテ才識アル者ヲ
択ンテ任スルモ可也、其人ヲ選ンテ其任ニ当ラザレバ、
更ニ益ナシ、臣ノ不才敢テソノ任ニ当ラズト雖モ、御採
用アラセラルレバ螻蟻ノ微力ヲ竭サントス、取 進止、

辛未八月念五日

右ハ辛未ノ秋西郷参議^(參議)・大木文部卿^(卿任)其他要路ノ諸公ヘ
献ゼシ書也、書入テ報セズ、恰モ沙磧ヲ蒼海ノ中ニ投

ズルガ如ク、杳然ト其之ク所ロヲ知ラス、甚哉、

朝廷ノ賤人ノ言ヲ輕忽ニスルヤ、其後江州商民商事ヲ以テ支那ニ航シ、彼国ニテ洋夷等我邦ノ楮幣ヲ贋製セシ事ヲ探得テ歸リ、朝ニ報セシコトアリ、其他各国ノ情実ヲ知ラズシテ着々失措ノコト鮮カラズ、蓋シ章ノ言驗アルニ似タリ、抑 朝廷言ヲ求ムル名アツテ言ヲ求ムル実ナキ久シ、謏劣章ノ如キハ言フニ足ラズ、雖然此他章ノ言不幸ニシテ他日ニ驗アラントスル、是ヨリ大ナルモノアリ、夫レ善ヲ善トシテ不能用、惡ヲ惡トシテ不能去ハ、郭氏ノ亡ブル所以ナリ、章未タ天下ノ事底止スル所ロヲ知ラズ、伏以ニ

明公閣下位重徳高虚懷求言サセラレ、賤愚章力如キモ猶下問ヲ賜ル、嗚呼誰カ感激シテ衷情ヲ吐露スルヲ欲セザランヤ、宜哉、天下ノ人皆旦夕入テ槐位ニ進マセラレンコトヲ望ムヤ、幸ニ閣下ニ頼テ少シク章言採納ヲ賜ラハ、則チ亦天下ノ大幸也、

癸酉六月十日

城井寿章謹再拜

上

從二位島津公 閣下

冊子原寸 縦二四種 横一六・五種 九枚

三吳 中川從四位ヨリ島津從二位殿へ

來訪談話ノ件

(封筒) 從二位久光殿 中川從四位

御直披用上書

(封筒ウラ)

」

未不同之候ニ御座候得共、弥御安康被為渡奉雀躍候、將今般御出京之趣承リ、早々御歛時候御見舞旁参上いたし候筈之処取紛不能其義、今日迄延引御無音打過、御免し下り候、近日拝顔之義家扶之者ヲ以申上候処、御承知被下忝奉謝候、就而は来る十七日午後参上拝顔相示申候、於京地拝顔上前後不得拝顔、既ニ老兩度も及爰許候得共、其頃御不快之趣ニ而御答書も御断、且爰許ニ而は何事も

難尽、其刃押移候、御旧藩ハ私方旧藩御近方毎々家来執

行筋ニ而差こし、色々世話ニも相成候旁、右等之御礼且

拝顔ニ而万々赤心御咄申上度云々も有之、御伺申上度条

々も不少候、是則私身之事ニ無之、積年 皇国御案し申

上候処より、四五年前より伺度相合候義不少、然ニ此兩

三年已来ハ別而御変化之御時宜ニ望是非心中色々相考候

義も、今日ニ望候而は大ニ相違之事而已多、当今之光景

ニより御伺申上度、是よりも御咄申上度相合候事ニ御座

候、何事も十七日拝顔と筆ヲ留候、尤十七日全く御咄而

已ニ而候、一切御構不被下様此段預メ願置候、頓首拜、

六月十五日

御直披早々御火中

文書原寸 縦一六種 封筒原寸 縦一八・七種

横一〇四種 横 五・二種

二〇四七 江藤新平ヨリ大久保利通へ

〔封紙ウツ書〕
「大久保賢台 江藤新平

御親展

フ

」

拜啓、梅雨之候弥御清穆之筈奉拝賀候、陳は御帰 朝後

無限御無沙汰申上奉厚謝候、先日は参上候得共、御他行

中、御門迄ニ而罷帰申候、就而ハ御目ニ懸り度義有之、

参上仕度御座候間、明朝明夕之内一字間計リ拝姿奉願候

条、御支之有無御示シ被下度奉願候、此段勿々頓首再拜、

第六月十六日

文書原寸 縦一七種 横八四・六種

二〇四八 向井新兵衛ヨリ集議院へノ建白

耶蘇教排斥論

二〇四八ノ一

謹而献芹仕候、微臣儀去月帰県被仰付候得共、其以前よ

り病氣ニ有之立延奉願置候処、其後病氣尚又差重く、種

々治療仕、乍漸五日跡より可也ニ步行等仕候、就而は病

中より献言之心組ニ而罷在候付、去ル十八日集議院江別冊差出候得共、未為何之御沙汰も無御座、因循姑息之書面ニ而

御前之御趣意ニは実ニ恐入奉存候得共、唯究約自牖之目適ニ而献白仕候間、不願恐別冊奉呈

尊覽候間、何卒 御一覽被成下候様奉願候、左候而追々御沙汰之趣ニ仍而は、義理極致之処を談判仕愚考ニ御座候、形行之次第ハ追而言上可仕候、以上、

酉

六月廿一日

向井新兵衛

文書原寸 縦一六・五極 横三九・五極

二〇四八ノ二

(表紙)
「献言写」

当今

朝廷ノ廟謨遠大深微ニシテ、頑固ノ微臣其意ヲ了解スル

コト能ハス、故ニ干冒ノ暴言ヲ述テ固陋ノ意ヲ献ス、伏願クハ

朝廷寛大ノ仁慈ヲ垂レ、愚臣ノ言フ件々ヲ義理明白ニ教諭ヲ給ヒ、頑固ノ心胆ヲ明朗ナラシメンコトヲ希望ス、謹テ惟ルニ、

神州ノ地タルヤ太陽ノ東ニ位シ、土地豊饒、人性素直、

世界万国ノ首タリ、地ノ体タルヤ円ニシテ首尾無キガ

如シト云ヘトモ、北ヲ以テ上トシ南ヲ以テ下トスレバ

首尾ナシト云フ可カラス、我上古氣化ノ時未確定ノ道

行レス、

天孫瓊々杵尊天神ノ聖徳ヲ得テ降臨シ、時ニ三十六神七

十二神ノ賢徳ノ神アリ、天孫ノ聖徳ヲ仰キ、臣從輔

弼シ、大日本ノ国ヲ治メ給ヒ、

神武ノ朝王化漸ク治ク 景行ノ時ニ到テ六十余州総テ王

化ニ帰シ、上古ヨリ君臣ノ大義確乎トシテ不可拔ハ

神州ノ国体ニシテ、 応神ノ朝ニ到ル迄テ人性素直無

為ニシテ治リ、百姓日用不知堯舜ノ治ト云ヘトモ及フ

可カラス、時ニ王仁初テ聖籍ヲ獻シ、

天皇是ヲ受読アリシニ、漢土ハ風土同ク人氣相類シ、義理明弁大ニ我 国ノ羽翼タルヲ明知シ、是ヲ 皇子ヨリ庶民ニ授ケ給ヒ、其功驗即チ 仁徳稚郎子ニ及ビ、千古希ナル聖徳ノ行蹟顯レ、尋テ 顯宗 仁賢ノ美德アリ、降テ 欽明ノ朝初テ竺書西來シ受読アリシニ、胡神ノ教ニテ我が 中国ニ用ユ可カラザルヲ以テ是ヲ退ケ、浪華ノ堀江ニ捨給ヒ、其後馬子大臣ノ寵ヲ以テ頻ニ崇奉センコトヲ希望セシニ因リ、彼レノ家而已用ユルコトヲ免ルサレシニ、聖徳太子ノ尊ヲ以崇信又甚シク、終ニ天下ニ滋蔓シ、寺ヲ国府ニ置ニ到リ、朝廷大故アレバ必大般若經ヲ紫宸殿ニ講シ、天ノ福信ヲ求ムト云ヘトモ、無用ノ失費而已、其功驗一トシテ見ズ、素直ノ人ヲシテ益タス頑固ニ陥ラシム、甚シキニ到テハ、至尊ノ身ヲ以テ三宝ノ奴ト称シ、赫々タル神明ノ 皇統ヲ以テ胡神ノ奴隷トナリ、国体ヲ辱シム、或ハ道鏡ノ醜態ヲ以テ頗ル神器ニ垂レントス、清麻呂

無カツセバ天下草生ヲ何如シ、且空海幻術ヲ以テ至尊ヲ愚弄シ、玄昉輩閨門ヲ紊リ醜声外ニキコヘ、或叡山ノ歎アリ、一向ノ害アリ、千緒万端其害云ベカラス、仏ノ大害ヲ細挙スルハ耶蘇ノ大害仏ニ千倍スルヲ以テ此ニ贅ス、今西洋各国ハ五百年前ハ野蛮ノ人種ニシテ、黑人ノ如ク愚ナリ、サレトモ毫傑ノ人出テ人道ヲ頗ル知覺シ、大ニ責免勉勵シ、人民ニ農巧ヲ晋メ、耶蘇ノ教ヲ以テ民心ヲ維持シ、愚夫愚婦ヲシテ方向ヲ知ラシメ、百年前ヨリ最狡々トシテ知巧ヲ窮メ、理学・舍蜜・機械・海陸ノ軍制ヲ講窮シ、土地ヲ廣大ニ從ヘ、富国強兵ノ策ヲ立テ、世界ニ跋扈ス、今日ニ到テハ天下争フベカラザルノ形勢ナリ、我 神州今日ノ如ク独狐ナルノ国ニ非スト云ヘトモ、上古ヨリ土地豊饒、人性素直、一トシテ不足ナキノ国ユヘ、カヲ知巧ニ用ユルコトナク、無為ノ化ニ浴シ、殊ニ近来ニ降テハ三百年目ニ干戈ヲ見ス、人情輕薄ニ流レ奢侈ニ移リ、カヲ致知力行ニ用ユルナク、懶惰ニ陥リ、今日ノ如ク頑固ニ

到ル、又政ヲ施スヤ、我 国内ノ兵乱ヲ生ザルヲ以テ
 主トシ、更ニ外国交際ノ今日アルヲ知ラス、吾ノ知慮
 ナキヤ甚シ、彼レ海陸ノ蒸気械ヲ以万里ノ遠路トイヘ
 トモ、隣国ノ如ク銃砲ノ利器ヲ以テ敵壘ヲ碎クコト鶉
 卵ノ如ク、戦ヘバ必ス勝チ、施ゼバ必ス利アルヲ以、
 惟々彼ノ文明開化ハ未先哲ノ識ザルコトト思ヒ、且彼
 ノ奇々妙巧ノ事業ニ驚キ、駭々然トシテ洋道耶教ヲ慕
 フコト飢渴ノ如シ、誰カ落胆セザランヤ、是無他我ノ
 頑愚ヲ不知シテ彼ノ長ズル処ヲ見而已、実ニ長大息ノ
 甚シキニ非スヤ、然トモ今我 神州ノ美国ニ生レ、智
 巧彼ニ如カザルハ、純金ノ泥中ニ久ク沈ミ、赤錆ノ出
 テ、鉄銅ヲ見ルガ如ク、誰カ純金ノ光輝アルヲ知ラン、
 西洋ノ知巧ハ真鍮ノ如シ、五百年來千磋磨励ノ功ヲ以
 テ真鍮ノ光輝眼ヲ射ルガ如ク、我が赤錆ノ純金何彼ニ
 比較スベケン、今断然トシテ赤錆ノ純金ヲ千磨勉勵セ
 バ、数年ヲ期セズ其光輝六合ニ普ク真鍮ノ光輝ト日ヲ
 同シテ論ス可ケン、世界誰カ恐懼セザランヤ、我が頑

固ノ見ヲ以テ真鍮ノ光輝ニ驚キ、我が純金ヲ千磨スル
 ニ日適ヲ用スシテ 神州ノ綱紀ヲ廢セントス、至愚ノ
 極ト云ベシ、顧ニ我 国ノ綱紀ハ一塵モ変ス可ラス、
 一塵モ廢ス可カラス、今日ニ到テハ西洋長ズル処ノ理
 学・舎蜜・機械・海陸ノ兵制・富国強兵等有用ノ件々
 用捨斟酌シ、其資ルベキヲ大ニ採擷シ、 皇州純金ノ
 羽翼トナサバ、洋人ノ落胆スベキ無疑ヤ、必ス今銃砲
 軍艦ノ利器ハ古ナキ処、其利器ナルヲ以テ軍費ノ巨大
 ナル亦古ヘナキ処、故富国ノ策十分充実セザレハ、神
 武ノ威徳モ輝カス、仍テ今日ヨリ大ニ無用ノ費ヲ省キ、
 富国ノ道ヲ立テ、強兵ノ策ヲ確定シ、 皇威充溢セバ
 交際等ノ事件ハ吾道ノ正キヲ以テシテ、彼吾ニ從ハン
 コト有他ヤ、今人情ヲ察スルニ、彼レノ衣冠其他百物
 散髪・脱刀等ノ形ヲ学テ、其可用ノ実事ヲ学バス、海
 陸ノ兵制規則、英仏ノ旗号而已ヲ学テ、軍事ノ妙用鬼
 神モ計リ知ルベカラザルノ運動ハ吾ニアルヲ知ラズ、
 間少シク 皇国ノ旗号アリト云ヘトモ、略視スル時ハ

皆英仏ノ旗号ナリ、如此ナレバ内外ノ名分不明、大ニ
国体ヲ汚辱スルニ到ル、慨歎ス可キノコトナラスヤ、
其他言フニ忍ザルノ件々又多シ、加之此般耶蘇ノ妖教
ヲ免サレシ由、是レ何等ノ定理有ルヤ了解スル能ハス、
前件仏教ノ大害サヘ云フ可カラス、況ンヤ耶蘇教ニ於
テヲヤ、耶蘇ノ教タル天帝主宰ヲ以大父母トシ、共和
政治ヲ以テ天道ノ大綱トシ、君臣父子ノ大綱ヲ以テ人
作トシ、我が道ト反対スルコト水火ノ如シ、我が上古
ヨリ君臣ノ分確然不易ノ正道ヲ廢シ、野蠻ノ道ヲ遵奉
セントス、惑ノ甚キニ非スヤ、上古神聖ノ命令何如ト
スルヤ、人心アルモノ黙止スベケン、西洋ノ如キハ此
レニ反シ国初ヨリ共和政治ヲ大綱トスル国ナレバ、智
巧ヲ以テ万民ヲ磨励シ、耶蘇ノ教ヲ以テ愚夫愚婦ヲ論
ス、彼ニ有テハ至当ノ定理ト云ベシ、我ニ有テハ上古
ヨリ君臣上下系統ヲ重スルヲ以テ大綱トスル神命アリ、
故ニ万古不易 天皇ノ称賛スベキ世界各国他ニ聞クコ
ト無シ、然則天帝ノ命令各国ニ依テ異命アル所以ハ無

キ理ナレトモ、是レ亦自然ノ理アリ、今卑言ヲ以テ譬
ヘン、皇后ノ尊キアリ、華族ノ貴婦人アリ、工雇輩ノ
賤婦アリ、皆婦人ナリ、其主夫ニ事ルノ道二道アルノ
理ナシ、然トモ上中下ノ位アリ、其位アル時ハ今日奉
侍ノ事業一ナルコト能ハス、夫レ賤婦ノ事業ヤ、身力
ヲ以テ其夫ニ奉シ、百物自ラ買ヒ薪水自ラ勤メ、炊爨
自ラ調シ、湯浴酒饌百般自ラ供シ、從順恭愛以テ主夫
ヲ悦バシム、是レ賤婦其夫ニ事フ至当ノ定理也、然レ
トモ今 皇后ノ尊位ヲ以テ賤婦ノ事業ニ習ヒ 至尊ニ
奉事アラバ至当ノ定理ト謂フベキヤ、頑愚ノモノト云
ヘトモ至当ナラザルヲ知ル、故ニ上中下位ニ依テ自然
ニ中庸ノ道アリ、是二道アル所以ナリ、故ニ識ル、我
神州ハ 皇后ノ國、漢土ハ貴婦人ノ國、西洋ハ賤婦ノ
國ナリ、是土地ニ因テ国体ノ自然ニ異ナル所以ナリ、
如此ナレハ天帝ノ人間ニ於テ愛憎私心アルニ似ルト云
ヘトモ、全ク愛憎私心アルニ非ス、大地ノ形タルヤ円
ニシテ上下首尾無キガ如クナレトモ、寒暖熱ノ三帶ア

リ、其三帯ノ内 皇國ハ土地豊饒人性素直、一トシテ不可ナルヲ見ズ、故ニ天帝ノ命其土地人性ノ自然ニ因テ、上古ヨリ君臣上下ノ分ヲ令シ給フ、漢土ハ我が國ニ類スト云ヘトモ、堯舜ノ時共和政治ノ政ヲ施セシニヨリ、其後ニ到テハ放伐ヲ以テ君トナルノ人少カラズ、武王討伐ヲ以テ天下ヲ得ル、周ノ末世ニ孔子生レ、先王ヲ非議スベキコト能ハズ、実ニ天帝ノ大綱ヲ泯滅シタルヲ深ク憂ヒ深ク思ヒ、遠ク慮リ後世乱臣・賊子アラシムヲ恐レ、春秋ヲ著シ天下万世不易ノ大綱ヲ述ベ、褒貶ヲ寓シ不拔ノ大經ヲ書スト云ヘトモ、何如トモスルコトナク其後討伐篡奪ヲ以テ天下ヲ得ルノ君不少、西洋ハ上古ヨリ君臣ノ分ナク、有徳ヲ以テ君トスルノ國体ナリ、故ニ今仏ノナポレヲ戦敗レ囚レトナルトイヘトモ、其下一人義ニ死スルヲ聞カズ、惟々ナポレヲノ政事ノ悪シキヲ云ヒ、共和政治ノ政ヲ施ス、是亦自然ノ國体ナリ、天帝各國ニ仍テ私スルニ非ス、是レ自然ノ道ナリ、何如トナレハ、寒暖熱三帯中ノ土地

ニ仍テ生スル草木・^(禽) 禽獸・虫魚モ皆異ナリ、人性知愚賢不肖モ亦異ナルアリ、故ニ黒人ノ如キ文明開化ノ國ニ居ルト云ヘトモ、頑愚ヲ發明スル能ハズ、是レ天帝モ自然ニ因テ命スル処ナリ、賤婦ノ國ノ如キハ共和政治ヲ遵奉シ耶蘇ノ教ヲ奉スル、是亦天帝自然ノ命令彼レニ有テハ至当ノ定理ト云ベシ、即チ賤婦ノ其主夫ニ事ル道ト同一理ニシテ、此三等ノ差ヒアルヲ知ラザルハ、其元ヲ均フセズンバ方寸ノ木モ岑楼ヨリ高カカラシムノ理ニテ、頑固ノ微臣憂國ノ杞情黙止スルコト能ザル所以ナリ、恐レ賢クモ、今

朝廷ノ廟謨遠大深微ニシテ、其意ヲ了解スルコト能ハズ、朝旨ヲ信服セザル頑固ノ民モ亦数百万ニ到ラン、如此ナレバ、

朝旨ノ大害ヲ醸シ、王化ノ百累ヲ生スルニ到ルベシ、故ニ頑固ノ暴言ヲ述テ以テ 進獻ス、伏乞、微臣ノ言フ件々ヲ精微明細教諭ノ書ヲ賜ハシ、頑固モ覺目シ、朝旨ヲ遵奉セン、又教諭ノ書ヲ以テ布告シ、天下頑固ノ

民ヲ知覚セシメ、万分ノ一ヲモ奉

天恩ノ外更ニ他志無ク、且頑夫ノ書趣意十分達ルコト能
ハズ、依テ議官御中ニ拜謁口上ヲ以舌演センコトヲ希
望ス、

明治六年癸酉六月十八日

向井新兵衛
当西五拾貳歳



集議院

御中

第二大区二ノ小区南佐久間町二丁目
二番地岩崎鉉司所江寄宿

冊子原寸 縦二三・八種 横一六・二種 九枚

三四九 堤右京大夫ヨリ島津中将公へ

暑中見舞

(包紙ウツ書)
「島津中将殿 堤右京大夫

」

(封紙ウツ書)
「島津中将殿 堤右京大夫
机下

甚暑之候漸難凌相成候処、漸惣容方弥以御安康珍重存候、

隨而華家各無異罷在候、乍憚御休慮可給候、將一種乍輕

微不相變時候御見舞申入候、寸志までニ入進覽之候、於
御笑留は千万大幸存候、仍匆々如斯候也、敬白、

六月廿日

尚々、不順候隨分御自愛專一存候、当春蟲品入進覽

候処、為御答札不存寄賜物不淺忝存候、乍同紙御札

申入度存候、大乱書御用捨可給候也、

文書原寸(折紙) 縦一六・三種 包紙原寸 縦 二八種

横四六・二種

横四〇・五種

三〇〇 久光公十四箇条ノ建言註解

二〇五〇ノ一

至尊御學問之事

凡ソ

天子ノ御學問他ナシ、皇國固有ノ大道ヲ講明シ、漢土

聖賢脩己治人ノ要旨ヲ研究シ、善惡ノ辨ヲ明ニシ、忠邪

ノ分ヲ弁ヘ玉ヒ、毫モ輕卒疎暴ノ御學動ナク、曉然ト

シテ道ノ正ニ趨カセ玉フニアリ、彼洋学ノ如キハ一種ノ
技芸ニシテ、

至尊ノ急ニシ玉フ所ニアラス、即今ノ

御日課ノ如キ事多端ニ涉リ、

御帰着ノ期遠ク、何ヲ以

聖徳ノ光明ニ至ラセラルヘキヤ、且侍臣阿諛迎合ノ徒多

ク、君徳ヲ汚穢シ、又兵卒ヲシテ君側ヲ擁衛セシム、

非常ノ変アルカ如シ、其所以ヲシラス、早ク此輩ヲ黜ケ

老成重厚剛毅木訥ノ人ヲ華士族中ヨリ撰ヒ、以テ師伝ノ

官ニ任シ 聖徳ヲ輔導シ奉ルヘキナリ、

立ニ国本ニ張ニ紀綱ニ事

此条ハ一篇ノ綱領ニシテ、下ノ数条ハ其目ノ如シ、国本
ヲ立ルトハ 皇国ノ本体ヲ動揺セシメサルヲ云、本体ト

ハ則

皇統一系万古革命ナク、綱常明カニ礼義ヲ崇ヒ、廉恥ヲ

重ンジ、民心ヲ維持スル正ニシテ且大ナルモノナリ、今

ヤ洋說横行、將ニ国本ヲ傾敗スルニ至ラントス、是ヲ以

更ニ紀綱ヲ張り、皇国ノ基礎ヲ確定スヘシ、夫 朝廷

ノ政其大綱ナルハ君臣ノ礼正ク上下ノ分定リ、百官其職

ヲ尽スニアリ、方今朝令暮改、人婦嚮スル処ヲシラス、

今日甲官ヲ罷ラレ不日ニ乙官ニ任シ、朝廷殆ント逆旅

ノ如シ、何ヲ以紀綱ヲ張ルニ暇アランヤ、

定ニ服制ニ蔽ニ容貌ニ事

服制容貌ハ内外ノ弁ヲ蔽ニシ、貴賤ノ等ヲ分ツ所以ニシ

テ、王政ノ要典治國ノ大經最モ忽ニスヘカラス、今ヤ

悉旧典ヲ破リ、貴賤等ナク、内外分ナキノミナラス、上

下一班西洋ノ冠履ヲ用ヒテ恥トセス、礼制淆乱シテ

先王ノ大經大法蕩然磨滅スルニ至ル、慨嘆ニ堪ヘケンヤ、

是ヲ以更ニ旧法ニ依リ適宜ノ服制ヲ定メ、貴賤ノ容貌ヲ

正シ、蔽ニ洋服ヲ禁シ、上 朝廷ヨリ下閭巷ニ至ル迄、

皇国ノ皇国タル本色ヲ明ニスヘキナリ、

正ニ學術ニ事

夫漢土ハ古ヨリ学校ヲ設ケオヲ養ヒ士ヲ造ス者必ス聖賢

教学ノ道ヲ以ス、然シテ聖賢ノ道ハ則忠信ヲ主トシ、礼

義ヲ先ニシ、徳業純一、言行相応シ、經国ノ大才ヲ養成

スルヲ要ス、又

皇国ハ固有ノ大道アレハ、相合一シテ以テ 皇道ヲ維持スヘキナリ、今ヤ正学衰微 朝廷ノ上学校ノ中共ニ洋説ニ沈醉シ、奇技淫巧其性分ノ外ニ出ルヲシラス、反テ一種精妙ノ学トシ大ニ是ヲ主張シ、甚シキニ至テハ、耶蘇ノ妄説ニ浸淫セントス、嗚呼是方今ノ一大患ト云ヘシ、是ヲ以更ニ学政ヲ一洗シ、 皇道ヲ興隆シ、高踏ノ士ヲ礼聘シ、以テ天下ノ教ヲ統ヘ、盛ニ正学ヲ講明シ、痛ク邪説ヲ抑ヘ風俗ヲ正フスルヲ以最急務トシ、洋学ノ如キ唯技芸ノ末流ニ於テハ是ヲ余力ニナシ、宜ク其利害得失、是非邪正ノ弁ヲ蔽明ニスヘシ、方今文部省ノ学制ノ如キハ、無用ニ日ヲ費シ、徒ニ博識宏才ヲ養成スルノ術ニシテ、何ソ 皇道ノ正学ト称スヘケンヤ、殊ニ女学校ノ如キハ廃止シテ可ナリ、又別ニ教部省ヲ置カレ、三条ノ教則ヲ以テ人民ヲ説諭スト雖モ、神仏混合シ人心帰着スル所ナク、猥雜ノ甚キ教布タル何クニカアルヤ、

慎扱ニ人才ニ事

治国ノ要ハ賢才ヲ用ルヨリ先ナルハナシ、然シテ人ヲ知ルハ聖人モ難シトスル処、故ニ是ヲ毀誉ニ求レハ愛憎ニ出、是ヲ功状ニ考レハ巧詐横生ス、其本ヲ要スルニ至公至明ニアルノミ、夫一君子ヲ進レハ衆君子進ミ、一小人ヲ進レハ衆小人進ム、此治ヲ致ス者人ヲ用ルニ慎ム所以ナリ、今ヤ上

朝廷ヨリ下府県ニ至リ登庸其人ニ非ス、政ヲ乱リ国ヲ誤リ、上ハ

祖宗千載ノ基業ヲ敗リ、下ハ生靈億兆ノ身命ヲ戕フ、其任ニ堪サルノ致ス所ナリ、漢土宋ノ神宗韓琦・富弼ヲ捨テ王安石ヲ用ヒ、旧法ヲ变革シテ終ニ靖康ノ禍乱ヲ馴致スルカ如キ、是当今ノ明鑑ナリ、

謹ニ外国交際ニ審可レ弁ニ彼我之分ニ事

外国交際ハ止ムヲ得サルニ出ルト雖、猶彼我ノ弁ニ於テハ是ヲ蔽明ニシ、是ヲ待ニ誠信ヲ以シ、是ニ交ルニ礼義ヲ以スヘシ、今ヤ

皇威既ニ衰ヘ、西洋勢ヒ猖獗竟ニ都下ニ雜居シ、蹄輪相
交リ室屋相望ミ、甚キニ至リテハ婚姻ヲ許サレ、彼我ノ
弁アルヲ知ラス、嘆息ニ堪ヘケンヤ、

振興兵氣ニ正軍律ニ事

凡ソ良將ノ軍ヲ統ルヤ、己ヲ恕シテ人ヲ治メ、惠ヲ推テ
恩ヲ施シ、接スルニ礼ヲ以シ、勸ルニ義ヲ以セハ、自然
ニ兵氣振興シ、戦ヘハ勝攻レハ取ノ勢ヲ得ヘシ、然レト
モ今ノ兵隊ヤ、或ハ英ニ倣ヒ、或ハ仏ニ依リ、風土人情
ノ異同ヲ弁明セス、悉ク彼ノ糟粕ヲ墨守シ、戎衣・器械
・法律ノ制ヨリ隊伍進退ノ節ニ至リ、一般彼ノ説ニ從ヒ
兵家ノ所謂爲人所致モノニシテ、固ヨリ實用ニ供スルニ
タラス、殊ニ無稽ノ甚キハ、唯烏合ノ農商ヲ驅ルノミナ
ラス、士ヲ落シテ卒トナシ、是ヲ遇スル犬馬ノ如ク、是
ニ待スル囚虜ノ如ク、苛法ヲ以是ヲ虐使ス、故ニ亦卒ノ
將ヲ視ルコト寇讎ノ如ク怨讟既ニ起リ、離叛正ニ興ント
ス、豈患ヘサルヘケンヤ、是ヲ以

皇漢洋ノ良法ヲ折衷シ、適宜ノ軍政ヲ設ケ、専ラ士卒ヲ

愛遇シ、法律ヲ嚴明ニシ、号令ヲ整正シ、主宰タル者ハ
必ス身ヲ卒テ衆ヲ勵シ、上ハ殊恩ヲ降シ軍律ヲ正シ、下
ハ赤心ヲ推シ忠奮ヲ尽シ、以テ

王室ノ干城トナルヲ要スヘキ也、

明ニ貴賤之分ニ事

天ハ上ニアリ、地ハ下ニアルハ自然ノ理ナリ、故ニ人道
モ亦天地ノ象ニ順ヒ、貴ハ以テ賤ニ臨ミ、下ハ以テ上ニ
奉シ、確然相定リ、君民相保チ以國家治安ナルヘシ、方
今西洋ノ制度ニ模倣シ、士農工商ノ別ナク、車馬ヲ見ル
ニ貴賤ヲ弁セス、衣冠ヲ望ムニ尊卑ヲシラス、正名ノ典
蕩然トシテ地ヲ掃フニ至ル、是故ニ更ニ品級ヲ定メ、儀
則ヲ制シ、四民ノ別ヲ嚴明ニスヘキ也、

遠利欲ニ重ニ節義ニ退ニ詐術ニ貴ニ誠実ニ事

義ハ天理ノ本然、利ハ人欲ノ邪穢、利欲ヲ遠ルハ天理ヲ
存スルノ謂、節義ヲ重スルハ人欲ヲ遏ルノ謂也、詐ハ霸
術ノ方法、誠ハ王道ノ本体、詐術ヲ退ルハ姦ヲ掃フノ謂、
誠実ヲ貴ハ政ヲ正フスルノ謂也、方今陰詐ヲ専ニシテ利

門ヲ張り、身官吏トシテ商法ヲ謀リ、或ハ虚喝ヲ唱ヘテ以テ人ヲ欺キ、唯己ノ為ニシテ国ノ為ニ尽サス、凡利ニ就キ義ヲ去ルハ小人ノ常態ニシテ、西洋ノ風習ナリ、抑制セサルヘケンヤ、

嚴禁淫乱ニ明男女之別ニ事

凡ソ風俗ヲ乱リ典常ヲ敗ルハ淫乱ヨリ大ナルハナシ、今ヤ都下ノ風習酒色ヲ恣ニシ、佚楽ニ耽リ、甚シキニ至テハ父母妻子ヲ忘レ市井無頼ノ妓娼ヲ愛慕シ、閨門ノ常ヲ紊リ、恩愛ノ情ヲ壞ル、痛ク禁遏ヲ加ヘラルヘキニ、却テ四民一般ノ婚姻ヲ許サルノミナラス、妻妾外ノ生子処置ノ法ヲ布告セラルカ如キ、実ニ淫乱ヲ主張スルノ基本トナル、嘆息ニ堪サル也、

開言路ニ事

言路ヲ開クハ王政ノ要道、治安ノ源也、虞舜ハ誹謗ノ木ヲ設テ以テ帝徳ヲ広シ、晋文ハ輿人ノ誦ヲ聽テ以テ霸業興ル、又大雅ニ芻蕘ニ詢フノ言アリ、洪範ニ謀庶人ニ及ノ言アリ、是

聖賢ノ治ヲ成ス、務テ衆ニ詢ヒ敢テ忽ニセサル所以ナリ、今ヤ議院ノ設アリト雖言路壅塞ノ患ヲ免レス、普ク士庶人ノ上書直言務テ上達スルコトヲ

命シ玉フヘキ也、

慎讞獄ニ正賞罰ニ事

讞獄ハ訴訟ヲ聽断シ、情法ヲ評決スルヲ云也、夫法官ハ意ヲ公ニシ心ヲ正シ、道ヲ直シ状ヲ明ニシ、上ニ冤獄ナク、下ニ枉民ナキヲ要トスヘシ、賞罰ハ國家ノ大典、所謂紀綱是也、賞罰正カラサル時ハ天下何ヲ以治安ナランヤ、今ヤ賞罰ノ典、讞獄ノ法、亦洋法ニ倣ヒ、父兄ノ復讎ノ如キ刑典当ヲ失スルニ至ル、宜ク旧法ニ復セラルヘキ也、

輕租薄斂ニ事

凡ソ乱ヲ致スノ原由多シト雖モ、重斂横稅ヨリ甚キハナシ、貧民何ヲ以命ニ堪ンヤ、貧民命ニ堪サル時ハ其死ヲ惜マスシテ衆ヲ集メ党ヲ結ヒ、潰叛スルニ至ラン、慎マサルヘケンヤ、今ヤ市井ノ細民命ニ堪サルコト少カラス、

宜ク苛酷ノ税ヲ免シ、民ヲシテ蘇息セシメ玉フヘキ也、
詳量ニ出納ニ事

古人之地力ノ物ヲ生スルヤ数アリ、人力ノ物ヲ成スヤ限
アリ、是ヲ取ルニ度アリ、是ヲ用ルニ節アレハ、財常ニ
足ル、是ニ反スル時ハ常ニ不足ス、是ヲ以先王程ヲ立量
入為出如此ナレハ、菑變ニ遇ト雖窮スルナシ、財ノ盈虚
ハ唯節スルト節セサルトニアルノミ、今ヤ一般洋法ヲ尊
ヒ、侈大富溢ノ政ヲ主張シ、不急ノ土木ヲ興シ、財用ノ
盈虚ヲ顧ミス、量入為出ノ良法ヲ謂テ迂儒ノ常論トシ、
妄費溢出ノ暴政ヲ謂テ雄偉ノ活法ト称シ、外債ヲ償ント
シテ遂ニ華士族ノ家祿ヲ減損セントス、嗚呼不学無識ノ
徒天下ノ務ヲ知ラサルノ致ス処、憂患セサルヘケンヤ、

從二位源久光

別紙

献言箇条書江註解仕差上候様承知仕、精々差急候得共漸
ク今日致清書呈上仕候、筆端ニ著シ候得は口上ニ述候ト
ハ大ニ忌諱嫌疑ニ触レ候義不少、別而恐縮之至奉存候、

不遜之罪幾重ニも御有恕奉願候、恐惶敬白、

癸酉

六月廿二日

從二位島津久光

文書原寸 縦一六・八種 横四七二種

二〇五〇ノ二

本文書ハ二〇五〇ノ一号文書ノ一部ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦二九・五種 横四三・五種 四枚

二五二 城井寿章ヨリ久光公ヘノ上書

内政整理国本培養上ノ害虫タル小人奸吏斥黜

ノ件

(包紙ウツ書)
一 謹上

從二位公閣下

御親展

城井寿章

百拜

謹緘

伏以方今ノ急務ハ、内政ヲ調理シ国本ヲ培養スルニアリ、国本ヲ培養スル、譬ヘバ猶草木ヲ培養スルガ如ク、今樹ニ蠹アリ、稼ニ蝥アリ、以テ其繁茂ヲ害スルニ、徒ニ糞培ヲ加ヘテ蠹蝥ヲ攘除セザレバ、糞培徒ニ益ナキ而已ナラズ、其枯ル、ヤ立テ待ツベシ、夫レ国本ヲ培養スルモ亦猶此ノ如シ、君ヲ欺キ国ヲ売ル小人ハ国家ノ蠹魚蝥賊也、蠹蝥ヲ除攘セズシテ焉ンゾ紀綱ヲ張り内政ヲ脩ムルコトヲ得ンヤ、故ニ昔人君子小人ノ進退消長ヲ以テ天下国家ノ治乱安危ヲト定ス、昨年閣下ノ所建言ノ十四件ハ、国本ヲ培養スルノ策也、寿章前日述ル所ハ、蠹蝥ヲ驅逐スルノ説也、蠹蝥ヲ驅逐スルヲ以テ先務トセザレバ、尊説終ニ行^{ハレザル}儀ト奉存候、自古小人ノ邦家ヲ乱スモノ多シトイヘトモ、必ス少シク忌憚回顧スル所アリテ、或ハ又為ザ、ル所アリ、一ニ祖宗ノ法ヲ憚リ、二ニ聖人ノ言ヲ憚リ、三ニ人言ヲ憚リ、陰ニ百万詐術ヲ尽シテ至ラザル所ナシトイヘトモ、陽ニハ此ノ三ツモノヲ畏憚回顧ス、今ノ

小人ハ然ラズ、人言ハ固ヨリ恤ヘズ憚ラズ、祖宗ノ法ハ則ルニ足ラズトシ、聖賢ノ言ハ迂遠トシテ秋毫モ回顧畏憚セズ、唯一ツノ洋法ヲ主張シ、是ヲ以テ上ヲ欺キ、下ヲ誣ヒ、己ノ私シヲ為スノ資トス、昔シ王安石宋ノ天下ヲ乱セシ時ニ、天変不足畏祖宗之法不足則、人言不足恤ト謂ヘリ、今ヤ既ニ聖人ノ言ヲ回顧セズ、又祖宗ノ法ヲ侮蔑シ、人言ヲ憚恤ヘザル故ニ為ザル所ナク至ラザル所ナシ、仁義忠孝ノ道ハ日ニ消磨シ、礼節廉恥ノ風ハ地ヲ払ヒ候、其日夜^致仔々汲々トシテ講究スル所ハ聚斂ノ事ノミ、民ノ膏血鎔銖ヲ尽シテ遺スナシ、今ノ所謂良臣ハ古ノ所謂民賊也、伝曰、与^有聚斂之臣寧有盜臣、今民賊盜臣聚斂ノ吏天下ニ羅列ス、嗚呼民ノ虐政ニ憔悴スル此ノ時ヨリ甚シキハナシ、故ニ天下ノ民皆ナ往々武人ノ治ヲ謡歌セザルハナシ、国勢岌々タル一ツニ如此、蓋シ亦危矣、加之近來邪説暴行ノ徒アリテ、世ヲ惑シ民ヲ誣ヒ、仁義ヲ充塞スルモノ唯ニ一邪^{マダ}蘇ノミナラズ、噫君ヲ無シ父ヲ無シ、世ヲ

惑シ民ヲ誣ユル耶蘇ノ如キモ措テ問ハズ、黙シテ許ス
ニ至ル、果シテ 尊論ノ如クナレバ、共和政治ノ惡弊
モ是ヨリ(符カ)随テ生ズベク、万古不易ノ

皇統ノ安危モ亦知ルベカラズ、如此ニシテ数年ヲ過レバ
茫々タル宇宙殆ンド闇夜ニ属シ、禽獸相率ヒテ人ヲ食
ントスルニ至ル、是レ壽章ノ日夜痛哭流涕長大息スル
所以也、恭惟

明公閣下ノ賢明固ヨリ壽章ノ喋々瀆告シ奉ルヲ待タズ、
夙ニ 御洞察熟知アラセラル、所也、然ルニ隱忍猶予
シテ今日ニ及ブハ、是レ天下ノ人ノ惑ナキ能ザル所以
也、昔シ宋胡銓一介ノ儒生ヲ以テ封事ヲ其主ニ上リ、
秦檜王倫ノ罪ヲ極論シ、誅戮ヲ加ヘテ典刑ヲ正サント
ス、今

閣下佐命元老中興元勲ニテ、天下ノ所具瞻
朝廷ノ所依頼也、何ヲ憚テ一トタヒ手ヲ下シテ城狐社鼠
ノ群ヲ一掃セザルヤ、大舜ノ天下ニ臨ムヤ、四凶ヲ誅
シ仲尼ノ魯国ニ相タルヤ、七日ニシテ少正卯ヲ誅ス、

大聖人ノ宵小ヲ寬假セザルコト前書ニ述ルガ如シ、伏
テ願クハ、

閣下一日モ早ク断然ト策ヲ決シテ国家ノ蠹蝥ヲ誅除シ、
以テ 皇綱ヲ振張り、国本ヲ培養シ、上ハ在天ノ

天祖天孫歷朝ノ
神靈ヲ慰メ奉リ、下ハ天下倒懸ニ苦ム赤子ヲ救解シ給ハ
ンコトヲ千祈万禱ノ至リニ堪ヘズ、

癸酉六月廿三日

城井壽章 頓首稽首再拜謹白

從二位島津公 閣下

冊子原寸 縦二七種 包紙原寸 縦二七・五種

横一九種 四枚 横四〇・五種

三三 伊達宗城卿より島津久光公へ

皇城炎上ニ付御献上物ノ件

(封紙ウツ書)
一島津老明公 宗城

閣下
封 (墨引) 二

愈御壮榮奉賀候、陳ハ先達炎上ニ付

至尊 皇后へ内進獻之品々相揃、明日宮内卿迄差出候都

合相成候処、閣下にも御加入候別段御献上候欵、御打合

申上候様、(忠態)中山・徳川兩兄・昭(昭武)より頼談候故、此段御一

報被下度、尤御品付へ最前愚劣より呈貴覽候様相覚申候、

恐々以上、

六月廿四日

再伸、先日ハ参上可申上処、所勞ニ付不参、其後不

得止筋有之御契闊申上候、廿七日無御故障候得は、

午後二字過より拜趨可仕、若シ雨天なら廿八日ニ参

上可申候也、

文書原寸 縦一七櫃 横七二・二櫃

三〇三 板垣退助ヨリ大久保利通へ

(封紙ウツ書)
「大久保老台

侍史

板垣生

フ

今日は議定以上ニテ御議事有之候付、参与ハ十二字より

出仕可致と之趣、相公より御沙汰有之候間、未御不承知

欵も不被計候故、此段一応奉申上置度、草々如此御座候、

頓首九拜、

六月廿五日

文書原寸 縦一九・三櫃 横五七・八櫃

三〇四 徳大寺実則ヨリ久光公へ

公上書天覽ノ件

(封紙ウツ書)

請

島津殿

実則

緘

雲箋拜披如愈酷暑難凌候、愈御清健令恭賀候、然ハ昨日

之御上書

叡覽ニ相成候後、御都合御尋問、何も敬承候、即

御前ニ差出置、御留ニ相成居候事ニ御座候、仍御答而已

如此候也、

六月廿九日

暑氣感冒乱書可被免候也、

文書原寸 縦一七・六種 横七一種

天朝家令被付候、未面会ハ不致候、如何様ノ人哉ト

心配仕候也、

文書原寸 縦一七・二種 横四九・五種

二〇五 山階宮晃親王ヨリ島津従二位公へ

時候御見舞

(封紙ウツ書)
一島津二位様

晃

フ

フ

如此氣候折角御保養御願候、何ケト御不沙汰不本意

御海容可被下候也、

煤雨中日々濛々敷候趣御安全奉大賀候、抑此氷室一折乍

蟲末時節御見舞申入候印迄ニ進上仕候処御笑納被下候ハ

、深々恐入奉存候也、

酉六月廿九日

二白、昨日従

敬白、

二〇六 久光公建言御採用可否伺書

扣書共二通

二〇五六ノ一

去夏

御巡幸之節、愚昧ノ献言呈上仕候処、

御下問被為在候ニ付上京仕候様承知仕、勅使被差下候ニ

付不得止、今般乍病体押而上京仕候処、出格之

御待遇ヲ奉蒙、恐縮至極奉存候、雖然

御下問被為在候而より三十余日ヲ過、可否ノ

命モ承知不仕、疑惑不一方奉存候、何卒箇条之内

御採用之有無明白ニ御示教被成下度、不顧不遜此旨奉懇

願候、誠恐敬白、

六月

島津久光

文書原寸 縦一六・八種 横六八・三種

二〇五六ノ二

本文書ハ二〇五六ノ一号文書ト大略同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一九・三釐 横八八・七釐

三〇五 久光公建白「至尊御学問之事」等ノ解釈上

書 草稿共一通

本文書ハ二〇五〇号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一六・八釐 冊子原寸 縦二七・三釐

横二四四・五釐 横 一九釐 一五枚

三〇六 鹿兒島県士族佐々木真兵衛等ヨリ朝廷ヘノ

建言

久光公ノ建白採用ニ就テ

(表紙)
「上」

誠ニ乍恐小臣共存寄ノ儀謹而奉言上候、去秋当県ヘ

御巡幸被為遊候節、旧君久光

御政体ニ付建言ノ趣御座候処、今般

御下問被為在候ニ付上京可仕様、以

御勅使被為召、直ニ御受仕候段伝承仕候、就而は小臣共

積年憂国ノ至情難默止奉存居候折柄、魚ノ水ヲ得タル心

地、千載ノ機会又トモ来ルコト難シ、失此期候テハ、^(巻)苟

且偷安ノ為体ト存シ、且ハ七百年来ノ旧恩難忘詔合モ御

座候ニ付、随願立、蔭ナカラ尽力ノ賦ニテ、四月廿日

品海へ着港、増上寺坊中へ止宿、至極謹慎罷居申候処、

豈料乎、多勢滞京ノ儀ニテ大ニ

朝廷ノ御嫌疑ヲ受、旧君建言

御採用ノ差障ニモ相成、誠ニ恐多次第故、惣人数草々帰

県仕候様内命ヲ蒙リ、無余儀情美陣謝スルニ言葉ナク、

一同承服、先月十九日品海出艦、同廿二日帰県仕候ニ付

而ハ、従来ノ赤心報国ノ志モ伸ス、只水泡同前罷成、日

夜苦心寝食モ難安、浩歎ノ至情御憐察被為成下、誠ニ恐

多モ仰願ハ、久光建言ノ趣天理当然

御政体ノ大本紀綱是ヨリ大ナルハナシト奉存候ニ付、速

二

御採用被為在、綱紀弛墜タル因襲ノ流弊ヲ改メ、三綱五

典ノ大道ヲ明ニシ、

天朝長ク万々世本末順序ノ道ニ被為復、兆民

御仁政ノ流ニ浴シ候様有御座度儀、伏而奉歎願候、誠恐

々惶稽首百拜、

酉

六月

鹿児島県士族

佐々木真兵衛

有村武満

吉富市左衛門

春山越右衛門

宮内嘉藤太

富山伝内左衛門

冊子原寸 縦二六・五種 横一九・五種 四枚

二〇五 相模国戸塚住人石渡彦太郎ヨリ朝廷へノ上

書

七福神秘伝之氣術

八算より後ニ天文算モ開候天理人道之高恩モ、人之悟而

浮ミ得事ニ御座候、万法実より不出は難相統、彼是心配

致候ニ 御大切之御時節ニ候得は、聊成御国体之御為筋

ニモ可相成哉ト、数年心配致候より、七福神秘伝之氣術

ト浮ミ得候義、拙書奉取入候得共奉申上候、唯愚之一心

不学ニ候故、愚文之義囑ニ御厚免奉願上度候、全廿余年

辛魂ヲ練相認候義、愚文ニは候得共無御見下御一覽ニ相

成度候、

千なり之瓢丹つるも作り様

種は一ツて君の心に

恵比寿 釣上る鯛は夫々福財を常の心に釣を計りて

大国神 惣体の宜理を出すわ大国の打手の忽智宝涌出す

毘沙門 人を討鎗鉄炮も道具なり常に磨は討て事足

布袋 腹広く表に見せて夫是と唯瓢丹のメくムりこそ

福陸^(壽) 福陸を貯る理は能動長頭と成を嗜てこそ

弁財天 弁る天の道理を調は家内和合を常に配りて
寿老人 常に能人を恵は氣も長く命も長く事足ぬへし

惠比寿 此神は商法ヲ被守候神ト而、普世界和合可致様
被好候事故、如神意双方開候ハ、万端無難ニ候得共、元
より欲は積に付は道を怠事候ト如説、先商法之荒増ヲ述
候ニ、家業ノ行方元手金手薄候者は、多喰物渡世ヲ致候
事、売利凡三割より以上ヲ以難有而渡世ヲ可励事ニ御座
候、元手金百両之者は一割五分之売利ヲ難有而渡世ヲ可
励事ニ御座候、跡元手金千両者売利一割ヲ難有而渡世可
励事ニ御座候、是迄は古今商法之常ニ御座候、跡元手金
一万両より百万両之者は、酒・醬油之類ヲ造リ、或は何
家業ニ不寄他国江出張屋ヲ出シ、其地之産物ヲ買請、二
割三割之利運ヲ計リ、或は異国江出張屋ヲ出シ広大之利
得候半、古今不同表ハ和ニ而、内心貪欲非道ヲ不計は利
運ヲ難得、是ニ依而異国江渡船而広大之利運ヲ得、大金

ヲ積持候者共折々国恩金ト而可差出主法ヲ相建候ハ、
神意ニモ相叶可申候得共、商法ヲ以政事ヲ可取扱扱ト申
義は、限而人性弱相成、正直之道相衰リ、万代堅固之法
ニ決而難用候、異国杯之法は他国江入込、通商ニ賢候故
利運而後年ヲ計他国之国法ヲ崩、不戦而属国ニ可相付様
智謀ヲ廻シ候事必定之望ニ而、追々瀬踏之上折ヲ見濟シ
聊之事より難題ヲ申掛、終り領地ヲ買取可申事異国之邪
望ニ可有之義、篤御深察モ可被為有候事、夫是心配致候
得は、通商之義は兎角和ニ取扱置候而、三ヶ年五ヶ年ト
哉年限ヲ計置、防禦手達手堅行届候上は、自他双方より
通商売高一割ツ、之運上ヲ可取上約定ト相極候而、是ヲ
積金ト而壹割分は諸入用ニ年々遣濟、老割分は年々軍用
ニ積立置候ハ、年ヲ重候程防禦手厚相成、商法之徳ニ
依而万代堅固之上利も相建可申候、右等は則惠比寿神商
法ノ徳共可申哉、

毘沙門 此神之義は武道ヲ可守神ト判断ヲ相付候義ニ御

座候、君不足は臣不足義は武道之常ニ候得共、当御世之義は、皇君は如天道ニ致置、三公諸侯諸弁士義論之上、種々御主法ヲ相磨、右時之主法ヲ大將軍ト而万端御配可被遊御時節ニ候得は、兎角軍兵之^シ軌方御肝要ニ可有之候、然は人数多勢而已必勝之利共則難心得候、一人抽は十人ニ相当可申候、配方之宜ニ依テは弱兵ヲ以強敵ヲモ相破可申候、然ル処強兵ヲ揃而是ヲ^シ軌候時は、万端手都合等モ宜ニ依テ、其^テ宜^ク可配用利ニ取候ハ、大凡之積リ軍兵二十万人ヲ可^ト軌^ト義論相建候共、夫^レ後之遠計ト相定置、当様一万人ヲ撰出シ、其兵江宜道具ヲ持タセ、衣服・足道具^ト宜^ク相用御手当ニ相成、其上御国法相変候時は知行領地村ヲモ可^ト与^テ迄^テニ厚被思召候ハ、世之手本ト相成、自然国中之人民其出進出世ヲ尊敬致候故、諸人進而軍兵ヲ好可申候、則諸人之心ヲ配候義は良種^トヲ蒔^リ而其^テ宜^ク如取、如斯氣之揃候一万人之軍兵は、後二十万人之十長ト相成可申候、万一急場之節ハ手揃一万人之軍兵は、使方ニ依而五万人之強敵ヲモ相防可申候、然ル処隊長何

程忠義ヲ可勤ト心掛居候共、大論配之元法手堅不届は諸兵難進、右義名將は旗下臣下之^テ実^ト不^テ実^トヲ常ニ見分置、^(略)倍者ニ至ル迄宜キ者ヲ可引上配法ヲ以、常ニ宜キ者ヲ近付、教可^ト軌道ヲ相建用候故、自然領地之百姓町人迄、君之智謀ヲ貴候故、一大事秘密之触ヲ出シ候時は、其町其村ニ至ル迄友吟味致産筋性ヲ撰、即刻割符合無モ手堅行届可申事故、敵より廻シ者ヲ入放火可致^(略)渡^ルモ無御座、如斯ニ行届候而諸人君ヲ貴思居候様御主法ニ相成候ハ、国千里ニ而無恐、国千里は皇国之百六十六里余ニ候得は、其術国中江行届候上は異国より万艘之軍船ヲ差向候共、何之浦何之津ニテ何様之計作ヲ以討懲シメ可申ト、防禦士ヲ撰配置候ハ、聊も可恐モ不可有之、然ル処異国は大半平等法ニ而諸事利ヲ諾遠計ニ賢候得共、十代之恩利ヲ可用国法ニ無之、忠義之為ニ死ヲ不厭ト申法限而無御座候、殊ニ御配宜行届候上は、当方ニ而は夫是ト配ヲ相付置候事、彼等は何百里何千里之海上ヲ渡り来、喰物・セキタン等之運方入費も多分ニ相掛リ事空ニ御座候、前二

年泰平之頃は不意ニ異船ヲ以国々村々江上陸致、船上ヲ取被切候而は甚不都合之義ト心配致居候得共、追々是悲^{ウツ}之道理モ相心得、殊ニ鉄炮軍之様子柄ヲモ知り候事故、御配之宜ニ寄候ハ、討懲シメ可申は防禦百性ヲ相扨相用候而モ無違行届可申候、尤右百性ヲ可用之法御惠之御仁政ニ依而は手堅行届可申候、右ニ依而唯今より佐渡・壹岐・対馬之離国平民ニ至ル迄、急場戦争ニ相成大敵ヲ引請候共、不遠勝利可致手順之条々臆置申度候、万一異国人ト戦争ニ相成候時は、右離国敵敷攻詰乘取而兵糧・セキタン之類ヲ積置可申ト異人共心安思、其上漣ヲ窺不意ニ攻込可申ト極意ヲ計置、異人共是ヲ相合居、是ヲ彼等共権式ト而、表は世界一般和親通商睦ヲ專ニ致シ、政事等迄互ニ論ヲ相極、自他平等ニ致候ハ、天理ニ相叶可申扨ト信節等敷申募リ、夫是約定相極候上は違背之国有之候ハ、定約之国々一同惣掛リニ而攻詰可申扨ト申掛候ハ、異人共之望は十分如計^{イソク}図ニ可有之候得共、一旦彼等之説解ニ可移ル様之義は世界之氣配ヲ相調候大配上

作ニ候得共、西洋平等政之元はヤソキリシタン扨之類ヨリ利ヲ広相関候国法ニ而、商法ヲ以国政ヲ相建候扨、表は親義事実ヲ明シ、合政事等迄談判可致候而、何れも論シ詰候ヲ御用ニ相成候ハ、天下至当ニ可有之扨ト申候哉モ難計候得共、全彼等之望は 皇国諸国諸所へ追々異人館ヲ相建、厚く相交、^{マツ}餞利人情ト而異国ト戦争手切之評定不相調様平常ニ相配置、元より彼等通商ニ賢候故種々掛引ヲ相計、 皇国一同異風ニ相染リ候ハ、異国之産物ヲ売込、異国より相渡候トルラル銀ヲ引上、其上は皇国之金銀銅ヲ引上候様相計、年々は積金ニ致置、年々重候程異国之勢相増候事万善之計ニ可有之ト論評ヲ相極居、戦ヲ不発候共 皇国ヲ平吞可致利ヲ極居候事、限而寸毛不可違候、 右邪望ヲ裏ヲ可計事ヲ考候得は、 皇国盛衰ノ界ト憚多も愚劣仕候故、十二一ツモ御双之為ニ可相成哉ト、身分ヲ不顧有底奉申上候、不礼之段御免奉願上度候、右見込之義追々奉申上候、右義は防禦筋江大金相掛リ候事故、 皇国凡半分は封建法ニ相建、追々残

り分時々其功ヲ以褒美領ニ可相付御主法ニ相改候ハ、忠義之御所置相建可申候、当今之義は配方六ツケ敷候得共、元法之思召一ツ相建候ハ、前文ニ奉申上候通り、八算より後ニ天文算も如相開候、追々良法可相建候、今般御改政再改封建法御建被遊候共、其義ニ付候ハ、種々義論可相建義ト奉心配候、前徳川家御代官之砌リ、封建法衰田等ニ候故如斯御大切之御世ニ候処、世之時ヲ不計唯口実而已ニ場合ヲ言持、内心ニ奢ヲ不廢持高程家来モ不持、利口ニ諂候ヲ家々職行ト心得被居候、右家等之臣下ニ忠義本心之武士御座候共、却テ世ニ不被用、夫是ノ義ヲ心配致候得は、徳川藩ニ東条金之助・松岡万抔ト申武士於唯今文武両道ヲ不怠、能農行等致居候由風聞も御座候、然ル処武士之身ヲ乍持賤キ喰物渡世抔ニ移リ候類も多御座候由、名は武士ニ而も不同、是ニ依而右様之堅士外藩ニも可有之候、右様本心之武士ヲ御引上ニ相成候ハ、其者隨身之者ヲ御召抱ニ可相成様願可申候間、右堅人之手より本心之武士ヲ撰出シ、其術御試之上右等ヲ御

召抱ニ相成、防禦士或は政事掛リ等へ相沢御引上ニ相成候ハ、泥中之名玉光ヲ可顕御時節当来ニ相成候、野州(壬生)ミツ鳥居丹波守之臣下山本・野口正一郎抔申武士建言致候処、家老之取扱不宜ニ寄浪人致候由、右丹波守若年之頃ニ而不届、後年ニ至リ後悔被致候抔ト風聞も御座候、右様之者主人愚成は引上可御用事ヲ難得候故、諸藩士之中より右様之者ヲ御引上ニ相成御用被遊候ハ、愚歌ニ心ヲ相顯シ候而已、千なり之瓢丹釣も作り様種は一ツて君の心にト相顯候義ニ御座候、今般御骨折之大小諸侯方其外齊々之諸士は御本領は不申及義ニ可有之候、乍去諸大名衆ニ而も世ヲ不計、時ヲ誣被居候大名衆之臣下良士ヲ御引拔ニ相成候而、防禦士政事掛リ等江御用ニ相成候ハ、前非後悔而先領より格外領地減少致候共、却恥入御改政之御法形能穩便ニ相治可申候、十代之恩利より却テ忠勤ヲ可尽名法相建可申候、右様之御主法ニ相成候共、(兼)旧幣ヲ不捨防禦之役ニ不安心之家は能心付候為、領地ヲ追々相滅シ、臣下倍者(倍カ)ニ至ル迄国土之用ニ可相立様、猶

又公事裁判等も速ニ相勸候者へ領地ヲ相増候御主法ニ相成候ハ、年々取締リ、万国一之名法相建可申候、右様篤々内配年限ヲ極、唯今より岡蒸氣杯横浜より東京迄は御試ナガラ御弁利ニ可有之候得共、其余は限而御為ニ不相成義ト奉心配候、近頃横浜湊江八百橋可相掛杯ト風聞專御座候、スヘテ防禦之外入費不相掛様致度候、浦賀前之海中江、高サ十五間巾十五間長サ百間程之強勢成炮台ヲ築建、右敷之義は強炮玉利ヲ調、数ヲ極候ハ、御用ニ相建可申候、右出来致候上は不礼ヲ致候哉、或は難題ヲ申掛候異人、其国其船主ヲ調料可打捨御法ト御締之掟相建候ハ、石川台・横浜・東京杯江異人等家敷ヲ作り広ケ候共、籠之鳥も同断之配ニ可有之候、右御普譜出来致國中諸所之防禦筋行届候頃より、自他双方之通商売高一割ツ、之御運上ヲ可差出事ニ論ヲ相詰候ハ、十ヶ九ツ行届可申候、当方より異国江買積ニ渡船致候共、如其ニ致候ハ、平等至当之事ニ可有之候、実以是迄は 皇国之諸法相崩、平等法は盛之勢ニ候故、彼等は知道シルヲ如歩アル

ニ候故、彼等而已利口発明之様に相聞江、 皇国之言丈難通、下々之者迄残念ニ候得共、時不至故無是悲右奉申上候、佐渡・沓岐・対馬之類江防禦法ヲ手堅相付候義、本心之武士ヲ御撰ニ相成、海辺防禦士ニ配候ハ、悅而相守可申候、何れも其人之利道チヲ以相使候時は割符・合言・戰場之合図迄平常之心掛ニ有之候故、即急行届可申候、右条々之御手筈逐一行届候上は、 皇国之国法速ニ相建候故、其上表向は彼等ヲ和ニ取扱置候共、却テ戦ヲ不発万代御堅固之御法相建可申候、愚奇心ヲ相頭候而已 人ヲ討論・鉄炮も道具なり、常に磨は討て事足ト申心ニ御座候、右条行届候上は年々義倉法ニ積立候故、年々重候程 皇国之勢相増可申候、当方之差配行届候上は諸万国之宝ヲ可持運利ニ候故、異国人事モ別段可惡義も無益之事ニ可有之候、右浦賀前大炮台御普請ニ相掛候時は、異国人等よりは迄世界一般親義之交ト御請引ウケニ相成、何故古法ニ御戻リ被遊候哉ト可相尋も難計、其節ニ至リ候ハ、隣国之氣配も不相知事故ト外事ニ言捨候而、事實は

異国人取扱之締リニ仕度候、右手達之条々御聞調ニ相成候ハ、後組大石取扱之手達、石垣組等奉申上度候、万一彼等之中様隣国より攻来り候ハ、異国一同何様ニモ約定致御加勢可仕候間、其義決而無御心配、異国一般之法ニ御双可被遊事御国之御為ニ可有之抔ト申掛候哉モ難相計候、万一其義候共諸士義論之上、家ニ垣ヲ如詰評定相極候ト、聊別心は無之趣ニ和相答置候ハ、道理当全ニ候故、彼等別段無異念存居可申候、スヘテ西洋法之義は遠海渡り来り、敗軍致候時は月給ヲ不相増は難進、夫ニ而も敗軍致候時は跡勢難進、入費而已多分ニ相掛り候事故、彼等心底戦争は不好、当方ニ而モ不好事ニは候得共、先方之苦手ヲ計候事則軍法之配法ニ可有之候、西洋之國々何れも同様之法ニ候得は、皇国ニ而武道本意之差配ヲ極、其上商法ヲモ相建候ハ、諸配不違行届可申候、万一彼等遠計ヲ悟急ニ一戦可決ト申国御座候共、兵法之極意は離国ヲ可乗取之了簡ニ候故、前より其図ヲ配置、小国ニ而手ヒドク討懲シメ候利ヲ配置候ハ、不危氣丈夫

之事ニ候故、右離国年々之年貫諸税五ケ年も防禦江相掛候ハ、行届可申候、前より右離国之防法ヲ考候ニ、其地之百姓町人ヲ籠置海辺村之女子供、岡之村何村之何兵衛方江海辺村何兵衛可移ト、國中前より極置、海辺村男惣出ニ而急場ヲ相防、猶又追々岡之村々より前々手筈ヲ極置候通り後詰致候ハ、行届可申候、統国より之加勢夜走ニ致、前より合図ヲ極置候ハ、勢ニ乗可申候、右防禦筋之義ニ付、陸戦小勢ニ而大敵ヲ防候手達方一廉存付之義ヲ奉申上候、大砲玉除格之法種々心配致候処、考付も種々御座候得共、急場之節は異敵ニモ進可来急深船付宜キ場所は前より相知し居候事故、当方ニ而モ其場所江出陣致其場所宜所ヲ見計、以跡勢之者惣掛リニ而一刻之間ニ道中江横長二四之穴ヲ堀、其中江勇士ヲ伏置候而、先鋒之者異船ト打合致、不及振ニ而少シツ、下リ岡へ引込、異敵毎進押来り候ハ、伏勢ヲ起シ異敵ヲ切伏ツキ伏、猶又手ヲ分跡勢之方江石火矢捧火矢之類ヲ打掛候ヲ合図ニ而、味方之跡勢其合図以輕車ニ而大砲ヲ打掛候時、先

鋒伏勢之者は右江ヒラクト哉左リ江ヒラクト哉極置、其中馬上ニ而ツキ廻リ候ハ、先陣入變ニ相戦候ハ、炮術軍は右様烈方^{ハゲシキ}ニ利有候、右様百性ヲ可用法之義も唯今より其所之百性江鎗術刃術ヲ教靴、其上成達致候者は夫々褒美ヲ与へ、猶又御用ニ相立大功ヲ顕候者は夫々御引上ニ相成、領地村ヲモ可与迄ニ前より御法ヲ御建被遊候ハ、皇国之人気国之為我身之出世ニは身命モ不厭可進様出来可申候、右様国江具候刃術鎗ヲ御廃ニ相成候扱は如何之事ニ可有之哉、然ル処異人ヲ教役ニ頼ミ多之月給ヲ御遣シ被遊、調練手揃之稽古^{ケイゴ}致候共、戦争勝利之烈ニ難用深思召之段愚考難致、愚存ニモ有底奉申上候、異敵脇道へ廻リ候ハ、前より合図^{ケイ}極置物影より覘打ニ可致事、諸所へ配置候ハ、勝手ヲ知り候事勝利之上手ト存候、其外種々之計作も可有之、何れも炮術戦争之義は烈方ニ利ヲ取可申候、右様離国江御恵被遊候ハ、国中江相響、国中一同自然ト気強相成候、何程人氣手堅強ク相成候共、御上様ニ下々ヲ御恵之御法御建被遊候ハ

、諸民一同 皇君ヲ如天道貴塊^{カキ}居候国柄ニ候故、八重十重之鉄垣より天子 御安意ニ可有之候、万一是悲之場合ヲ悟リ候国有之候共、未タ万国全一致ト義は限無御座、假令戦争ト相成候共、十ヶ九ツ百戦百勝可仕候、彼等共之国法は利而已第專ニ考候国柄ニ候得は、入費ヲ厭猶又皇国ト不和ニ相成候而は、海上渡船之利不都合ニ候故、敗軍致候共和睦ヲ願入可申候、皇国トは国柄相變、一旦相戦仮和睦致、又々押来候扱ト申義は限無御座、何れニも前より百戦百勝之利ヲ相配^{アヒ}候ハ、自然上下一致之御法行届可申候、唯今より二十年之間は武家方上中下々ニ至ル迄、武道諸術・水練等迄不怠相磨申度候、古より御法節句三日ヲ休足日ニ相極、休日ニは時之役頭江式礼ヲ可相勤様厚礼ヲ極候ハ、貴人之御徳ニ可有之候、然ル処ドシタク扱ト名ヲ付不礼之法、百性町人ニ至ル迄異法貴 御上様ヲ不貴惡法ニ而、甚拙事ト奉心配候、皇国第一之法国政ニ恐ニ又ニ恐短筒御禁之御法良法ニ御座候得は、後々御国法不残行届候上は、出船入船時之鉄

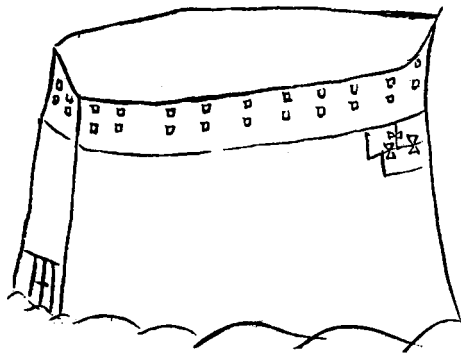
炮之外上陸而猥ニ異人共鉄炮ヲ不打様御禁製ニ相成度、種々御為向ヲ考候ニ、当世少シ利口ニ立廻リ候者西洋之法ニモ移安、近在村々二三里四方之人心ヲ考見候ニ、当世早ク西洋之姿ニ移候者は、全実心之者無之、開化ト心得旧幣之甚敷者共ト相心得候、凡国中大半同断之義ト相心得候、尤県より敷敷申付候所は無是悲次第ニ御座候、当節異人等横浜湊江以前江戸大名如小路往来道筋迄、金ヲ不厭家敷モ美ク作り建候事故、自然彼等ニ 皇国之人民恐居候故、其姿ヲ貴移安、夫是奉心配候得は、浦賀前江強勢之炮台御築建ニ相成候ハ、自然国内之人気迄正路ニ相成可申候、右二十年前より考始候事ニ候得は、御尋ヲ請候ハ、御答奉申上度候、則船形炮台之図左ニ

(下段ノ図)

右奉申上候条々之義、旧幣ヲ奉申上候義ニは決而無御座、兎角無益之御入費不相掛様、家ニ戸締り国ニ防禦手堅可相備義は同断之道理ト相心得候事故、防禦筋江金子ヲ可相掛御法ト相改候ハ、儀ヲ先ニ而利ヲ後ニ可致事ニ致

候ハ、譬言ニモ相当リ可申候、右様御配ニ相成候ハ、利モ広大無量之御徳ニ可相成義、神は其实ヲ可被守候事、則天道自然之道理ト可申哉、

長サ凡百間
巾凡十五間
高サ凡十五間
炮台之中
船入



大國天之義は国之皇王ト判断ヲ相付候義ニ御座候、然は齊々得多士ヲ以 皇君之御心ヲ奉安シ、右諸齊士義論之上名法ヲ相建、 皇君之如天道ニ御法ヲ相定、諸齊士義

論相詰候義ヲ大将ト法ニ相建候ハ、国不危、右法相建候ハ、御締リ行届可申候間、万物之宝其名法より涌出シ可申事、御主法之徳より外国人等年々宝ヲ可運事ニ至リ可申候、是ヲ打手之忽智ト道理ヲ定、国家之諸人可奉尊敬ヲ以、位官相具候事ニ候得は、名法手堅相建候上は、万国之異人等御法ニ相随候事故、自然可奉尊敬候、然は皇国は乍居万国総司之大王法相建可申候、其利ニ至候ハ、三公諸侯諸齊士ニ至ル迄位官相耀可申候、唯今より之御配前計御肝要之義論可相建御時節ニ可有之哉、右大國神之大徳法共可号哉、

布袋 此神之義は 皇国ヲ可保様可計道ヲ相定候事、則保手意ト判断ヲ相付候義ニ御座候、然は齊々得多士義論之上御配ニ相成ヘシ、国ノ愚ヲ可廢為一旦郡県法ト相成兵法御手当・諸防禦筋江モ広大之御入用金相掛リ候事故、諸税御取集ニ相成候義、正道之者ヲ味ヲ入可申、天罰当全之御配ト奉恐悦候、今般第一之御配内国ヲ相固、其上

場合ニ寄候ハ、一戦ニ可及ト之御主法ニ相見ヘ申候、兵法ニモ換骨奪体ト申事御座候由、然は 皇国再改名法可相建之所、 皇国義は封建法之未崩ニ相成、西洋法之義は平等法盛ニ相建居候而論ニ及候事故、彼等之申条利口発明之様ニ相聞江甚不都合ニ御座候、右故西洋政事ニ似移リ、形姿迄現ニ御持意ニ相成候事未タ時不至事無是悲御事ト奉心配候、彼等之国法細工事工風等ニは賢制鉄、スヘテ綾取ニ賢者ヲ可引上国法ニ候故、自然工風事モ出来可申候、然ル処一同ニ異人共発明之様相見ヘ候得共、政事ニ配軍法之義は別而可恐利は決而無御座様被存候、非道之炮術而已頼ミニ心得候配方ニ而、入費而已相掛リ、不信節之法ニ候得は、天理難叶、乍去他国之人氣ヲ計手達ヲ配候義は、元よりヤソキリシタン之類宗より利ヲ増国政ヲ開候国法ニ候得は、親義振ニ而医療ヲ施、スヘテ欲薄キ様ニ見セ掛候得共大ニ相違致居候、彼等之邪望ヲ可悟為キリシタンノ術ヲ考見候得は、他人之気性ヲ悟、其人之氣ニ入候様物事相工、法ヲ解示候而一門ニ可引入

事ヲ計候事、和漢ニ其試シ可有之候、彼是心配致、何ヲ以其邪望法ヲ可破哉ト考廻シ候処、百戰百勝之利ヲ相悟候義ニ御座候、百戰百勝可致利は國家之人民御惠法ニ限り可申候、乍去 皇國人民等も大奢氣相付居候故、自然天罰ニ而、是迄は諸稅烈御取立ニ相成候得共、大半身ニ入候事故、是より國政再改致候、 皇國本法相建候ハ、諸稅等モ追々御免可相成候、封建再改名法相建候ハ、寸毛不違彼等之邪望相破レ、異人共大ニ弱相成候事限而不可違、乍去大量計之義は儀厚ク猥之事不致様、自他双方共御縮ヲ可相建事御肝要ニ可有之候、夫是心配致候処、礼服ニ異國之姿ヲ可相用扱ト申義は、 皇國之御為ニ不宣、スヘテ人之心は形姿ニ可准事ニ候得は、彼等ヲ可貴利ニ相成、國之諸人異國之產物ヲ可好利ニ至候ハ、皇國之金銀可相減道理ト相心得候、髮形等モ 皇國古ト今様之中ヲ取、貴人ト下人ト可隔事ニ御法御建被遊候ハ、貴人ヲ奉拜候ニモ張合宜、衣服之義も貴人はキンラシ錦之類、夫よりシユス・ドンス類ヲ相用、下人ト隔ヲ

相立候ハ、御國法自然ト相耀可申候、今般之義は自他双方之宜ヲ取、半袖細袴ニ致候共礼服ニは先礼ニ致候共式日之礼服等も相極換骨奪体致、名法追々相建候ハ、諸民一同相悅可申候、君子不重は不威ト譬言も有之候得は、文明開化可致時ニ候得は、異國之事成共宜事は少は可相用事も可有之候、貴賤共其形姿ニ准シ心ヲ可持事人間之常ニ候得は、貴人方ニモ平常身輕ニ可致御法ト相成、往來歩行被致候ニモ供人少ク候ハ、入費も減少致、輕キ役筋之善ト不善ヲモ自然御見分可相付様之利合ニ相当リ可申候、右等は異國之事も少は相拵候義も御為ニ可有之候、乍去式日之礼服は手重ニ致候ハ、下々之者 御上ヲ可奉尊敬心持ト引合可申候、戰は必勝可致利御主法相建候ハ、勇士等進而相悅可申候、自然万民ニ至ル迄其氣ヲ得而武道ヲ貴可申候、然は 皇國之勢十倍ニ相成可申候、爰元百戰百勝必勝之利ト奉恐案候、右義ニ至リ候ハ、不礼猥之義は土農工商共敵致候ハ、民ヲ可制利は何様ニも如思召行届可申候、右条之義御持意無之、西洋政配同

断ニ而形姿迄西洋ヲ御持意ニ相成候ハ、自他双方より一割ツ、通商連上可取上扨ト申義は、当方より之難題ニ候故、手筈之配慮相違候故、限而不宜、皇国盛衰之堺は唯今より十ヶ年内之御配ニ可准事、此一之御肝要之義ト奉心配候、万一封建再改法相建候共、唯今より二十年之間は何共御大切之義ニ候得は、武家方一同諸術・水練等迄聊も不怠儉約第一ニ致、義倉法ヲ積立異国ニ不侮様^(或脱之)相磨申度候、民は愚ニ而事足候故、手踊之風祭り其外愚成事致候共、却国家繁昌^シ之利ニ候故、格別御愛憐御恵ニ相成候ハ、難有相悦可申候、乍去、皇国御一大事之為ニ相成候事故、農民江^ノ勿道ヲ教候法ヲ相建候ハ、不危氣強事ト相心得候、然ル処、近頃十七才より廿一才迄之女子蝦夷開江被遣候扨ト風聞専有之、相歎候事有、無罪者ヲ島流同断之事可相成御主法決而不可有之之所、何者より不仁之風聞相立候哉、右等之義付、近頃古今無類之穀高より此方平常身持不宜類之者、田畑農作之作リ物ヲ賊取候小賊人多、其外賊人共ヲ敵敷可召捕御手配ヲ以、右召

捕候賊人之妻子共蝦夷開江可被遣御主法ニ相成候ハ、君之御仁政も相建、正道ニ相稼候者共相悦可申候、近年無類戸サ、又御世ト相成候ハ、天王ノ御仁徳後代江相耀可申候、種々天理ヲ考候処、皇国一般金札御弁利ト相成候義は征夷法可相建御時節当来致候哉ト奉恐思候、右金札之義追々スレ札も出来可申、下々迷惑致候事故、国々所々江金札引替役所ヲ御建被遊、無料ニ而スレ札御引替之御法相建候ハ、下々迷惑之事無之、广大之御慈悲ニ相成、此末何ヶ年金札御通用ニ相成候共形能行届可申候、右金札之義も金十兩札ヲ限ニ致、以下不殘金札ニいたし、其余は本生之金銀ヲ以形小ク候共御通用金出来ニ相成候ハ、自然金銀外国江不渡御主法建ト相心得候、東京・横浜港ノ町人我欲ヲ以国之利損ヲ引出シ候事有、其訳トルラル銀買込有之候者は、右相場可上ヲ楽居候、トルラル相場元四十五匁之品、当節五拾七八匁より六十分前後ニ相成候、全異人方より可渡定相場四拾五匁ニ限有候事ニ候得は、何れも同断ニ候得共、時々トルラルノ

時相場ヲ以異人ト取引致候哉、彼等買込之節はトルラル相場可上ヲ可計、売込之節は可下ヲ可計、横浜町人之手江御通用之金札ヲ渡シ、上り下り計候而外国エ利徳被取候事モ可有哉、皇国之町人ヲ手ニ付、異国人之引立ヲ以出進致候時は、追々異人ニ可隨之道理も可有之、右義不安心ニ被存候、右故トルラル銀御引替役所ヲ御建被遊彼等より請取候トルラル同金札御役所ニ而不殘御通用金札ト可引替御主法ニ相定、町人之手ニ而トルラル銀可遣事ヲ禁候ハ、異国より請取候トルラル銀不殘御役所之金藏ニ積有候ハ、商社より買積ニ渡船致候節杯トルラル入用之節は、即刻御弁利ニ可有之候、右トルラル相場之義は、取極値段四拾五匁ヲ以品物ニ而上ケ下ケ致候ハ、同断之事ニ被存候、万一右様ニ相成候節は、外国江可渡ス金札之義は、金百兩札ト金千兩二口ヲ限ニ致、何月何日何国何村何兵衛江渡スト書付帳江印、異国人より右札ヲ持参リ候節は、右割判ニ而其帳面ト引合帳面ヲ消、金札之義は御役人立合ニ而切捨候ハ、何千万兩ニ而モ

金札之行道相分リ可申候、異国人ニ而は、皇国通用之金札一切不遣事ニ致候ハ、異人似札ヲ可拵災無之、右之義間違災之種ト可相成哉ト奉心配候、右条々之義何れも御防禦筋行届候上柄追々御締ヲ相建、御世之掟ヲ相建申度候、其後自他双方より一割ツ、之運上可差出事ニ定候、難題ヲ申掛候共十ヶ九ツ行届可申候、万一封建之法相建候ハ、諸士在郷住居ニ致、勤番詰之法ニ致候ハ、農兵同断ニ候故、自然骨組等モ丈夫ニ相成候、其者より領分村々之子供江学門ヲ可教信節之法ヲ相建候ハ、御大切之時多勢御用可相立候、右御法相建申候共、氣位而已高く百性共ヲ非道之取扱致候杯之者御座候ハ、右調役之目付ヲ以可見出ス主法ヲ相建置、持高ヲ減シ能行候者江御褒美ヲ可相付御主法ニ相成候ハ、年久御主法行届可申候、右様之御法相建候上は、勤方忽合等モ有之候間、小細不殘跡役江可相渡、勤向小細讓目錄ヲ何役筋江モ右法ヲ相建候ハ、其目錄書ヲ一覽致候ハ、即刻役筋可相知事ニ御主法相建申候ハ、何役江成共移安ク候、誰は

何之家柄杯ト申旧幣惡癖ハルビシモ自然ト御靡ニ可相成候、役徳賄路杯ト申事敵制禁ニ致候ハ、公事訴事善惡黑白裁判速ニ行届可申候、右条々之御主法手堅相建候上は、封建之法決而不可崩、百戰百勝之利本法政事之治、賞罰敵ニ可致事ニ限り可申候、右様之御主法相建候上は、諸外国之異人等ト応対負可致杯ト申義決而無御座様奉恐案候、却異人等 皇国之御法貴ヲ知候故、世界一般追々後年ニ至リ、封建之法ヲ可相用事至リ可申哉ト被存候、右御法相建候ハ、民は別段村法ヲ不相建候共、如以前一村ニ名主一人、下役二人、百姓代一人ニ而正道之法速ニ行届申候、右等之義モ其筋善惡ヲ可見出目付役ヲ相立、御褒美二三度モ頭戴カブ致候者ヲ其役ニ相用候ハ、善惡速行届可申候、諸稅諸法變ニ而入費而已多相掛リ候而は、国家繁昌不仕候、今般全文明開化ニ至リ、上下一同諸外国之手本ト相成申度候、佐渡・老岐・對馬其外島々何れも海辺之村々急場戰爭之調練致候様、平常稽古日一ヶ月ニ三日クライニ相定、三ヶ月ニ一度クライ大調練致候節は、岡

之村より荷物持運之村役ヲ相当候而、役濟次第即刻戻而家業可致様相定候ハ、事直ニ行届可申候、何れも手升当ニ致其国岡之村々城下町迄海辺軍役入用而可差出主法ニ致候ハ、追々防禦道具ヲ相倍、海辺村江産染リ候者モ是悲ヲ弁難有相心得可申候、何れも手筈不行届は烈相働可申道難相進候、伊豆八島之離島シマ杯小勢ニ而防禦不行届村は無是悲、右小島候而は牛午之カイ立等不届候故、上陸致候共別段 皇国之災ニ不相成候故、此義は無是悲、島国之防禦手堅行届候迄ニ至候ハ、当国之海辺自然ト主法可相建事ニ候故、決而不危候、今般之義は 皇国盛衰之界御座候、如斯迄行届候而、其上何様相成候共其義は智者之ハシ是悲ヲ可弁事ニ可有之候、右大調練之節、其場江可行イ道筋之義鉄炮・鎗・長刀等何れモ袋ヲ相掛、其場江進而袋ヲ可取事武者ノ心是ニ而極候処、近頃之御法建ニ候而は、鎗はサヤヲハヅシ、ダツトウトカ申而是ヲ拔持候而は、往来歩行之足は揃候得共、乱立候而は却テ不都合事可有之哉ニ奉心配候、平常一ヶ月ニ三度之調

練ニ即急烈掛廻リ、早走、或は水練、或は合図之鐘大鼓ニ准シ引上場可近寄手達方等能鍛練詰成達致候者は、本國ノ海辺江教役ニ御召抱ニ可相成迄ニ御惠被遊候ハ、氣ヲ得而相勤可申候、右様平常ニ念入不怠候ハ、何時ニ不限軍師之軍配、隊長之如差図行届可申候、然ル処徳川家御代官之頃、封建法末乱ニ相成、其時ヲ窺各国合体申合之上、則アメリカ国より申入候扨ト時ヲ計強訴申入候処、当国ニ而モ防禦不届約定ニ年限ヲ極候処、種々混雜之事有之、良法則可相調御時節ニ不至、当今ニ至候而は諸外国之様子モ相分、諸器は追々移取候事故、彼等取扱等氣荒ニ取扱不申候共、皇国之締は心之統候程氣モ届候程手堅可致は、国ヲ可保大王之御行ト奉想候、天性之利ヲ考候得は、遅カレ早カレ、皇国江可来災ニ候間、一旦彼等之国法ニ移リ名器ヲ移取、彼等之根底ヲ悟リ知リ、換骨奪体而御国ノ掟ヲ相建、智謀ヲ尽而国法ヲ可相建御時節ニ可有之候、周ノ文王易法ヲ被為建候内、窮は易ト申事御座候由、右義ヲ考候得は上天王ヲ御始、公家

衆・武家衆、士民ニ至ル迄二十余年之心配致候義、則心窮候事ニ而不学之身ヲ乍持、身分ニ過候御国体之大義論ヲ考候義も、世之時ニ准而心窮而心配致候より考浮ミ候義有底之所存ニ御座候、全文明開化ニ可至御時節当来ニ可至哉、

福陸寿 此神之義は、絵ニ書候時はツムリ長ク人ニ変候姿ニ候処、何故七福神ト致候哉、是ニ依而者之頭ヲ長ク可相勤ヲ可嗜事ト、判断ヲ相付候義ニ御座候、是ニ依而右可嗜配方之義第一ニ賞罰ヲ嚴重ニ致、儀理人情ヲ厚ク依怙ヲ不配、臣下倍者ニ至ル迄宜キ心掛之者江眼ヲ可通心掛之事、昼夜ニ不忘、唯今より二十年之間武道之本行ヲ相勤候ハ、此末幾万代後々ニ至リ候迄外国人等ニ不侮様、万国一之名法相建可申候、右武道之本法ニ双候ハ、西洋商法政事杯双物ニは相成不申、甚拙事ニ被存候、乍去再度奉申上候通、利ニ賢大根ヲ計、利徳ヲ得而儀理ヲ相建、是悲共彼等ノ説解ニ可落入様智謀ヲ廻シ候事、

キリシタンノ勸方ト不可違、是則邪ニ候故、邪は正ニ不勝、封建再改法之義は正法ニ候得は、全ノ正法ニ至リ候ハ、外国取扱通商諸産物直段高下之綾取坏、御役衆之内二三ノ人モ有之候ハ、何様ニモ外国ニ不劣掛引出来可申候、何れモ其元は信実正道之智謀より大徳之利出来可申候、然ル処、旧幣ニは己ニ勝ル者ヲ嫌、己ニ不随者ヲ嫌、或は下役、或は下々より建言書差出シ候共、其意ヲ奪而其人ヲ不調、右等之義は正法之中之邪法ニ御座候故、西洋之邪法ニ可劣候、西洋之法は清国 皇国之為ニは甚不宜候得共、彼等之国之為ニは宜、下々之者成共智謀ニ勝候者は、論ヲ相建利ニ詰候ハ、重ク相用、名器ヲ考出シ候者は其家之徳ト可相成様主法ヲ相建候由、皇国ニ而ハ考出シ候者より其似ヲ致、大仕掛ニ致候者其徳ヲ奪候而も其人ノ發明ト相成申候、夫等は国之習ニ候得共、政事江相拘候義は下役成共下々之者成共相調候上論ヲ相建、道理ニ相叶候者は引上可用御主法相建候ハ、国之上利ヲ可磨上作ニ可有之候、右論会役所之義、応対人者

人・書役一人ニ而、影ニ上役十人ニ而モ二十人ニ而モ其論之善惡ヲ聞取可申之御主法相建候ハ、和ニ行届可申候、大工職・鍛次職(金)其外土方等之類名人一人ツ、御撰御召抱ニ相成候ハ、其者ヲ論之応対人ニ致、諸国江御触ヲ被出、東京ニ而物之名人ヲ御集ニ可相成御主法相建候ト風聞致候故、御触ヲ難有存国々より諸職之名人相集可申候、前書ニ奉申上候通り、千なりノ瓢丹釣も作り様、種は一ツて君の心にト、愚歌ニ法心ヲ相願候通り、君之御心ニ叶候ハ、其種可榮候、其種一ツより良味千なり出候ト申心ニ御座候、君々はニ候ハ、是則福陸寿之配徳共可号哉、

弁財天之義は、女之姿ヲ以七福神ニ候得は、是は女ヲ可用法ト判断ヲ相付候義ニ御座候、然は第一実明之妻女ヲ可求事ヲ可心掛キは、常ニ勤ヲ不怠、他人之世話ヲモ心掛、事直之志有は他人其信節ヲ貴候故、貞女ヲ可求道理ニ相叶可申候、後ニ息子ヲ設別家ヲ出シ、家長久ヲ可配

事、大守モ小家モ同断ニ可有之候、然ハ物事 元之法建肝要之義ニ御座候、則 上ニ名法 相建候時は、下一同自然其法ニ随候故、上一ツ種瓢ハ下千ナリニ至候、是ニ依而万一封建之御法相建候ハ、後ニ此弁天之法ヲ相配申度候、右弁天法之義、凡臣下百人之内貞女老人ヲ見出シ、平常之行席(跡カ)ヲ讚褒美ヲ遣シ候事、跡百人之内諸人之氣ニ不叶悪妻ヲ老人見出シ、武士之妻ヲ可廢法ニ致候ハ、賞罰嚴ニ而殘ル九十八人之妻女一同法ニ恐宜ニ相変可申候、是則孫子女ヲ可用之兵法ニ可准哉、是ニ依テ唯今より封建法之下拵ヲ配置、諸政事向之励人軍兵頭分江村知行持ニ可致様、御主法之内意ヲ極置候而、後ニ此法ヲ相用候ハ、其大恩ヲ忝存候故、忠義ニ相勤可申候、必勝可仕利ハ最法(モト)之信節より良法ヲ時而良味ヲ如取、唯今より二三年十ヶ年之間ハ分而御大切之御時ト奉心配候、夫是之義ヲ奉案候処、当節御免ニ相成候新文書ト申義ハ、平等直配(チウヘイ)ニ相聞江候得共、計ハ密成ヲ以良ト相定候事、殊ニ国之内証ヲ相頭シ候事ニ而、御上様之御為ニ不宣

御上賢明ニ被為渡候時は下混雜之論難出来、且又下より建言書可奉差上ト一心ヲ極候共、外国江聞而不宣事有、夫是等之義ニ候得ハ是ヲ相廢候事ニ至リ申度候、右条々国之締リ家ノ締リ大小同断之義、弁財天之配徳ト可申哉、寿老人之義、七福神之中江目出度老人ヲ相拌候事ニ候得ハ、名將之下ニ無愚人、君不足ハ臣不足、是等之利ニ依而貧賤之老人ハ老候而已、讚ニ不足、則開運ヲ得而目出度老人ト可相成義、千段二葉より常ニ道ヲ可心掛事、万端相調候而目出度老人ト人々尊敬可致ヲ以、寿老人之徳ト可申哉、年々国肉(クニ)可相倍様相配候事、七福会而上利ヲ相磨申度候、是迄西洋平等法ニ似近候義、諸万異人之了簡ヲ可計為、却テ一計ニ可有之候得共、唯今より封建再改名法相建候ハ、万国ニ無双諸万国総司ノ大王国ト相成可申候、第一武備專一ニ可仕義ハ、儀先ニ可致道ニ可有之候、是ニ依而佐渡・老岐・对馬之離国等何れも國中一同年ヲ重候程武備堅固ニ可相成候様相配度候、交易

・通商自他双方より一割ツ、運上ヲ可取上事ニ至候ハ、
此義商法之徳ニ可有之候、右法より儀倉法ヲ相建候ハ、
幾千万信^(倍)無量之大金相積可申候、福神は福之集ルヲ可被
好候、猶又国家一同繁昌ニ相成、永代堅固御世万々代ト
奉折候、恐謹敬白、

明治六年
六月

神奈川県配下
相州鎌倉郡
戸塚駅吉田町
第二区十八番屋敷
石渡彦太郎

上

冊子原寸 縦二四・五種 横一七種 二七枚

三〇〇 大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則

(表紙)
「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」

大蔵省ノ金銀出納事務ヲ第一国立銀行ニ命シ、其取扱
ヒヲナサシムルニ付、右従事ノ手續キ及ヒ出納ノ諸規

則トモ、大蔵省官員ト右銀行頭取・取締役等ト協議決
定スル条々、左ノ如シ、

第一条

此銀行ハ東京ヲ根拠トナシ、京都・大坂・横浜・神戸ニ
テ大蔵省ニ取納スヘキ金銀或ハ払渡スヘキ金銀ノ取扱ヒ
ヲ命スルニ付テハ、其事務取扱ヒノ際ニ於テハ、大蔵省
官員同様ノ心得ヲ以テ誠実ニ之レヲ勤ムヘシ、

第二条

大蔵省へ上納スル金銀ハ、総テ此銀行本店又ハ出張所ニ
テ請取、真贋見改ノ上、納主へハ銀行ノ預リ手形ヲ渡シ、
納主ハ右預リ手形ニ納証書ヲ添出納寮へ持參シ、本納ノ
手続ヲナスヘシ、出納寮ニ於テハ、更ニ銀行ノ金銀預リ
帳へ記載シ、証印ノ上最前ノ手形ハ銀行へ返達シテ、出
納寮ヨリノ預リ手形ト引換ヘシム可シ、

第三条

此銀行ニ於テ取扱フ金銀ハ、新貨又ハ在来通用ノ貨幣
トモ紙包スヘキ分ハ其雛形并一種ノ銀行封印ヲ刻シ、当

省預ケ金ニ限り此印ヲ用ル為メ印面上隱微ニ標信ヲ付シ、右印影等兼テ大藏省へ差出シ置キ、且封緘上ニ記載スル年月日改人包人ノ名前印形トモ、各其位置ヲ定メ預メ贖封ノ患ヲ防クコトヲ註意シ、必ス異様ノ封緘ヲ嚴禁ス可シ、

但各貨幣トモ受渡ノ上ニ於テ、敢テ此封緘ノ假流通ヲ許スニ非ス、尤請取人ノ意見ニ依リ此封緘ヲ信用スルトキハ、格別タル可ク、若シ後日此封緘ニ付テノ爭論或ハ種々ノ苦情之レアルトモ、又ハ損失アルトモ、大藏省ニ於テ之レヲ処分スルノ理ナク、銀行ニ於テモ其損失ハ弁償セサル可シ、

第四条

改済金銀ノ内若シ贖金銀或ハ不足金等アリテ、追テ取調ノ上全ク銀行取扱ヒ向疎略錯誤ニ出ルコト明瞭ナル時ハ、其贖或ハ不足丈ノ一倍ヲ合シテ償ハシム可シ、

但万一作為シテ釀出スル件アル時ハ、精細ニ其由ヲ取料シ、処断ノ上関涉ノ者ハ至当ノ法ニ処シ、其損失ス

ル金銀ハ第十三条ノ通タル可シ、

第五条

大藏省ヨリ諸方へ渡金ハ、兼テ出納寮ニ設ケアル切符地紙へ払金ノ員数并ニ其渡シ先ノ名前トモ記載シ、之レヲ請取主へ相渡シ、銀行ト請取主ト直引合ニテ、通用貨幣ヲ引換ヘシム可シ、尤受払計算ノ為メ毎月兩度宛或ハ出納寮ノ都合ニ因テハ、其時々元帳ト切符ト照查ノ上差引勘定ヲナシ、右切符ハ出納寮へ返上シ、殘金銀ハ何時ニテモ上納相成ヘキ様致スヘシ、

但銀行ニテハ毎日預リ金ノ種類分ケ、諸所出張銀行ノ預リ金高内訳ヲモ取調、日々計表ヲ作り之レヲ出納頭へ差出スヘシ、尤横浜ハ毎三日、大坂ハ毎五日ニ計表可差出筈ニ付、東京本店ニ於テハ此日間丈ハ曩ニ差出タル員数ヲ以テ調査ス可シ、

第六条

此切符ヲ以テ再ヒ他へ運用スルコトハ嚴禁タル可シ、

第七条

大藏省ノ都合ニ因リ京都・大坂・横浜・神戸ニ於テ、他方へ払渡ス可キ金銀ハ、便宜其地ニアル銀行ニ於テ前条ノ手續ニ從ヒ渡シ方ヲナサシムヘクニ付、切符持參ノモノへ其地ニテ差支ナク渡シ方ヲ取扱フヘシ、尤其地銀行預リ金ノ都合ハ、毎日各出店預リ高ノ計表ヲ以テ兼テ之ヲ詳知シ、出納寮ヨリ成丈ケ其高ヲ越エサル様心ヲ用フ可シ、

第八条

預リ金現額ノ種類ニ拘ラス、出納寮ノ都合ニ因リテ、洋銀或ハ各貨幣ノ交換ヲ命スルコトアラハ、此銀行ニ於テ新貨幣或ハ円札・官省札ヲ除クノ外ハ、時ノ相場ヲ以テ取引ヲナスヘシ、自然預リ金ノ内旧藩札アル時ハ、其時々出納頭ノ指図ニ從ヒ、東京ハ紙幣本寮、京都・大坂・神戸ハ大坂出張紙幣寮ニ申出円札ト引換ヲ乞フ可シ、

第九条

此銀行ニ於テハ、慥成名代ヲ撰ヒ、兼テ其者ノ印鑑ヲ差出シ置ク可シ、然ル上ハ各地方ニ於テモ其者ノ印鑑ヲ目

当ニ請渡ヲナシ、万一其者預リ金ヲ引負スルカ又ハ其他ノ不都合アレハ、其責ハ本店へ帰シ、不足金等ハ勿論本店ヨリ之ヲ償却ス可シ、

第十条

此銀行ニ於テ盜難又ハ水火難等之レアリ、預ケ金銀ヲ紛失スルコトアルトモ、凡テ本店銀行ノ請負タル可シ、但非常ノ変災ハ此限ニアラス、

第十一条

此銀行ニ於テハ預リ金ノ質物トシテ、公債証書此公債証書一般融通スル所ノ時相場ヲ以テ成算ス可シ、尤以往各公債証書ノ価自然高低スルニ至リテハ、其時々大藏省并銀行ノ都合ニ依リ双方承諾ノ上右質物ノ高ヲ増減ス又ハ確当ナル預ケ金貸出金ノ証文、又ハ家作地面地券ノ類至正ノ実価ヲ積算シ、其確實ヲ保証スル為メ、兼テ之ヲ差入置ク可シ、尤右高ハ預ケ金ノ半高ヲ以テ目途トナシ、時ニ於テ之ヲ増減交換スルコトアル可シ、

第十二条

此銀行ノ預金高ハ、前条質物ノ都合ニヨリ常ニ貳百万円

或ハ百五十万円ヲ以テ極度トナス可シ、若此決定ノ金額ニ超越スル時ハ、大蔵省金庫へ繰入又ハ他ノ銀行へ預ケ方ヲナス欵、或ハ別ニ確實ノ保証ヲ差出シ、此銀行ニ預ルコトアル可シ、

第十三条

此銀行ノ本店ハ申ニ及ハス、各地出張所等ニテ万一公金ヲ引負スルコトアル時ハ、兼テ差入レ置タル質物ハ勿論、速ニ償弁ノ手續ヲナシ、其引負ニ於テ生スル損分ハ、便宜ノ処分ヲナシテ之ヲ取立、且ツ其引負ノ次第取糾ノ上、国法ニ従ヒ至当ノ罰ニ処ス可シ、

第十四条

東京ハ素ヨリ各地共ニ毎週一度出納寮官員此銀行ニ出張シテ、諸帳面ノ記載方出納ノ順序及ヒ金庫ノ有高ヲ取調、各種ノ貨幣内訳トモ検査スヘシ、尤東京銀行於テハ、各種ノ払金ヲナシ、省中持出シ金等ノ都合ニ因リ、暫時庫中ヨリ仮ニ差出シ置ク所ノ金高ヲ計リ、預ケ金総額ノ内拾万円マテハ除之計算相立可シ、

但本文ノ外臨時出張スヘクニ付、諸帳面其外錯乱之レナキ様順序相立置可シ、

第十五条

諸上納金ノ内未タ本納ノ手續ニ至ラス仮預リノ分ハ、別簿冊ヲ設ケ、夫々順序ヲ立テ金種并納先等詳細ニ記載シ別段ニ預リ置ヘシ、此金ト雖モ勿論銀行ニ於テ自己ニ運用ス可カラサルハ申迄モ之ナク候得共、万一不分明ノ所置致シ候節ハ、其金高一倍ノ違約料ヲ差出ス可シ、

但東京并各地トモ出納寮ハ勿論、造幣・租税・土木・紙幣・諸寮ノ官員臨時此銀行へ出張シ、右預ケ金ノ有高及簿冊ノ記載方ヲ検査ス可シ、

第十六条

此銀行ニ於テ金銀受払ノ取扱ヒ并預リ金ノ請負等ヲナスニ依リ、保險并手数料トシテ預ケ金ノ内高百万円迄ハ百分ノ三、右以上ハ百分ノ二ト定メ、毎年六月十二月ト両度ニ之ヲ払ヒ渡ス可シ、

但各地有高ノ内ヲ為換スルニ、一口ノ金高百円未滿ナ

レハ手数料ナク、銀行ニテ便宜之ヲ交換スヘシ、尤百
円以上ノ高ナレハ、其時ノ相場ニヨリテ為換打歩ヲ遣
スヘシ、若又全ク現金ニテ運輸ノ節ハ、相当ノ運輸賃
ヲ渡ス可シ、付リ各種為換打歩ノ割合ハ相当ノ見込ヲ
以テ、時々銀行ヨリ出納寮へ申立置ク可シ、
右之条々ヲ約定スルニ付、此書面ニ通ヲ作り、保証ノ為
メ各其姓名ヲ自記シ、且之ニ調印シ、本紙一通ハ大蔵省
へ納メ、他ノ一通ハ銀行へ交付スル者也、

明治六年六月

大蔵省事務総裁

参議大隈重信印

出納頭馬渡俊邁印

検査頭安藤就高印

第一国立銀行頭取

三井八郎右衛門印

取締役

三井三郎助印

三井次郎右衛門印

支配人

三井元之助印

小野善助印

小野善次郎印

小野善太郎印

小野善右衛門印

三野村利左衛門印

永田甚七印

向井一郎兵衛印

行岡庄兵衛印

田畑謙藏印

古河市兵衛印

江林嘉平印

斎藤専藏印

今井友五郎印

脇田久三郎印

三野村利助印

冊子原寸 縦二二種 横一五種 一二枚

山泉平八印
向井小右衛門印
松本常造印
近藤忠藏印

三〇二 布治婦一ヨリ久光公へノ上書

公ノ十四ヶ条献言実行ニ付

(包紙ウツ書)
一上書

布治婦一九拝

民隸婦一

誠恐誠恐謹上書于從二位島津公閣下、夫功在勤不必在思
事在敏不必在念、是以謀于路者不遂期万全者不達矣、婦
一纏因執事得閣下嘗所奏議十四綱目、窃喜王政可屈指振
蒼生可期日息也、後及拜容貌聞其謙讓之辭、茫然如有自
失焉、退自思千鈞之弩不輕發、閣下猶有所磨礪乎、既數

日又窃思、今之当塗者不勇于改過朝四暮三、以待天下之
士雖議論至正其易制者則巧言曲辭以折之、其難制者則柔
以優遇餽以甘言遂誘致于波党亦有之、閣下豈見致于人之
徒乎哉、雖然思念過其度果斷失其機、則恐強弩之末不能
穿魯縞也、婦一不肖不能揮臂鼓舞天下、故欲付驥尾以竭
駑駘苟議合、則已不合則從海濱居耳、何徒足屢踵門乎、
閣下若憫其狂介不問罪而賜諭示則幸甚、誠恐誠恐頓首頓
首、

明治六年六月

布治婦一九拝

從二位島津公閣下

文書原寸 縦一九・五種 包紙原寸 縦二七・五種

横六八・五種

横四〇・三種

三〇三 作州津山平野耕平ヨリ久光公へノ建白

富国強兵策ニ付

(封筒) 「建白書」
(表紙) 「建白書」

建白書

皇国は海外諸洲ニ超絶タル御国故、各国ヨリ競来而通商ヲ求メ、所々ニ在留シテ普奉蒙

皇沢候処、舶来之品は尠ツ、ニテモ各国ヨリ輸入候得は輸出之品ハ中々難敵、年々幾百万円外国江持帰候、畢竟豊饒之御国柄故疲弊ニモ及間敷候得共、可成文物産盛大仕度、既ニ三河之国不毛之地開墾并御種人蔘之国益等之儀、別紙之通連々上書仕候処、猶亦

皇国富強万全之手段ト奉存候は、第一海内之不毛幾百万石之地、是ヲ其国所之諸人望ニ応シ速ニ開墾被 仰付候ハは、追々人口モ相殖富強可相成候、第二新規ニ竈出来候儀ヲ専務トシ、在来之屋は一戸モ不減様相統セシメ候ハは、其土地之田畑年増登方宜相成、物産蕃殖可相成、元来農家一ヶ年之所得至テ僅ニシテ、其劳苦タル実ニ難述言語、病軀老者ハ勿論壯年ト雖モ弱体之者ハ劳劬難耐或ハ職業ヲ学ヒ、又は商業ニ志シ、他邦江転移候者間々有之、夫カ為ニ在村ニハ前々ヨリ戸数相減、田畑荒蕪相

成候地往々御座候、法ヲ設テ是ヲ救村中稼穡相営候者一戸ニテモ相殖候ハは、物産繁生シ之ヲ製之ヲ鬻者其末々ニ至迄繁昌仕候儀ニ御座候、第三市井家屋稠密ニシテ耕地無之、商業純一之処は無論候得共、在郷ニテハ稼穡専ニ不仕候テハ家滅之基ニ候、近年蚕種紙販売シ破産之者万ヲ以数ト申事ニ御座候、其害当今免之損耗ヨリモ甚鋪候間、農商工之區別ヲ正シ、向後商家ヨリ至当之税金御取立ニ相成候ハは、農業ヲ墜テ商業ヲ真似遊惰ヲ貪ノ徒稀ニシテ、物産盛大可相成候、夫地ヲ拓物産盛ニ生センメハ、国富人口殖レハ兵強ク成ハ必然也、万国壤^(兼)乏敷地は茂林宿鳥之下タニ莖ヲ張り糞ヲ取テ肥トナス所モ有之候得共、

皇国は壤不乏、海ヨリモ上リ又山ヨリモ出、其上沃土潤沢、四時不愆季節万物能生育候間、此余戸数人口相増、物産盛大相成候ハは、輸出之品外国ヨリ輸入之品ニ可倍候、扱其戸数ヲ殖シ永世家産ヲ維持スルノ方法は、

皇国田畑町数凡惣計三百万町歩ト見テ、一町歩ニ付一ヶ

年一円金相募、又石高惣計凡三千万石ト見テ拾石ニ付同
 一円金相募、戸数惣計六百万戸ト見積、一戸一ケ年一円
 金相募、合金一ケ年千式百万円但毎戸一円出金難渋之者ハ富豪
 之者ヲシテ家名相統致サシムヘシ府県共一管轄限管内富豪之者
 不慮ノ事ニテ滅家ニ及候共、身寄
 商社ヲ開、此金ヲ以国産之品輸入輸出シ弁理ナラシメ、
 毎歳利足之内三百万円ツ、極貧者江施与候テモ、三十ケ
 年ニシテ拾五億三千万円余ニ相成、左候得は一ケ年之利
 足不残分与候得は毎戸式拾五円ツ、ニ相当候、三十七年
 ニシテ三拾億七千万兩余ニ相成、此利足金毎戸五拾円ツ
 、ニ相当、四十四年ニシテ金高六拾億六千八百万円余ニ
 相成、利足分配毎年毎戸一百円ツ、ニ相成候、如此ナレ
 ハ活計ニ苦痛ナク、仮令子ナク嗣無モ家名断絶ニ不至、
 自然盜賊モ減リ諍訟モ少相成可申、且凶歉之年タリトモ
 飢餓之憂ナク皆々安業可仕ト奉存候、若此件
 御告諭相成候ハは、皆々快意ニ積金仕、其他聊ツ、貯金
 之者モ会社江預ケ金等可仕候間、初年ヨリ商法モ相立可
 申、依而は此社号ヲ永代無尽講社トナシ、所々ニ物産取

扱所ヲ設、其場処ニ於テ常々説教等聴聞セシメ、衆庶各
 其職業勉勵候様懇諭シ、追々此積金相嵩下モ方ニテ利廻
 シ行届兼候節は、

朝廷江御預リ被 遊、外国ト盛大ニ御商法等被為遊候ト
 モ御弁理ニ随且聊之利足ヲモ御下相成候ハは、諸民別テ
 悦喜安堵可仕候、此頃頻巷説承候処、御政体之儀

朝廷ヨリ厚ク 殿下江御依頼被為在候テ、御補佐被為遊
 候趣素ヨリ

殿下之御英名如泰山北斗之天下万民年来奉渴望候、仰願
 皇威益御輝被遊、億兆蒼生安業仕候様御尽力之程奉折上
 候、就而は猥鄙説ヲ記テ奉賛

清覽、多罪不堪恐縮奉存候得共、偏報国之微衷迄ニ奉言
 上候、誠恐誠懼頓首敬白、

癸酉六月 作州津山 平野耕平

奉呈 島津三位様
 下執事申

二〇六三 小原可夫ヨリ久光公へノ建言

劍道ノ神聖ニ就テ

(表紙)
一奉

島津閣下 小原可夫再拜

僕本一介之書生、学浅才菲又於時事未通曉、然賦性迂拙
唯知忠於君孝於父、而不求苟合於当世、故狂妄不自揆輒
以建議藩事之是非於彈台、嘗獲罪於有司而其素志未嘗有
少沮撓也、何也、頑剛篤於自信、窃謂士之生此世也、惟
当披露腹心捐棄肝胆以報皇恩耳、是以逢有所見事、乃奮
然發憤欲得逢当世之巨公長者、以国家自任者以一吐胸中
之奇、而未得其人恒以為憾焉、今幸得閣下、而由所偶見
事有不得不陳、其愚者矣、輒敢以告於左右頃者、天下之
劍士与其徒相謀号擊劍会欲振起国家之武運、請於官設演

技之場、伝之於四方、期日来觀其較技也、甲自東進乙自
西進、約束条規一擬角力之制、而其求錢許觀之際、亦与
角力・猿棗之技無以異、僕窃視之退而歎息、嗚呼我國之
劍神授之宝物也、非漢土之劍之可比矣、故其劍銳利、其
術鍊達、振古号右武之域而敵国莫不震竦我邦威者也、然
今均其術於角力・猿棗之技、以為求錢之資、其瀆邦家之
威武莫甚焉者矣、蓋考之上古劍之所由起

天孫之降臨

天照大神賜以三種之宝物、而平治葦原中国也、劍居其一
所謂叢雲劍是也、夫

大神創千載不拔之基業、詢々垂訓於三物、以統御寰宇而
宝祚之隆与天壤無窮者、其旨深遠矣、

神孫垂統相伝以三物代御宇内、而武尊征東夷仗此神劍剪
除草刈征誅兇邪、凡劍威之所施物怪殲尽而妖氛廓清由、
此觀之武尊之能平定東土奏神勲者、亦未不頼此劍之靈佑
也、劍威之於

皇国可謂盛矣哉、其用劍之術雖未詳其所出要皆神伝、故

其術變化無窮妙技百出不可端倪矣、凡自定心之要以至捍敵之方莫所不具矣、夫以此劍用此術、故戰必勝攻必取、劍鋒之所嚮望風震恐破胆消魂莫不來王者也矣、然則劍之於

皇國可不謂重寶矣乎、今也舉

神州之重器、以其術均之於弄觀遊戲之技、而不怪、是其名為欲起武運其夫大瀆武威、夫威武之在國家猶人之有元氣也、人一失元氣則消羸疲瘠、不至於死不止、國家一損威武則鹵莽衰弱至於不可挽回、然而劍士不深察之徒恐武運之衰國家亦將隨之也、銳於張皇其術而欲振起其衰、請之於朝而庭議亦許其請、未遑深察之乎、要之劍士或未能明大義熟於區々、憂國之胸臆不遑省其他、而致有此舉、是亦未足深罪也、且夫劍之為物可用之於亂世、而不可用之於治世、其常習鍊之於平安無事之日、而不息者乃以為不熟之於平生則恐不便於^(急)殫^(急)有事之用也、今也此術衰之日久矣、率土之士民苟存心於

王室者雖不可不知憂之、然亦未可謂無別救之々良術也、

今欲振起其術而與角力、猿棗之流為伍術其技以求錢非但瀆其術其弊至視利不知義、其術之行雖盛於今日而其氣既餒失、其所以勤王右武之意而視為網利之技、則可以取利而行之不然、乃癡之其不可救也、有甚於昔日者僕之所以不可默止者在、於斯也其所以不直疏之於朝、而進言之於閣下者何也、僕竊察在庭大小之官職率居其位志滿氣得驕慢隨生恬然、自以為天下無及己者、而未聞察輿言諮衆庶斷然有所建明其如此矣、而僕也一介之書生、不為人所知又未接當路之賢者、雖欲疏之於朝而無由於聞達、未察其意乃徒以為空言無可採而不為所顧、乃徒費紙筆却足取笑於鄉党朋友耳、知其如此而輕言之是不知也、今又見有如閣下者而噤口不言者亦不知也、伏以閣下抱不世出之才股肱

帝室藩垣天下、而其忠勤夙赫著於海內、凡有所欲言者則不省天下之是非、僕嘗見所奏諫章、慨然直諫以道毫不避諱、乃雖未獲升堂拜其面、而亦足以髣髴其為人矣、是僕之雖未得一接声光、所以喋々至於此不知止而此事雖似小

体、則甚大國威之盛衰係焉、凡生此土食此穀知、仰皇恩

之大者安忍黙々哉、閣下其亦幸熟察之、而知僕之好事非

敢諛於閣下、則幸甚幸甚、

明治六年六月

小原可夫再拜

從二位島津久光卿閣下

冊子原寸 縦二七・二櫃 横一九・七櫃 六枚

三〇四 久光公ヨリ大山鹿兒島県権令へノ通達

会社資本金利殖ノ件

(端裏書)
「大山権令江達シ」

於鹿兒島県下取結候会社之本手金、全県庁之余資ニ候間、

兩家手元金江相備候方至当可有之心付之旨承届尤之事ニ

候、就而は方法相立本枝繁殖、永年ニ至リ致連続候様一

層尽力有之、右之余潤ヲ以困窮之士民ヲ扶助シ、学校之

費用ヲ補ヒ、兩家臨時之用途ニ備置度候間、細詳取調施

行之次第委曲承度候、且銀行取起ニ付名前相立可致加入

旨内承、是又可然頼入候也、

西六月

久光

文書原寸 縦二六・八櫃 横八一・六櫃

三〇五 久光公ヨリ朝廷へノ質疑二十ヶ条

(封筒) 「朱」
「条公御直書」

左大臣見込ヶ条書

六月十二日
「封筒ウラ、朱」(裏)

大隈進退書」

「朱」(裏)
「写」

(付箋)
「三条実美公真蹟」

一先王ノ法服ヲ洋服ニ改ラル、事

一太陽曆ト称シテ西洋ノ正朔ヲ用ラル、事

一玉座ヲ奉始各省総テ洋風ニ模擬セララル、事

一各省ニ洋人ヲ雇ヒ彼ノ教示ヲ受ル事

一侍読其人ニ非ル事

一侍臣阿諛ノ輩多キ事

一兵卒ヲ君側ニ近クル事

一 官員等驕奢淫佚ノ輩多キ事

一 華族ノ遊蕩ヲ禁セラル、事

一 学校ノ規則、洋風ヲ基本トセラル、事

一 都下ノ禁令苛酷ニ過ル事

一 擊劍ノ師ヲ命セラレサル事

一 兵制総テ洋式ヲ用ヒラル、事

一 不急ノ土木ヲ興シ、會計ノ欠乏ヲ顧ミサル事

一 無用ノ官員増加スル事

一 邪宗ノ蔓衍ヲ防カサル事

一 外国人ト婚姻ヲ許サル事

一 神祇官ヲ廃シ神仏混合シテ教部省トナサレ、彈正台・

刑部省ヲ合シテ司法省ヲ置ル、事

一 民部・大藏ノ二省ヲ合併セラル、事

一 散髪脱刀ノ洋風ヲ重シテ、束髪帶刀ノ御国風ヲ賤メラ

ル、事

右二十条、愚意疑惑氷解難仕ニ付、明白ノ御教諭ヲ

承知仕度、不奉顧忌諱御尋申上候事、

癸酉六月

島津久光

文書原寸 縦一六・五種 封筒原寸 縦一八種

横六四・三種

横五・五種

三六 三条太政大臣ヨリノ布達

三通

大藏省ト第一国立銀行トノ契約其他

二〇六六ノ一

第二三三十五号

社寺境内ノ樹木ハ仮令其社寺修繕等ニ相用ヒ候共、猥

ニ伐木不相成候、若シ難止事情有之節ハ、其地方庁へ

願出許可ヲ可受事、

明治六年七月二日

太政大臣三条実美

文書原寸 縦二・二種 横一四・二種

二〇六六ノ二

第二三三六号

諸省使

省使定額金請払方ニ付テハ、各自便宜ヲ以テ商会又ハ

有名ノ豪商等へ申付出納ノ現務為取扱候処、此度大蔵省ニ於テ官金取扱方ヲ第一国立銀行へ命シ、別紙ノ通約定相設候ニ付、向後省使トモ右約定書ニ倣ヒ約束ノ草案ヲ設為シ、従前取扱方申付候者又ハ将来可申付モノトモ名前取調、都テ大蔵省へ照会ノ上、同省承諾ヲ以テ結約イタシ、出納事務精確相成候様可致事、

明治六年七月二日

太政大臣三条実美

文書原寸 縦二・二種 横一四・二種

二〇六六ノ三

第二百三十七号

府県

府県貢納金為替方并ニ県費請払出納等ニ付テハ、各自便宜ヲ以テ商会又ハ有名ノ豪商等へ申付、出納ノ現務為取扱候処、此度大蔵省ニ於テ官金出納取扱方ヲ第一国立銀行へ命シ、別紙ノ通約定相設候ニ付、向後府県ニ於テモ右約定ノ成則ニ従ヒ草案ヲ設為シ、為替出納等為取扱候モノ名前取調、都テ大蔵省へ伺出其指図ニ

任セ約束等相定、出納筋厳重取締可致事、

明治六年七月二日

太政大臣三条実美

文書原寸 縦二・二種 横一四・二種

三〇七 堤功長ヨリ島津従二位公へ

金員借用ノ件

(包紙ウツ巻)
「從二位島津様 堤功長

(朱「藏」)

」

拜啓、連日晴雨摸稜鬱々惘々、爾来愈御清穆御起居欣喜之至候、借過日は昇館始テ拜面、御懇情之段深辱奉謝候、陳は近頃太タ申出兼何共恐懼ニ候得共、不得止之折柄不顧失敬突然願上、偏ニ寛恕御賢察奉仰候、別儀ニ無之御存之通、元来薄祿之当家、維新後豈図ヤ御改正アリテ、現米式百五拾四石壹斗ヲ為家祿下賜之

朝旨ヲ蒙リ、恭喜々々無量仕合、就而は何卒奉報天恩度志願ニ御座候得共、何分天稟愚昧、加之無学無才功長報

恩ノ策の無之、故ニ日夜乍懸念是又不得止黙止、徒然ニ消光罷在候、責而

鞆下ニ移住仕、非常之節タリ共相応之御用相勤度志望ニ付、昨壬申春更ニ東京貫屬御付換相願、同夏御聞届ニ相成、就而は京師表祖宗来住居之宅舎売却シ、邸地ヲ地方官江奉還シ、断然当地江移転仕候得共、于当地住宅無之故、差当リ現今住居ノ一家ヲ相調候仕合、右は何レモ不得止ノ情件トハ乍存、連続之入費殊ニ家族向モ曾祖母ヲ始メ、子弟及ヒ姑ニ至十有余名之人数、且家士并僕婢等成丈ケ人減仕候得共、七口ノ傭員ハ必用ニ付召遣居候、猶又ケ様之義申上候ハ千万恐縮ナレトモ、家祿御改正後米価而已益廉ニシテ、其他諸品礎ト廉価無之ト相考、乍去必用之品は調候ハテハ彼是差間ニモ相成候故、無是非求調之仕合、旁以近年疲幣^(弊)不一方、依之当今ニケ所ニ無抛借幣ニ及ヒ、殆ト苦心胸痛ニ不堪候俛、何卒暫年之間貨幣式千円拝借相願度、最家祿之中連年現米百石ツ、冬十月時相場ヲ以賦納仕候間、格別之御由緒御訳柄ニ付、

前頭之事情篤ト御洞察被成下、懇願之義御承諾伏テ奉願候、願条速ニ御採挙ヲ蒙リ候ハ、鴻恩実ニ終身忘却不仕、加フルニ家事改革モ貫徹シ、次ニ功長方向之一基礎ニモ候間、此儀只々も奉願度、参館拜謁ニ而可冀之处、御閑隙之程モ如何ト恐察仕、乍失敬懇願之心底以拙毫只管奉願候、書外は拝顔万々言上仕候、恐々謹言、

明治六年七月四日 堤功長

從二位島津様

再伸、前条之義御洞察ニテ、御承諾之段偏奉希候、

以上、

文書原寸 縦 一六・三種 包紙原寸 縦二七・五種

横 一三六・五種 横 三八・五種

三〇六 作州津山平野耕平ヨリ久光公ヘノ建白

制度改革ノ件

(表紙) 「建白書」

建白書

先月中不願不肖下劣之軀猥建白奉覽

電覽、震怒之程深奉恐縮候得共、杞憂之余亦復奉獻言

候、擬昨年以來地券取調被仰出、村費頗多相掛愁嗟

罷在、加之人心之鼓動不少、其上取調書上之儀不正実、

其所々ニ於テ不同有之候間、中々以御検査行届申間敷ト

奉存候、雖然明細ニ御調相成候ハは、却而動揺仕、大害

相釀可申ト過慮仕候、何卒地券之御沙汰は暫弛メ被為置、

地理調ヲ先務ニ被遊并洪水之節水腐等之場処幾千モ有之

候間、川ヲ堀替惡水ヲサクリ、或ハ不毛之地ヲ開拓候ハ

は、隠田迄モ自然調相届、田畑地肥莫太之国益ト奉存候、

右地理調之主法は先般集議院江モ建白仕候通、東京ヨリ

始東西南北国々江押及シ候ハは、一ヶ年ヲ不出シテ成就

可仕ト奉存候、一錢聊モ百姓失財無之様注意シ、方一里

ヲ一区トナシ、一区之四角ニ石之標柱ヲ建テ、一区内ヲ

百画トナシ、是亦小標柱石ヲ建テ、山林・沼池・川中・

道路等標柱立チ難キ処は、幾間幾尺ヲ曳去テ是ヲ巨細ニ

石柱ニ記載シ可申、次ニ新規御運上銀御取立ニテ迷惑

致候儀は成丈渺クシ、諸国海川通船荷物税納仕來候場処

御廢相成、却而取放ニテは不取締難洩致候向不少、右等

之処は仮令從前ヨリモ多分ニ税納候而モ不苦趣ヨリ、

上税願度旨申者御座候間、是等は上税被仰付候ハは、上

下之為筋不少ト奉存候、次ニ府県貫屬士卒族之家祿最

早御止メニモ可相成哉ト、人心洶々罷在候間、不殘鎮台

ニ屬シ家祿一定ニ被究度奉存候、且諸国諸処ニ分在シ、

勿論其地方官長之指揮ニ応シ候ハテは至急之間ニ合不申、

既先頃作州之百姓騒動ニハ大阪ヨリ鎮台兵參リ、昨秋甲

州之動揺ニハ駿州沼津辺ヨリ出兵有之候様之事ニテは実

ニ不都合御座候、將亦士卒族非役之輩モ徒ニ食候謂レ無

之候、次ニ物産輸入輸出之数ヲ量リ、成丈ケ外国江貨

幣不出様不被遊テハ追々疲弊ニ至可申候間、洋航留學之

生徒人材ヲ撰ミ、仮令私費ヲ以航海致候者モ不才之生ハ

御引戻ニ相成度奉祈候、次ニ

朝廷諸役所成丈省略シ、合局ニ相成候様ニト奉存候、是

亦試概略左ニ奉記載候、

太政官 宮内寮但式部寮合併 教部寮

文部寮 集議寮

大蔵省 租税寮 勸農局 地理局 土木局

統計寮 出納課 貨幣局 楮幣局
鉱山局 工部局 營繕局

外務省

司法省

陸軍省

海軍省

鎮 台

府県之裁判所ヲ廢シテ聽訟斷獄之吏は判任官之人ヲ司法省ヨリ一ケ年交代トシテ被遣、租税掛リモ本省租税寮ヨリ被遣、常ニ大政官・司法省・大蔵省ヨリ各監督被遣候様相成度奉存候、幅濶之地は西洋風伝習シ、人情は輕薄ニ押移ナカラ日々開化仕候得共、遠国辺土は人質は直実ナカラ頑固之風習去リ兼候故、政ヲ施給モ御心配之事ト奉恐察候、江州杯は旧都ニ近キ処ニ候得共、頑愚ニシ

テ地券之調等モ不仕趣、マシテ遠国ニテは開化不仕モ尤ト奉存候、

殿下当今御輔佐之職被為在候ニ付、定而御英断可被為在儀、右等贅言奉恐入候得共、報国之微衷迄ニ奉建言候、誠懼頓首、

癸酉七月五日 作州津山 平野耕平

島津三位様

御執事様

冊子原寸 縦一八・七釐 横一四釐 六枚

三三三 「リゼンドル」ヨリ外務卿代理上野景範へ

ノ電文

台灣事件

電信文

来ル日曜日第三時副島氏は最初ニ清帝江謁見あるへし、他の件々ハ都合能繼りたり、大使は来ル七月一日日本江向ケ開帆すへし、

トツブルユ一、リゼンドル

外務卿代理
上野景範閣下

於上海

千八百七拾三年七月六日発

文書原寸 縦二八糎 横四〇糎

〇〇七〇 皇城炎上ニ付久光忠義二公ヨリ献金ノ件

二二通

三〇七二 堤功長ヨリ島津従二位公へ

金員借用ノ件

(包紙ウツ書)
「島津従二位様 堤功長

(朱「堤」)

〇

今朝以寸楮伺候儀ニ付、過^(刻)剋御報トシテ御家令方ヨリ家令共へ御書表御差越有之、早速一見逐一拝承、至極々々

御最ニ奉存候、借過日為御救助楮幣貳百円下賜候処、再願ノ情件モ御座候ニ付、免モ角其仄ニテ御手本迄一先奉還仕置候、然ルニ再三歎願仕候得共、段々ノ御内情モ被為在、個以御断之旨謹テ承服仕候、就而は前日出格ノ御仁慮ヲ以賜候御救助金、応尊命難有拝領仕候仄、太々失敬恐懼々々ナレトモ、此使江申出度、誠ニ不容易御配慮御心痛ノ件々願上深恐入候、百事御洞察ニテ寛宥ヲ奉仰候、先は御侘旁御願迄如此候也、

七月十四日

堤功長

島津従二位様

文書原寸 縦一八糎 包紙原寸 縦二七・八糎

横九七糎

横 三九糎

三〇七三 安田轍蔵ヨリ久光公へノ上申

京都市方面探索事情

(包紙ウツ書)
一言上

安田轍蔵

七月十六日西京出發ニ望ミ午後

二日相^(密)申候

緘^(朱)「安田」ト「緘」ハ重紙

上申

本月八日上京、直ニ旧知己押小路正四位江面談、何トナク方今海内ノ形勢及東京近日之実形述申候処、同人儀は元来三条家之一族本末之間ニ候故、条公云云家令丹羽本族ニ帰シ候云云、巨細真密ニ承知相成、実ニ驚歎無限、憂慮顔色ニ現レ、此後之方面更ニ蒙々迷暗之思ひ困苦ノ体ヲ能々見定候ニ付、先国家憂愛^(哀)之忠志は依然旧日之通ト奉存候、則九日夕同家退出三条通旅宿ニ帰り申候、其後十一日朝押小路江罷出、先年私貸金之儀をワザト申出、于今日至ルマデ一言彼御方之儀不申出候、乍去今日何トナク彼御方之儀談話仕掛候処、押小路ヨリ万事明細被申述、談話中押小路ニは落涙イタサレ候、全私東京ニ而推察仕候通ニ御座候、右ニ付先旅宿江罷帰申候、同十二日旧知己長谷京都府知事信篤自宅江召出、万事ヨラスサワ

ラズ談話中、彼御方之様子相尋候処、当時は誰ニ而茂推参慶かなはず候由承知仕候ニ付、同日直様宮内省出仕宇則^{三品}宮御取締役先御家令ニ差当候、田從五位江面談仕、彼御方様拜謁之儀申入候処、則チ彼御方様江申上候処、彼御方様物御覽宜敷、轍藏儀は先年面談候事故久々ニ而对顔スルト被仰付、於私は実は昔日之事乍恐相忘れ候ニ付、唯畏候由返答奉申上、其後拜謁数御談話中種々御実情拝聴恐入、御氣之毒千万奉存候、乍去私よりは万事世間之風聞雜談奉申上候迄ニ而、更ニ大切之儀は不奉申上退出仕候、仍最早此上は西京滞在之用事モ無御座候故、今日帰坂仕候、此以成行奉言上候、以上、

七月十六日

安田轍藏

文書原寸 縦 一六種

包紙原寸 縦一六・七種

横四六・七種

横 五・七種

第五国立銀行申合規則

二冊

二〇七三ノ一

(表紙)
一申合規則

職制

罰令

月給旅費定則

第五国立銀行

申合規則

本枝店据置之事

第一条 当銀行ハ大坂立売堀ヲ以テ本店ト定メ、東京・

長崎・琉球ニ枝店ヲ設置スヘシ、但シ追テ事務ノ都合

ニ依リ更ニ出店ノ場所ヲ増スヘシ、

取締役撰挙之事

第二条 当銀行ノ株主等ノ集会ニテ新取締役ヲ撰挙スル

事ハ、毎年正月十一日朝第十字ヨリ夕第四字迄ノ間ニ

当銀行ニ於テ之ヲ行フヘシ、尤此集会ノ日限ノ趣意柄

ハ、一ヶ月前ヨリ当銀行ノ頭取支配人之ヲ公布スヘシ、

第三条 取締役等ハ又此集会ノ一ヶ月前ニ株主等ノ内ヨ

リ三人ヲ撰ミテ之ヲ撰挙シ、裁判役ト定メ置クヘシ、

此裁判役ハ撰挙ノ議論ヲ決断シタル上ニテ其撰挙ノ始

末並ニ撰挙ノ新取締役ノ姓名ヲ頭取支配人ニ報告スヘ

シ、

第四条 頭取支配人ハ右ノ裁判役ヨリ撰挙ノ報告ヲ得ハ

直ニ此事ヲ当銀行ノ日記ニ録シ、右ノ撰挙ニ応シタル

新取締役ニ通達シ、当銀行ニ於テ集会アランコトヲ申

込ムヘシ、

第五条 此集会ノ当日ニ至リテ右ノ取締役等過半出席セ

サル時ハ、過半ノ人員出席スル迄会議ヲ延スヘシ、

第六条 毎年撰挙ノ定日ニ至リ故障アリテ集会スルコト

ヲ得サル時ハ、其事故ヲ公布シ、追テ集会ノ日限ヲ定

ムヘシ、但シ裁判役ノ撰挙・裁判役ノ報告・新取締役

ノ撰挙等ハ、此規則ノ第二条・第三条ニ従フヘシ、

第七条 右集会ニテ新取締役等ノ撰挙済備ノ上ハ、誓詞

其他ノ手順ヲ為シ、紙幣寮へ報告スヘシ、

役人之事

第八条 当銀行ノ役人ト称スルハ、

取締役

五人

内頭取

一人

支配人

一人

勘定方

一人

帳面方

一人

書記方等

都テ銀行ノ業体ニ関係シタル人々ヲ云也、

此諸役人職制及ヒ分課ノ職務等ハ別ニ設立シタル成規

ニ從ヒ勤仕スヘシ、

枝店規則之事

第九条 各枝店ノ事務ヲ取扱フモノハ、本店ノ副支配人

・支配人ノ名ヲ以テ之ニ任シ、勘定方一人ヲ撰定シ之

ヲ遣リ補助セシメ、総テ別ニ設立シタル枝店規則ニ從

ヒ在勤スヘシ、

賞金ヲ付与スル事

第十条 当銀行諸役人其職務ヲ尽シ、非常ノ功ヲ奏スル

アレハ、取締役ノ集議ヲ以テ相当ノ賞金ヲ付与スヘシ、

第十一条 凡ソ国立銀行条例ヲ始メ当銀行取締役並ニ株

主等決定シタル諸規則ニ違背スル者ハ、何人ニ不関別

ニ設立シタル罰令ニ依テ処分スヘシ、

利益分割之事

第十二条 当銀行利益金ノ分割ハ、全クノ利金中ヨリ子

備金・諸雜費・月給・旅費ヲ引去リ、殘金高ヲ株主等

株高ニ応シ公平ニ分割スヘシ、

第十三条 滞リ貸金又は商業ノ失錯其他ノ事故ニテ此銀

行ニ損毛アリテ、元金高減少スレハ、全クノ元金高ニ

復スル迄予備金及ヒ利益金ノ分割ヲ止ムヘシ、

第十四条 毎年七月十五日・一月十五日ヲ以テ半年毎ノ

損益ヲ正算シ、総勘定ヲ纏メ其益アル時ハ株主ノ株高

ニ応シ之ヲ分割スヘシ、

第十五条 頭取支配人ヨリ右分割前ニ其利益金ノ正算ヲ

株主一同へ通知シ、新聞紙ニテ世上ニ公布スヘシ、

第十六条 右公布セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主ニ分割
ヲナサ、ル前ニ其計算ヲ明瞭ニシ、頭取・支配人ヨリ
紙幣頭へ差出スヘシ、

金利制限之事

第十七条 凡ソ当銀行ニテ貸金預リ金ヲ始メ、総テ世人
ニ対シ金利ヲ約スルノ定限ハ、其時々ニ応シ頭取・支
配人ノ見込ヲ以テ定ムヘシ、但シ可成丈ケ金銀ノ融通
ヲ速ニシテ、高利ヲ含マサルヲ以テ定則トス、

第十八条 枝店・本店取引ノ金銀其他金利ニ関スルモノ
ハ、日歩一厘五毛ヲ以テ定則トス、

貸付金ノ事

第十九条 凡ソ当銀行ヨリ貸付金ノ返済期月ハ六ヶ月ヲ
以テ定則トス、

第廿条 右貸付金ヲ為スニハ慥ナル引当物アルカ又ハ確
実ナル請人アルヨリ外ハ、如何様ナル事情アルトモ一
切貸金ヲ為スヘカラス、

預リ金ノ事

第廿一条 凡ソ他人ヨリ預リタル預リ金ハ、総高ノ一割
五分ハ臨時返却ノ用意トシテ常ニ金庫中ニ積立置クヘ
シ、

別途積立金ノ事

第廿二条 凡ソ当銀行全クノ利益金十分ノ一ヲ引去リ、
別途積金トシ臨時非常ノ入費ニ供スヘシ、

第廿三条 右積立金ハ積ンテ当銀行元金高ノ二割ニ至レ
ハ、止メテ利益金分割ノ中ニ入ルヘシ、

第廿四条 右積立金ハ常々金庫中ニ備置ト雖トモ、都合
ニ寄リ他ノ銀行ニ依頼シ預ケ金トナスモ妨ケナシ、

集会ノ事

第廿五条 頭取・取締役其外ノ役々定式集会ハ、毎月六
ノ日タルヘシ、

第廿六条 臨時ノ集会ハ頭取或ハ支配人ヨリ通達シテ来
会ヲ乞フヘシ、

地面家庫譲渡ノ事

第廿七条 地面・田畑・山林・家屋・土蔵ノ類ヲ引取り

或ハ譲渡ス節ハ、当銀行ニ於テハ取締役ノ協議ニ從ヒ

社印ヲ押シテ取扱ヒ、頭取・支配人ノ内ニテ之ニ調印

スヘシ、

元金増ノ事

第廿八条 当銀行ノ定款ニ從ヒ、元金ヲ増加センハ、衆

議シテ決定スル時ハ頭取・取締役ヨリ株主等へ増株書

込ノ事ヲ通スヘシ、

第廿九条 右元金増ノ節ハ株主等ハ銘々ノ株数ニ応シテ

新規ノ増株ヲ所持スルノ權アルヘシ、

第三十条 若シ株主ノ中ニ此増株ヲ書込ムコトヲ怠ル者

アラハ、頭取・取締役ヨリ衆議シテ此残株ノ処置ヲナ

スヘシ、

休業ノ事

第三十一条 一般ノ祝日并ニ毎月一六ノ日ヲ休日ト定メ

此休暇ヲ除ノ外ハ当銀行ハ毎朝第九字ヨリ四字迄ノ間

事業ヲ取扱フヘシ、但シ別段至急ノ事務アレハ此限ニ

アラス、

金銀出納処分順序ノ事

第三十二条 凡ソ当銀行中ノ金銀ヲ出納スルニハ、其掛

ノ事務ヲ取扱ヒタル者先ツ之ニ調印シ、頭取並ニ支配

人・勘定方ノ調印ヲ受ケ之ヲ出納スヘシ、

第三十三条 凡ソ当銀行出納諸帳面並ニ為替帳・貸付帳

等総テ金銀出納ニ関スル諸帳面ハ、毎日取締役支配人

之ニ檢印シ、其掛リニ於テ堅ク之ヲ監守スヘシ、

第廿四条 凡ソ当銀行ニ仕払フヘキ入費ハ、総テ証書ヲ

取り置キ後日ノ抛トスヘシ、

第廿五条 凡ソ当銀行ニテ日々出納スル金高及ヒ差引有

高、其他一切ノ出入金高ヲ勘定シ、掛リ毎ニ計表ヲ作

リ頭取・支配人ノ檢印ヲ受クヘシ、

第廿六条 当銀行日用ノ雜費ハ其掛リヨリ勘定方ノ調印

ヲ受ケ遣払ヲナシ、毎日勘定方ヨリ支配人ノ檢印ヲ受

ケ置キ、毎月毎年遣払明細帳ヲ調出シ、支配人之ヲ檢

査シ、頭取へ差出シ、頭取檢印ノ上取締役へ廻スヘシ、

発行紙幣引換ノ事

第廿七条 紙幣寮ノ許可ヲ得紙幣引換所ヲ開店セハ、総テ別ニ設立シタル規則ニ從ヒ処分スヘシ、

庶務順序ノ事

第廿八条 当銀行ニヨイテ要用ノ書類及証書ハ、其掛ニ

テ之ヲ確守シ、堅ク庫中ニ收藏スヘシ、

第廿九条 当銀行金庫鎖鑰ハ頭取・支配人ノ内ニテ毎日

之ヲ預リ、大切ニ監守スヘシ、

第四十条 当銀行諸役人毎朝出勤ノ節ハ、支配人眼前ニ

ヨイテ出勤簿ヘ調印スヘシ、

第四十一条 当銀行諸役人病氣ニテ出勤ナシカタキ時ハ

其旨同掛リニ通達シ、同掛リヨリ頭取・支配人ヘ達ス

ヘシ、

第四十二条 当銀行ノ秘符並ニ合符ハ毎年頭取・取締

役・支配人限リニテ之ヲ作り、要用ノ者ヲ除外堅ク

他聞ヲ禁スヘシ、

第四十三条 当銀行株主等ノ印鑑ハ、常々当銀行迄差出

シ置キ、改印等ノ節モ時々印章ヲ以テ其旨報告スヘシ、

第四十四条 当銀行諸約定書類並ニ請取書類ニハ当銀行ノ頭取・支配人ノ内ニテ之ヲ調印スヘシ、

第四十五条 当銀行ノ諸役人等ハ其職務ヲ廉直ニ勤ムル

コトノ証拠トシテ、奉職ノ節慥ナル請人兩人以上ヨリ

身元請状ヲ取締役ヘ差出スヘシ、若シ此役人等ニ過失

アラハ、取締役ハ其請人ニ迫リテ相当ノ罰金・罰令ニ

依テ当人ヨリ取立テ、以テ当銀行ノ損毛ヲ償フヘシ、

但シ此役々ヨリ可成丈ケハ奉職中証拠金トシテ相当ノ

公債証書其他ノ証券ヲ預リ置ヲ最上トス、

役人月給・旅費日当ノ事

第四十六条 当銀行諸役人ノ月給並ニ旅費滞在日当ハ、

総テ別ニ設立シタル規則ニ從ヒ支給スヘシ、

出火並ニ非常手配ノ事

第四十七条 火災其外非常ノコトアレハ、銀行ノ諸役員

ハ速ニ駆付、各其持場ノ書類又ハ器品等ヲ監護スヘシ、

尤万一ノ節第一ニ持退クヘキ緊要ノ品々ニハ、予メ人

当ヲ配リ置キ、泊番ノ者ハ直ニ其処置ヲ為シ、且諸倉庫戸締・防火目塗等マテ嚴重ニ手配スヘシ、

第四十八条 非常駆付人足ハ常ニ之ヲ備置、其者共ヘハ左ノ合印アル外套ヲ着セシムヘシ、尤モ持退クヘキ物品ヘモ常々合印ヲ付置クヘシ、合印ハ追テ取定ムヘシ

社印並ニ発行紙幣印章ノ事

第四十九条 取締役ノ衆議ニテ採用シタル当銀行ノ印章ハ左ノ如シ、(印章ナシ)

第五十条 当銀行ヨリ発行スル紙幣ハ頭取・支配人ノ名印ヲ用ユヘシ、此印章ハ別段ニ備置キ、決テ他印ト混淆スヘカラス、

株手形並讓渡ノ事

第五十一条 当銀行株手形ハ紙幣寮ノ指揮ニ從ヒ銀行ニ於テ之ヲ作り、条例成規ニ照準シ、元帳割印ノ上之ヲ株主ヘ交付スヘシ、

第五十二条 当銀行ノ株ハ銀行条例ニ從ヒ当銀行ノ元帳ニ引合タル上ニテ讓渡スコトヲ得ヘシ、此元帳ハ諸株

証券ノ売買ヲ取扱フ所ニ備ヘアルヘシ、

第五十三条 当銀行ノ株ハ、頭取・取締役ノ許可ヲ得サレハ之ヲ他人ニ讓渡ス可カラス、

第五十四条 此株讓渡シノ儀ハ取締役ノ許可ヲ得、銀行ノ元帳ニ引合タル上ハ何時タリトモ差支ナシ、尤其株手形ノ書替ヲナサ、ル時ハ、当銀行ヨリ割渡スヘキ利益金ハ、新故ヲ論セス其株ノ名前ニ渡スヘシ、

第五十五条 当銀行ノ株手形ニハ頭取並ニ支配人コレニ調印シ、其株ハ銀行ノ元帳ニ引合セノ上ニ之ヲ讓渡ス事ヲ得ヘシト記載スヘシ、(意)

第五十六条 此株讓渡ノ節ハ、株手形ヲ元株主ヨリ銀行ニ請取り、新株手形ヲ新株主ニ相渡スヘシ、

記録ノ事

第五十七条 当銀行ノ創立証書定款並ニ取締役撰挙ノ儀ニ付、裁判役ヨリ差出シタル報告或ハ取締役定式ノ集會、臨時ノ會議等總テ当銀行ニ関係ノ書類ハ、之ヲ記録ニ綴込ミ、頭取ソノ末尾ニ調印シ、支配人之ニ連印

シ、之ヲ後日ノ抛ニ收藏スヘシ、

当直・宿直ノ事

第五十八条 当銀行休暇ノ日ハ、正副支配人ノ内ヨリ点

順ヲ以テ出勤スヘシ、

第五十九条 日々当銀行宿直ハ一等手代以下ノ内三人、

小使一人更番ヲ以テ勤ムヘシ、

決議ノ事

第六十条 頭取・取締役ノ會議ニテ事ヲ論決スル時ニハ、

連席人数半以上ノ説ヲ以テ衆議ト定メ之ニ從フヘシ、

第六十一条 凡ソ当銀行ノ事務ヲ決裁スルニ其書面之レ

無分ハ、其取扱フ者其事情ヲ認メ、支配人之ヲ受ケ、

其当否ヲ考究シ調印ノ上、頭取決判ノ印ヲ調シ夫々処

分スヘシ、其書面コレアル者ハ此手順ヲナスコト勿論

タルヘシ、

第六十二条 此申合規則ハ取締役三分二以上ノ論ニ從フ

テ之ヲ改正スルコトヲ得ヘシ、

右当銀行取締役ノ余輩衆議ノ上決定スル処ナリ、依テ其

証トシテ爰ニ姓名ヲ自記調印イタシ候也、

明治六年七月廿五日

重久佐平太

米倉一平

千原幸右エ門

中江九平

沢原源太郎

頭取

一銀行条例ノ旨趣ニ從ヒ銀行事務ノ全体ヲ注意シ、總テ

其實ニ任ス、然レトモ新ニ一事ヲ定メ又ハ之ヲ更正シ、

又ハ之ヲ廢止シ、及ヒ定例ナキ出納ノ事等ハ取締役ノ

協議ニアラサレハ之ヲ決スルヲ得ス、

一副支配人以下ノ役員ノ褒貶進退ハ、支配人ノ具狀ヲ以

テ抛トシ、取締役ノ協議ニ決スヘシ、

一取締役ノ協議ヲ以テ決定シタル規則中事務ハ總テ之ヲ

決裁スルノ權ヲ有ス、

一退役転免ノ外ハ奉職ノ年限中必ス勤仕スヘシ、

副頭取

一頭取欠席スル欵又ハ他ノ事故ニ付テ其事務ヲ代理スルヲ得ヘシ、故ニ平常ノ職務ハ総テ取締役ト同様タルヘシ、

取締役

一六ヶ月毎ニ一人ヲ替掛ヲ勤ムヘシ、此者ハ頭取・支配人ニ詢シ、諸為替手形并(註)謹券類ノ取引売買ヲ差図ヲナシ、定式ノ集会毎ニ其取扱振ヲ取締役一同ニ報知スヘシ、

一銀行諸役員ノ喪貶進退及ヒ事務ノ制限等総テ新ニ事ヲ起シ、又ハ更正廢止スル等頭取支配人ノ見込及ヒ事ニ依リ株主一同ノ集議ヲ以テ之ヲ論定スルノ權ヲ有ス、一頭取タル者其職任ニ堪サルアレハ、同役ノ協議ヲ以テ之ヲ退任セシメ、代任權任ノ者ヲ命スルノ權アルヘシ、一三ヶ月毎ニ一人検査役ヲ勤ムヘシ、此検査役ハ当銀行ノ百商ヲ計算シ、勘定ノ差引ヲ改メ、諸帳面ノ締高等ノ正直ナルヤ否ヲ検査シ、又銀行商業ノ實際ニ立行

スヘキヤ否ヲ検査シ、其顛末ヲ集会ノ節取締役一同ニ

報告スヘシ、

支配人

一銀行条例ノ旨趣及ヒ頭取・取締役ノ集議ヲ以テ決定シタル諸規則ニ從ヒ、便宜課中ノ役人ヲ指揮シ事務ヲ担當スル責ニ任ス、

一又銀行ノ有金積金其他大切ノ物品ヲ預リ其責ニ任セ、或ハ其差図ヲ受ケタル人ノ沙汰ニ任セテ之ヲ出納スヘシ、

一其職任ノ事ニ當テハ頭取・取締役ニ對シ事務ノ當否ヲ論弁スルヲ得ヘシ、

一総テ職任ノ事務ヲ裁断施行スルニ當テハ、頭取ノ許可ヲ經サレハ処分スル事ヲ得ス、

一副支配人以下ノ役人ヲ進退放免スル等総テ見込ヲ案定シ、頭取・々取締役ニ具狀シ処分ヲ乞フヘシ、

副支配人

一支配人欠席スルカ又ハ他ノ事故アレハ其事務ヲ代理ス

ルヲ得ヘシ、平常動向ハ総テ支配人ノ指揮ヲ受ケ、一
係又ハ二係ノ事務ヲ担当スヘシ、

一又支配人ノ名ヲ以テ枝店ニ在勤シ、枝店規則ニ従ヒ枝
店一般ノ事務ヲ担当スル責ニ任スヘシ、

勘定方

総テ正副支配人ノ指令ヲ受ケ、銀行中出入金銀諸勘定
ノ事ヲ担当スヘシ、

帳面方

総テ正副支配人ノ指令ヲ受ケ、分置ヲ受ケタル諸帳面
ノ事務ヲ正釐^(監正)スヘシ、

書記方

総テ正副支配人以上ノ指令ヲ受ケ機密ノ書ヲ上抄シ、
銀行中役人ノ諸願伺書等ヲ処分シ、及ヒ一般ノ雜事ヲ
担当スヘシ、

副役

一掌総テ副支配人及ヒ勘定方・帳面方・書記方ノ指揮ヲ
受ケ、又一係中ノ役人ヲ指令シ其事務ヲ担当スヘシ、

一 等手代 二 等手代 三 等手代
一 掌総テ副役ノ指令ヲ受ケ従事ス、

罰令

罰令

一 当銀行本店諸役員及ヒ株主等、国立銀行条例中ノ禁令
其他銀行ニ付国法ニ関スル所業ヲ成スモノアレハ、頭
取・支配人嚴密ニ之ヲ尋問シ、仮リ口書ヲ綴リ取締役
ニ廻シ、集議ヲ決シ之ニ添書ヲナシ、頭取・支配人ノ
名ヲ以テ裁判ヲ其地方官ニ乞フヘシ、其国法ニ関セサ
レハ取締役其罰案ヲ決シ、頭取・支配人之ヲ処分スヘ
シ、

一 若シ右ノ所業全ク頭取ニアルトキハ、取締役之ヲ尋問
シ、前章ノ手續^(総カ)ヲナシ取締役ノ名ヲ以テ処分ヲ乞フヘ
シ、其国法ニ関セサルモノハ取締役同断ノ手續キニ做
ヒ処分スヘシ、

一 右ノ所業ヲ為スモノ全ク当銀行外ノ他人ニアルトキハ

頭取・支配人能ク之ヲ搜索シ、各確証ヲ得頭取・支配人ノ名ヲ以テ処分ヲ其地方官ニ乞フヘシ、

ヲ怠リ、銀行ノ命令ヲ聞カサレハ裁判ヲ其地方官ニ乞フヘシ、

但シ枝店ハ其支配人其確實ヲ得テ之ヲ本店ニ廻シ、

取締役ノ集議ヲ受ケテ後其支配人ノ名ヲ以テ其地方

罰金等差凡例

官ニ処分ヲ乞フヘシ、最事若シ急ニ出テ本店往復ノ暇ヲ得サレハ、直ニ之ヲ地方官ニ訴フヘシ、若其事件ニ付テ当ラサルアレハ其支配人之ヲ任ス、

一右ノ所業枝店詰ノ役員之ヲ為サハ其支配人之ヲ尋問シ、

仮口書ヲ綴リ本店ニ廻シ、取締役ノ集議ヲ受ケテ後チ

一等	百円	六等	十円
二等	八十円	七等	五円
三等	六十円	八等	二円
四等	四十円	九等	一円
五等	二十円	十等	半円

其支配人ノ名ヲ以テ其地方官ニ乞フヘシ、其国法ニ関

第一章

セサレハ同断ノ手続ヲナシ支配人之ヲ処分スヘシ、事

若急ニ出レハ前章ノ但書ニ照準スヘシ、

一紙幣寮ヨリ命セラレタル報告書ノ日限ヲ怠ルモノ、十日ヲ経レハ一日ニ二百円当テノ罰金ヲ命シ、同寮ニ納ムヘシ、

一右ノ所業ヲ為スモノ枝店ノ支配人ニアレハ詰合ノ勘定

方之ニ任シ、前章ヲ照準シテ処分スヘシ、其国法ニ関

第二章

セサレハ同断ノ手順ヲナシ、枝店ニ於テ之ヲ処分スヘシ、事急ニ出ツレハ前章ニ照準スヘシ、

一凡ソ当銀行職業ノ失措全ク頭取・取締役ニ在テ、当銀行一件ノ損毛ヲ起サハ、頭取・取締役ニ於テ之ヲ償フヘシ、

一右ノ所業国法ニ関セスト雖トモ、罰金ヲ出スヘキ日限

第三章

一 凡ソ当銀行ヨリ諸官省府県庁ニ出スヘキ報告書及諸願
同等、約定セシ日限ヲ怠ルモノ罪国法ニ関セサレハ罰
金一等ヲ命ス、

第四章

一 凡ソ銀行条例ニ違背スルモノ罪国法ニ関シ、及ヒ此罰
令ニ掲ケタルケ条ヲ除クノ外罰金各一等ヲ命ス、

第五章

一 此銀行各枝店ヘ本店ヨリ命スヘキ報告書等枝店ノ役人
共日限ヲ怠リ、日数五日ヲ越レハ罰金一等ヲ命ス、

第六章

一 凡ソ当銀行ヨリ他人ニ対シ金銀貨幣及ヒ切手・手形其
他諸物品ノ取引ヲナスニ、既ニ決定シタル日限及ヒ定
約ニ違フモノ罰金一等、之ヲ為サント謀ルモノ一等ヲ
減ス、

第七章

一 凡ソ当銀行ノ事務ヲ施行スルニ頭取并支配人ノ承認ヲ
得ステ之ヲ専行スルモノ、罪国法ニ関セサレハ罰金

三等ヲ命ス、其及ハサルモノ一等ヲ減ス、

第八章

一 凡ソ当銀行ノ事務ヲ新ニ起シ、又ハ諸規則条例ヲ掲ケ
或ハ之ヲ更正廃止スル等ノ事ヲ決定スルニ、取締役ノ
論決ヲ得ステ之ヲ決シ、既ニ施行スルモノ罰金三等
ヲ命ス、其未タ施行セサルモノハ一等ヲ減ス、

第九章

一 頭取又ハ取締役ノ指令ヲ諾シ、之ニ違フモノ罰金三等
ヲ命ス、

第十章

一 凡ソ当銀行ノ定款ニ違背スルモノ、罪国法ニ関シ及ヒ
此罰令ニ掲ケタル簡条ヲ除クノ外、罰金各三等ヲ命ス、

第十一章

一 副支配人以下ノ者支配人ノ指令ヲ受ケ之ニ違フモノ罰
金四等ヲ命ス、

第十二章

一 当銀行及株主等当銀行外ノ事件ニヨリ他人ヨリ訴訟ヲ

受ケ、罪国法ニ関セサレハ罰金各五等ヲ命シ、其直ヲ得ルモノ論スルナカレ、

第十三章

一 集会ノ議事所ニ臨ミ其ノ儀式及ヒ規則ニ違フモノ罰金五等ヲ命ス、

第十四章

一 申合規則ニ違背スルモノ罪国法ニ関シ及ヒ罰令ニ掲タル簡条ヲ除クノ外罰金各五等ヲ命ス、

第十五章

一 右各章其為ストコロ全ク過誤失^(錯)出ツレハ、其働金ノ簡条ヲ除ノ外造意罰金ニ各五等ヲ減ス、

第十六章

一 此各章ニ從ヒ罰金ヲ出スモノ其ノ命シタル日ヨリ三日ヲ越レハ其請人ニ迫リ、其当日ヨリ又一倍当テノ罰金ヲ出スヘシ、

第十七章

一 凡ソ此各章ノ内惡ヲ為シ此銀行諸役人知ツテイハサル

モノハ、罰金同等、若シ課長以上欺カレテ覺ヘサレハ五等ヲ減ス、若シ其原犯誤失錯ニ出レハ論スルナカレ、

月給旅費日当規則

月給旅費日当規則

第一条

当銀行諸役人ノ月給ハ、毎月二十五日以テ支給スヘシ、

第二条

諸役人進退及任免等ノ節ハ、總テ日数ヲ以テ計算シ支給スヘシ、

第三条

總テ旅費ハ里程十里詰ヲ以テ一日ト定メ支給スヘシ、

但端里數五里以内ハ一日ノ半減、尤町間ハ切捨タル

ヘシ、

第四条

滞在日当ハ着翌日ヨリ出立前日迄ノ日數ヲ以テ支給スヘシ、

第五條

凡ソ日当ハ出張滞在ニ限り支給スヘシ、

但在勤ハ此限ニ非ス、

第六條

旅中川留雪支其他止ヲ得サル事件ニテ途中滯泊等ノ節、其所役人ノ証書有之分ハ其ノ証ヲ以テ定則日当支給スヘシ、若シ証ナキトキハ一切支給スヘカラサル事、

第七條

副頭取ノ月給ハ本役ノ事務ヲ代理スルニアラサレハ之ヲ支給スヘカラス、平常ハ総テ取締役ノ月給同様タルヘシ、

第五国立銀行役員月給其他支給表

等級	役名	月給	旅費	滞在日当	一ヶ月筆墨料
等一	頭取	百円	二百五十銭	一元	二十銭
等二	副頭取	八十円	二百五十銭	同	二十銭
等三	取締役	五十円	二百五十銭	同	二十銭
等四	支配人	七十円	二百五十銭	同	二十銭

等五	等六	等七	等八	等九	等十
副支配人	勸定 書帳 記面 役方	副 役	一等手代	二等手代	三等手代
五十円	四十円	二 等 三 等 二十五 円	二十 円	十五 円	十 円
二元	同	一元五十銭	一元五十銭	一元五十銭	一元五十銭
七十五銭	同	五十銭	五十銭	五十銭	五十銭
二十銭	二十銭	二十銭	二十銭	二十銭	二十銭

冊子原寸 縦二六・三種 横二〇種 三四枚

二〇七三ノ二
本文書ハ二〇七三ノ一號文書ノ一部ト同文ニ付省略ス
冊子原寸 縦二六・八種 横一九・三種 一五枚

二〇七三ノ三

發起人

重久佐平太

浜崎太平次

林甚左衛門

長崎県ノ人

青木休七郎

大分県ノ人

米倉一平

取締役

重久佐平太

岡山県人

大分県権参事沢原源太郎

大分県ノ人

米倉一平

中江九平

三原喜之助

右之内より撰挙

頭取 沢原源太郎

副頭取 重久佐平太

支配人 林徳左衛門

帳面方 市来広治

勘定方

岡山県ノ人 宮明信吾

書記

長崎県ノ人 白木保三

文書原寸 縦一八・五種 横五八・七種

二〇七三ノ四

東京本店第一番

第一国立銀行凡式百四拾万円

三井組

許可六百万円ノ内

横浜本店

第二右同 拾五万円

大坂本店

第三右同 百式拾万円

阿州名東県 鴻池

新潟本店

第四右同 拾五万円

大坂本店第二番

第五右同 五拾万円

許可百万円ノ内

第五国立銀行五拾万円募金納方并ニ準備之方法

内拾五万円

紙幣 壹上納済
準備 拾万円

但近之内代銀行御下渡之賦

十月七日

三万円 上納済 同貳万円

三万円 十一月五日 上納株

三万円 十二月五日 上納株 同貳万円

三万円 十二月五日 上納株 同貳万円

三万円 一月五日 上納之株

三万円 一月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

三万円 二月五日 上納之株 同貳万円

二〇七 山階宮晃親王より島津従二位公へ

暑中見舞

〔封紙ウツ書〕
「島津二位様 晃
侍史中
（墨引）」

フ
二

追申、炎暑折角御厭祈入候也、

敬白、

大暑ニ候、弥御勇健奉巨賀候、晃無事、乍憚御放念被下候、抑此一折不珍恐縮候得共、時節御見舞申入候印迄ニ進上候、御笑納被下候ハ、畏入奉存候、推参万々可申入筈なから兎角御不沙汰不本意御海容被下候、故ニ要已如此候也、
恐々謹言、

西七月廿九日

文書原寸 縦一七・二種 横四九・四種

文書原寸 縦二四・五種 横一七種 二枚

三拾万円 不足

貳万円 在金

内拾八万円 上納済相成候

上下合五拾万円

ノ三拾万円 貳拾万円

二〇七 伊奘諾神社宮司松村清人ヨリ政府へノ建言

農政ノ確立、農事省設置ノ議

〔表紙〕
「建言書 松村清人」

方今西洋各国ノ事情ヲ按ルニ、上下戮力協心シテ農政ヲ
 勉勵シ、物産ヲ興隆シ、其製造ノ精好ヲ究極シテ万国ニ
 互市通商ヲ開キ、其大利ヲ収メ以テ其本国ヲ富強スルノ
 長策ヲ立テサル国ハ有ルコトナシ、畜ニ自國ノ富実ヲ為
 スノミニアラサルナリ、他邦ト雖モ亦其余資ヲ受ク、所
 謂ル家ヲ齊テ以テ國ニ及ホシ、國ヲ治テ天下ニ及シ、民
 ニ仁ニシテ物ヲ愛スル、即是ナリ、特リ我 皇國未タ其
 長策ノ立サルコトヲ日夜浩歎ノ余リ、越俎ノ罪言ヲ吐露
 シテ以テ高聽ヲ汚シ奉ル、抑々 皇國諸州ノ農政総テ戰
 國時代ノ習俗ノ俛ニテ、何國モ正經アルコトナキニ因テ
 百姓等モ亦農事ヲ鹵莽ニシ、地力ヲ尽シテ作物ヲ豐熟セ
 シメ、物産ヲ興スノ操作ヲ知ル者アルコト鮮シ、故ニ僅
 カ一二年ノ凶荒ノ災ニ遇テモ飢寒ノ患ニ罹ル者多シ、何
 ソノ物産ノ興ル理アラシヤ、今夫レ西洋各国ノ如ク物産
 ヲ盛大ニ興シ、万国ト互市通商ノ大利ヲ収メ、以テ 皇
 國ヲ富強ニスルノ大策ヲ立ンコトヲ欲セハ、先ツ農事省
 ヲ置レテ農政物産ノ学ヲ講究ノ会日ヲ立テ、政府ヨリモ

參議以上ノ公卿中ニテ当番ヲ立テ、一人ツ、出席アリテ
 省中ノ官員ヲ会シ、種々ノ農法物産学ヲ会談シ、席上ニ
 於テ各々ヲシテ農政物産ニ善ヲ尽スヘキ所見ヲ議論セシ
 ムヘシ、此議論頗ル國事ニ益アルコト多キ者ナリ、此会
 談ニテ浮華虚文ノ國家ニ无益ナルコトヲ知ラシメテ、然
 後ニ明廉強直ニシテ時務ニ堪タル人物ヲ選舉シテ此ヲ勸
 農使ト為シ、天下ノ府県ヘ發遣シテ勸農ノ制度ヲ立テシ
 ムヘシ、偕又府県ニ於テモ其勸農使ヲ師範トシテ、知事
 県令ヨリ參事ヲ始メ諸士及ヒ百姓ノ篤志ナル者マテヲ会
 シ、農政物産ノ学ヲ講習シテ、然テ其得業生ノ篤実温厚
 ナル者數人ヲ選テ、此ヲ彼公劉ノ園地ヲ拓キタル時ニ置
 キタル田畷之官ニ准テ農官ニ命シ、村邑ニ分宅セシメ、
 百姓ヲ教導シテ耕種培養ニ精細ヲ尽シ、其他管内水陸ノ
 地理ト土性ヲ審ニシ、氣候ヲ交通シテ種々ノ物産ヲ興ス
 ヘシ、且又新ニ土地ヲ開発シ或ハ荒廢タル田畑ヲ興復シ、
 或ハ堤防溝洫等ヲ修理スルニ至ルマテ、農隙ノ時ニ是ヲ
 經營セシムヘシ、斯ノ如ク至誠懇到ヲ尽シ、百姓ヲ率育

シテ国土ヲ經營スルトキハ、年々百穀豐熟シ、歳々物産興隆シ、租税貢賦年額連リニ倍加スルヲ以テ、從來皇國三千万石ノ土地ニシテ、或ハ三億石ノ租税ヲ獲ル者アラン、茲ニ於テ西洋各国ノ如ク其物産ノ製造ヲ精妙ニシ、内ハ以テ商賈ヲ管括シ、外ハ以テ万国ト通商シ、其大利ヲ取ルトキハ歳月ニ府庫倉廩悉ク充滿スヘシ、然後ニ推恩ノ教化ヲ奮濶シ、旧染ノ汚俗ヲ惟新シ、人材ヲ教育シ武備ヲ精銳ニシ、法度ヲ嚴肅ニシテ以テ国家ヲ治ルトキハ、人皆本性ノ善良ニ復ルコトヲ得テ、暴ヲ行フ者ハ漸ク減シ、徳ヲ修ル者ハ漸ク増シ、国家隆盛、人民大ニ蕃息セン、誠ニ能ク是ノ如クナルトキハ、危キヲ見テ命ヲ致スノ士氣大ニ振ヒ、常ニ他國ヲ制スルノ余威アリテ、大邦ハ其力ニ畏レ、小邦ハ其徳ニ懷クコト必然タリ、明公熟々コレヲ計レ、日夜不堪泣血越組ノ罪言ヲ吐露シテ以テ高聽ニ聞ス、

明治六年七月

伊弉諾神社宮司兼大講義
松村清人頓首再拜白

冊子原寸 縦二七・八釐 横一九・五釐 五枚

三七六 中西源八ヨリ久光公へノ上書

東京ニ天照皇大神宮新造ノ件其他

〔表紙〕
「上」

謹而奉願上候

今般於東京

天照皇大神之 御宮ヲ新ニ御造営仕、都下衆庶ニ神徳之広大ヲ感仰崇敬為仕度、就而ハ右境内ニ教塾ヲ設ケ、敬神之 御旨意 御国之大道、上下尊信仕候様教導致シ、日々神拜之民庶ヲシテ説教聴聞為致、或ハ子弟入塾ヲ差許シ、忠孝ヲ励シ、言行ヲ慎ミ、人心風俗立直リ候様仕度、造営地所之儀ハ下谷西鳥越町松平忠敬邸買請候間、右願之通御免許被成下度、從來府下ニ衆人崇敬之

皇大神 御宮無之、如何ニモ嘆敷奉存候、何卒
累年之微志、今日之御盛時ニ於貫徹仕候様、
出格之

思召ヲ以テ御評議奉願候、依之略図相添此段
奉願候、以上、

壬申七月 中西源八

前件之通被為有官許、既ニ

御仮宮造營、御靈之神鏡降臨アラセラレ、前
世未曾之浩賜不堪感泣、日々衆庶拜戴、神徳
広ク宇内ニ光輝シ、億兆ヲシテ列聖ノ碩徳ヲ
感戴セシメ、就テハ敬神ノ大道天下一般ニ施
行セント庶幾ス、讓学膚ノ賤夫、恐縮畏怖、
死罪ヲ犯シ泣血シテ敢テ建言ス、方今天下ノ
形勢ヲ管看熟慮スルニ、各国ノ風習ニ眩感シ、
王化ノ徳沢ヲ以万民ヲ湿润スルヲ忘レ、文明
開化ト口ニハ唱、浮薄ノ妄誕ニ沈溺シ、国風

ニ応セサル鉄道ヲ開キ、煉瓦築造、或ハ開拓
ヲ急ニシ、一己ノ樹功ニ誇ラントシ臣多ノ国
財ヲ費ヤスニ至ル、故ニ国用足ラス、臣万ノ
貨財ヲ外国ニ借リ、費用ヲ贖ヒ、遂ニ苛刻ノ
税ヲ聚斂スルニ至ル、万姓ノ困窮譬フルニ者
ナシ、今国患ノ甚シキ者ハ外国ノ債金ニ非サ
ランヤ、万民ノ患ル所ハ各国ノ債ナリ、一年
延レハ一年ノ費ヲ益、十年二十年ト延レハ歳
入ヲ傾ムクルニ至ルヘシ、吾朝ハ万国ニ超過
シ、開闢以來只一皇、其至尊ヲ終ニ異国ノ奴
隸トナサン、悲歎蹉跎ニ堪ヘン、宋明ノ軌轍
既ニ分明ナリ、今一ノ秘計ヲ建ン、此計行ハ
ル、ニ於テハ、各国ノ債ハ勿論、国備充溢シ
万民ノ肩ヲ息メ億兆ノ望ミヲ給ス、其事上ノ
費モ無ク、又民財奪ハス、龜足続ス鶴足断ス
シテ、富国強兵ノ善国ヲ成サン、今幸ニ神宮
ノ神符・守札、國中貴賤トナク頂戴ヲ許スヘ



キノ処、従前諸神社仏閣ノ神符ト改革シ、金銀銅ヲ以如図鑄造シ拝頂セシメン、但シ貧賤ノ民ハ信仰依テハ無価モヨシ、或ハ年賦割納メ惣テ振濟神符方法ヲ建テ施行セン、紙木ニテ製作セハ、自ら輕蔑薄靡ニ流レ、敬神ノ基本ヲ失ヒ、紙費夥多シキコトニナラン、且新貨幣ハ勿論、古金銀ハ更ニ脱奔シ、部内一般紙幣ニナリ、長歎息ノ至リナリ、金銀幣ハ國體ノ大枢機、百五十年以來ノ如ク、金銀無数ハ大患ナリ、依テ有志ノ自費ヲ以、神符ニ鑄造シテ國備充溢センコトヲ堅諸ス、今有用ノ貨幣ニ紙幣ヲ用ヒ、無用ノ器物ニ金銀ヲ鑄^(鑄)ニスルハ倒置ナリ、其倒置ノ器物ハ自費ヲ以買集メ神符鑄造セン、苟モ神符ノ方法ヲ政府ニ於テ施行アラハ各国ニ響キ、其禍不測ニ至ランニシカス、小僕ニ委任アランニハ、爾後ハ謹勅精製シ、誓テ犯罪ノ者ヲ禁セン、仰キ

願ハクハ採用アランコトヲ懇願シ奉ル、敬白
百拜、

癸酉七月 中西源八〇^(黑)

冊子原寸 縦三一・二種 横三種 六枚

三〇モ 糸魚川渡ヨリ通貨鑄造紙幣引替ノ建議

〔表紙〕
上

内伺書

第拾大区小一ノ区

下谷金杉上町

七拾五番地借店

願人 糸魚川渡

乍恐以書付奉申上候、

第拾大区小一ノ区下谷金杉上町七拾番地借店糸魚川渡奉申上候、私亡父渡辺祐倫、經濟之学ニ苦心仕居候而、博ク異國金銀製造迄モ精數吟味相試伝習仕候故、松平越中守定信寛政度改革之砌、祐倫を師と頼ミ、國家を經綸仕

候得共、極秘密金銀合方、実子之愚物へ相伝申送候ニは富国強兵之術、無勝之と申金銀製造之秘訣伝受相讓置候、財用は变化衣食住之三ツに、保命肝要之品也、一身之命脈無之而は片時も不能保養其身、失之則一身之命脈忽昏絶、推広則国家之命脈也、重之則天下之命脈也、失之一身は不及申、天下国家茂滅亡に至ル、安危存亡一瞬之間ニ相備ル、其例和漢共不珍、九々翁之痴説能々御翫味被成下候ハ、難有仕合奉存候、其遺法空敷仕候茂敷ケ敷奉存、人才御登庸之折柄、不顧恐多奉申上候、当時紙幣相行レ候而諸人安心不仕、既ニ尾張町恵比寿屋類焼ニ大財ヲ焼亡仕候確証茂御座候、次ニ信州水内郡長野県管轄下ニ丹波島犀川と申大河之急流有之、旅人通行其河するに持合之渡錢無之、懷中より紙幣を取出船頭江遣候心得ニ而腰打懸ケ紙入相開候得は俄然として大風吹起飛其紙幣、如何共致方無之、名代之大河急流中央江紙幣貳拾七枚程被卷込、十方ニ暮唯々忙然と仕仰天落浪仕居候処を、明治四年未年四月八日、同国埴科郡旧松代藩土木村帯刀通

懸リ眼前見過其実事候義も有之候、又

後醍醐天皇之御宇、紙幣行れ、

皇国之諸民大へに愁、叛

帝之猷慮恨之甚し、足利尊氏乘其機奪天下、是其一証也、

東坡曰、紙幣之害失信於民、故天下之民結党騷然として

国不治、不如速除其害紙幣蠹国害民為不少、然其所以為

害は有状無実、是故其所以救之は亦有方、天下之患莫大

失信於民不知其然也、知其然而不改之は是拱手而待乱也、

急速不可有除去紙幣之害也、因而奉入

御覽候吹立製造錢は、從老錢始り十錢迄雛形之通被

付候ハ、日々御国益金千両余宛髓ニ出来候様取計可申

候、就而は吹上高宛は日々紙幣取潰ニ相成候、乍恐

皇居御炎焼御造營御用途ニ被遊御差加候而も可然哉と愚

考仕候、右奉入 御覽候雛形錢は紙幣と違ひ、仮令炎焼仕

候而も、二割引ニ候ハ、引替所立置、直様引替遣可申候、

前条之通炎焼は二割引と相定候得は、国中之下民如何計

欵安堵仕、難有大慶至極之仕合と可奉仰 御厚恩奉存候、

且製造模様之儀は奉蒙 御差図度候、其製造二法有之候、一ツは器械之製造、又一ツは鑄立之製造、兩様御座候得共、其出来方至極弁利ニ而、器械之製造誠ニ奇麗ニ出来上り得、至極宜敷候と奉存候、外ニ外国通用銀之製造相心得居候得共、是ハ追々可奉言上候、先差当り日本通用計紙幣相廢候工夫而已進奉申上候、右之趣御採用ニ相成候ハ、日々莫大之御国益、海内無双之良法、広大無量之御利潤目前涌出、御為筋ニ相成可申と奉存候、此段頭八十一老之赤心、謹而奉献言候、以上、

右

明治六癸酉年七月 願人 糸魚川渡(巻)

冊子原寸 縦一七・七種 横一九・五種 七枚

三〇六 三条太政大臣ヨリ島津久光公?へ

岩下佐次右衛門任官ノ件

秋暑難凌御座候処、御康寧恭賀之至御座候、然は去日於宮中拜肩之節、相伺候岩下氏之儀如何之模様ニ御座候哉、

若御容子も御分りニ候ハ、内々御洩し被下度此段希候、省中情実も有之、一日も早く大少輔之内拜任所懇願御座候、御多繁中恐惶不少候得共、右相伺迄勿々如此御座候、頓首謹言、

八月八日

文書原寸 縦一六・三種 横四六・五種

三〇七 岩倉右府より海江田信義へ

海江田信義より法元其外へ 別紙共三通

天盃下賜の件

二〇七九ノ一

(封筒)

海江田信義殿

親展

岩倉 具視

(封筒ウラ)

今朝御依頼島津殿天盃下賜之義、別紙日限之通り兼而御治定候、若シ至急ヲ要セラレ候ハ、内願取計可致候、此

段早々申入候也、

八月廿六日

具視

海江田信義殿

文書原寸 縦 一六種 封筒原寸 縦二〇・五種

横四一・八種 横 六種

二〇七九ノ二

九月十一日第二土曜

文書原寸 縦一九・二種 横八・五種

二〇七九ノ三

御揃御安康奉賀候、被仰聞候旨岩倉殿へ申上候処、唯今

別紙通申来候、就而は何様被遊候思召ニ被為在候哉、明

朝参殿可奉伺候間、其内如何様とも御決定被成置被下度

奉願候、頓首、

八月廿六日

海江田信義

法元様

其外様

文書原寸 縦二六・五種 横四六・六種

二〇〇 押小路実潔ヨリ島津久光公へ

時事ニ関スル意見

(包紙ウツ書)

島津久光殿

チンバノ(朱「実潔」)

押小路

認置

未得御意候得共、一書拝呈致候、先以

聖后益御機嫌克奉恭賀候、誠ニ尊公積年之御忠功、実に

感銘に候、過日来御上京御起居御安康之由

珍重賀上候、乍此上御勉強被降、海内一般ニ

皇徳ヲ戴候様日夜奉企望候、所謂明達勤儉以富民為任之

場江御着目相成候得ハ、随而海内殷富億兆安堵可致と存

候、幾回モ御尽力冀上候、日野西此度上京ニ付一書呈上、

書外ハ期後日候、早々敬白、

又曰、秋暑御自重專要存上候、此頃頻リニ

諸社ニ説教有是候処、神ハ素より無欲也、神官ハ未免人

欲、故ニ神人不一説教ニ途ニ出候、御一笑々々、追々神

人ニ途ニ相成候得ハ、最早説教ニ不及、万民御政体ヲ奉

感戴候様奉存候、尊意如何、

岩下・海江田・安田(兼藏)ハ從來入魂ニ候、参邸之節御聞

被降候、

八月廿八日

チンバノ押小路
実潔

島津久光殿

几下

文書原寸 縦一五・八種 包紙原寸 縦三四・三種

横 九九種 横三八・三種

三〇二 山階宮晃親王ヨリ島津久光公へ

残暑見舞

〔封紙ウラ書〕
一島津二位様

人々御中

晃

フ

〔墨引〕
三

追申、次第秋冷可相催哉、折角御養生御用意祈入奉

存候也、

残暑難去候、弥御安全ニ被為入候哉令拜承度候、抑此一

折不珍ニ候得共、時令御見舞之印迄ニ進上仕度、御笑留

被下候ハ、本懐畏入り候、万々拜面と令書略候也、

敬白、

酉八月廿九日

文書原寸 縦一七種 横四九・三種

三〇三 正院内史高崎五六ヨリ久光公へ

内国金銀貨幣ニ関スル上申

〔封筒〕
一島津公殿下

〔封筒ウラ〕(朱)「高崎三ツ同シ」

〔朱〕
一自正院

高崎内史

〔包紙ウラ書〕
一極秘

〔朱〕
一酉十二月

秘

〔封紙ウツ書〕
〔島津殿下〕

封

高崎五六

過日上言仕置候内国金銀貨幣皆無聞尽ノ云々ニ付、別紙ノ通出来、今日別ニ表向上申ノ都合取計置申候、因之別紙写シ奉供高覽候間、得ト御熟慮可被遊下候、尚兩日中参候縷々ノ事情可奉申上候、恐惶頓首、

八月廿九日

文書原寸 縦一七・七櫃 包紙原寸 縦三〇・五櫃 横四二・五櫃

横五七・五櫃 封筒原寸 縦 一三三櫃 横 九・五櫃

三〇三 寺田勘十郎ヨリ故大和守ノ遺志口上覚

開国鎖港ノ是非ニ就テ

〔包紙ウツ書〕
〔口上書〕

乍恐旧主故大和守之口上奉申上候

先年在職中、天下之大事ヲ誤リ、重キ御咎被 仰付候ニ付、深ク罪譴ヲ惶懼致シ、朝暮悲歎罷在候処、追々不容易形勢、然ル処人心兩端ニ分レ強弱不和、且夷人之強談折節承リ、何卒兵端ヲ不開シテ鎖港相成ル道無之哉と、種々心肝ヲ碎キ、開鎖御切迫之趣キ深ク心配仕候、依之是非皇国之御為ニ誠意貫申度、開港盛ニシテ鎖港少ク成ル時ハ、追々世中衰フ、然ル上ハ国体之危事誓ヲ以テ鶏卵ヲツブスガ如シ、天地神明猶穢シ、夷賊之為ニ曆代帝王陵輕廢成事無疑、惜哉、慷慨之面々又浮浪之徒、其志ヲ早マツテ公義ヲ不立天下ヲ横行成事、誠ニ嘆息之至也、是ハ眼前ノ賊徒、外夷ハ未タ賊ヲ不頭、左スレバ浮浪追討被仰出、然ル時ハ鎖港ノ御決定止シテ、益開港盛ニ成ル事無疑、嗟我病中ニシテ日々ニ衰フ、然レトモ世ノ押移ル事ノ得失ヲ考フルニ、上ヨリ開港ノ道ヲ立ル時ハ、上ヲ習フノ下ニシテ、大小名・諸役人・身内之人ニ至ル迄、是ニ心ヲ寄セザレハ、立身出世成ス事不能、依テ心

ニモ無キ異風ヲ学ヒ、年立月日移ル時ハ上下ノ風義異体ト成テ、彼ノ国ノ法ヲ尊ミ、皇国三神器・神道ノ大義衰フ、然ル時ハ皇統之法則自然ニ亡滅ス、是誠ニ世之形勢也、王法衰フ時ハ武將焉全フスル事有哉、亦鎖港ヲ論スル者、只世上挙テ夷賊ヲ打払ント思ヘトモ、是又後ノ質ヲ不知、若打払フ時ハ国体必ス滅ス、然レトモ開港ノ禍来ル事遠キガ故、是ヨリ先鎖港ノ道不立シテ、開港追々盛ニ成ル事必定ナラン事ヲ憂フ、故ニ今病苦ノ精心ヲ輔ケ皇国ヲ大山之安ニ置ン事ヲ欲ス、

右大和守^(臨カ)監終ノ期迄是ヲ歎キ、何卒改悔之徴志ヲ顯シ度志願之処、不幸端ニシテ其意不遂、故ニ何れ之時欤志ヲ後世ニ及ンデ達シ呉ヨト、兼テ私江被申聞候ニ付、隨筆草稿之書、別紙老通、御心得之一ニ茂可相成哉、奉入御覽度、伏テ願フ所ニ御座候、頓首敬白、

明治六年八月

寺田勘十郎

文書原寸

縦一六・六種

包紙原寸

縦一四・五種

横七一・四種

横三三・三種

二〇四 城井寿章ヨリ久光公ヘノ建白

正学聖道講究ノ議

(前欠)

頃道路ニテ聞ク、客歳

閣下ノ建議ノ件々ノ中、正學術・定服制・正軍律ノ三件ハ、今遽ニ施行シガタキ旨ヲ三条相公ヨリ伝ヘサセラレタリト、愚竊ニ以謂ク、十四件中ニテ正學術ハ尤今日ノ急務ト奉存候、仰願クハ、此議ハ再三仰セ建サセラレ、御採用ニアラセラル、様ニ致シ度候ニ付、聊

鄙見ヲ左ニ陳ス、

學術ヲ正シ、聖道ヲ明ニスルハ、方今第一ノ急務ナリ、學術ノ正ト不正トハ、国家ノ盛衰、風俗ノ汚隆ニ關係スル所ニテ、而シテ俗吏ノ輕忽ニスル所也、是迄聖經賢伝ヲ以テ、倫理綱常ノ道ヲ懇切ニ教誨説諭スレトモ、猶不忠不義不考不悌ノ徒世ニ絶ヘズ、今ヤ聖刑賢典ヲ一切蔑棄シテ、西洋各国ノ技芸百工ノ学ノミヲ講究シテ、修身齐家治国平天下ノ事ハ度外ニ置ク、臣窃ニ恐ル、日ナラ

ズ忠孝節義ノ士迹ヲ絶テ、乱臣逆子ノ世ニ横行センコトヲ、加之近来邪說暴行ノ徒又起リ、聖人ヲ譏リ、周孔ヲ罵リ、怪異ノ說ヲ主張シ、愚民ヲ蠱惑ス、愚民亦往々其說ヲ信シ付和雷同ス、此假ニテ数年ヲ経バ、世道人心壞裂四出シテ、亦如何トモスベカラズ、狐狸怪妖ノ世界ニ相変ズルコト、秦鏡ヲ掛テ見ルガ如シ、昔人邪說ヲ洪水ノ患・猛獸ノ害ニ比スレトモ、臣ヲ以テ之レヲ觀ルニ、洪水ノ患・猛獸ノ害ニ過ル甚遠シ、古人云ヘリ、佞氏ノ害ハ楊墨ニ過クト、臣窃ニ謂フ、今ノ邪蘇ノ害ハ大ニ佞氏ニ過ク、雖然ソノ邪說異端ノ蜂起スル所以ハ、一ツニ皆ナ正学ノ世ニ明カナラザル所以ニ由ル也、抑正学ノ世ニ明カナラザル久シ、輕薄書生僥倖ニ登庸サレ、鹵奔滅裂ノ学問ヲ以テ 廟謨ヲ参与スル故ニ、廟謨モ亦鹵奔ニシテ確定セス、朝ニ令シ夕ニ改メ、天下貿々焉、ソノ向フ所ロヲ知ラズ、是ヲ以テ土匪草寇ノ属、四方ニ蜂起シテ一日モ相絶ヘズ、天下人皆ナ武人ノ治ヲ謳歌セザルハナシ、然レトモ 廟堂ノ有司ハ以テ意トナサズ、惟事ト

大小トナク、凡百ノ制度一ツニ洋夷ニ摸倣シ、抗顔シテ以テ計ヲ得タリトシ、是ヲ稱シテ文明開化ト謂フ、豈可怪可笑可歎可慨ノ甚シキニアラズヤ、

方今宇内ノ強國ト稱シ、又文明開化ト稱スルモノ、英仏ヲ魁トス、然レトモ其英仏固ヨリ言フニ足ラズ、何トナレバ、治国安民ノ道ヲ知ラズ、其日夜兀々トシテ講究スル所ハ百工技芸ノ事ノミ、是レヲ以テ自ラ開化ト稱シ人ニ誇ルニ過ズ、然ルニ我人人民上下挙テ其罔誣(鑑四)ヲ蒙リ、海内殆ント濁醪ニ沈酔スルガ如シ、嗚呼何ソ其愚ノ甚シキ、一ツニ此ニ至ルヤ、臣此二國ノ大ニ為スアルニ足ラザルヲ知ル、何トナレバ、英夷百万苦心經營シテ開拓スル所ノ花旗國サへ、人民離畔シテ自ラ有トスルコト能ハズ、又仏國ノ那波烈翁ナルモノ、近世洋夷酋長中ノ英傑ト稱ス、一旦姦謀奇計ヲ逞シテ、其國ヲ横奪スレトモ、其所為譎詐百端ナル故ニ人民終ニ服セズ、一敗地ニ塗レ終ニ因虜トナル、是其治国安民ノ道ヲ知ラザル明証ニアラズヤ、今我國事大小トナ

ク、一ツニ彼レノ所為ニ倣ヒ、縱令ソノ技芸彼レノ如ク精巧ニ至ルトイヘトモ、其治国安民ノ道如此ナレバ、其他ハ亦何ゾ言フニ足ランヤ、

伏以 明公閣下 天資英明、学ハ皇漢ニ涉リ、識ハ古今ニ通シ、夙ニ慨然天下ノ事ヲ憂ヒサセラレ、嘗テ學術ノ正シカラズ、聖道ノ明カナラザルヲ慨歎サセラレ、昨年来建言アラセラル、トイヘトモ、終ニ 御採用ナク今日ニ及ベリ、是ヲ以テ嚮ニ進謁ノ日

朝廷ニ奏シ、請テ諸公子ノ為メニ家学ヲ開クト号シ、広ク博学達識ノ士ヲ延キ、聖道ヲ講明アラセラレ度議ヲ冒言セシ所口、汝カ言一理アリ、余レ徐ロニ熟思スベシト、今ヤ世道陸沈シ、邪說蜂起シ、人心壞裂スル如此、終ニ共和政治ノ惡弊ニ陥ラントスルニ至ルモ、皆是レ正学ノ明ラカナラザルニ由ル也、故ニ學術ヲ正シ聖道ヲ講ズルハ今日ノ急務ト奉存候、苟モ正学世ニ明カナレバ人心随テ正シク、風俗モ亦随テ正シク、士大夫廉恥ヲ知り、節義ヲ重シ、國ノ為メニ身ヲ忘レ、時ヲ救ヒ道ヲ行フ、事

ニ從ヒ天下ノ士モ亦自ラ濯磨シテ、相争テ侃々讜論ヲ進メバ 朝政廟謨モ亦随テ正シク、天下一ツニ正ニ帰セザルハナシ、恐レナカラ、今日上ハ

君心ノ非ヲ格シ、下ハ積弊ヲ改革シ、天下ヲ一匡スルモ、聖道ヲ棄テ別ニ手段アルベカラズ、所謂立国本・張紀綱・遠利欲・退詐術・禁男女淫風ノ諸件モ皆ナ正学ヲ明ニスルヲ以テ着手ノ始トス、聖学已ニ明ナレバ、カノ異端邪說ノ徒ハ其術ヲ施ス所ナク自ラ屏息シテ迹ヲ潜ムベシ、且ツ

閣下正学ヲ倡明シ、聖道ヲ講究スルト聞バ、天下ノ志士但ニ氣ヲ吐キ眉ヲ揚テ拊喜スルノミナラズ、千尺ノ狂瀾ヲ砥撐シ、一線ノ道脈ヲ維持スルモ是ヨリ出来ルベシ、伏テ願クハ、速ニ

朝ニ請テ諸公子ノ御為メニ、私学ヲ開ク議ヲ 仰セ立サセラレ、一日モ早ク普天下ノ人心長夜ニ彷徨シ洋酒ニ沈溺スル者ヲ喚醒シ給ハンコトヲ 國家ノ為メ此道ノ為メニ 不堪至願也、寿章恐惶稽首再拜謹白、

後三時迄ニ參上仕度旨、御差支之有無相伺具候様頼候ゆ

へ申上候、御報奉願候、以上、

九月初九

慶永

大簡大兄

文書原寸

縦一〇・二種

封筒原寸

縦一四種

横五三・八種

横七・八種

三〇七 長崎県士族楠本後寛ヨリ久光公へノ呈書

天下ノ時弊ヲ論ズ

明治六年九月九日、西海士族楠本後寛再拜謹上書於

從二位島津源公閣下、覺聞、禽之鳴也不於其梢則必為矢之所繳、魚之躍也不於其淵則必為鈎之所獲、士之吐言亦有類於此者、魯廟金人之誠可以觀矣、若或犯古誠、漫有失言則忽罹夫射漁繳獲之患必矣、此寛所以視其人逢其時而敢發言也、

閣下夙以豪傑之資、抱大有為之才首、糾正名分之順逆、唱明勤王之大義、掃幕府安

帝室、以致今日之文明、以布大平之治化、噫亦偉矣、

於是

朝廷降股肱羽翼之

褒勅、賞勵其忠貞正義之勲功、則

閣下亦可謂極風雲之際会矣、

朝廷之政除弊改旧逐日維新、本有可善者、然而其間復動生新弊釀隱害、駸々然亦將有甚於前日、此則非可憂者耶、

閣下慨然、以天下為己任、朝廷之喜則引以為

閣下之喜、朝廷之憂則受以為

閣下之憂、仰惟曩日

褒旨之厚、即發於至誠、直言上書、經欲上曉

朝廷、其誠心忠烈、殆將回潮瀾於砥柱、支厦屋於一木乎、今日宇內形勢、喜中有憂之際、

閣下之慮天下、周矣、密矣、果知不孤、負於

睿意褒勅之旨矣、覺素草莽一个之士、自幼喜聖賢之学、窃有粗所見、妄志於天下之事、但所學膚淺闊略、似不

適今日之事務、曩者謬任平戶藩權大參事、合鼎之後、任長崎鼎九等出仕、日接吏務猥細、固不得其用已、而黜免廢退、日尋旧業、恍如在世外、無復意於當世之事、及聞

閣下之舉動不覺自失、雖以覺之學之材、而天下之快事、猶有可為者、譬諸禽之於其梢而長鳴、魚之於其淵而一躍、以覺之淺學迂才、欲陳妄論胡說於

閣下之前、而敢付攀於驥尾鳳翼、贊成

閣下盛舉美事之一二也、此不啻遠繳獲之害、而或有知野人食芹炙背之誠、抑歷觀今日宇內之形勢、其治化日隆、文明月盛、固不俟啞人之鑿讚鼓者之妄評、但夫遠識深謀之士、見禍於未萌、知害於未形、則方今極盛之聖世、猶不當不長慮、却顧而窃嘆也、何則夫天下之事、有義与利二者而已矣、苟主利其政務、本足取便於目前、濟急於一旦、聳動天下之耳目、而其弊也、誤国体、乱紀綱、忌老成、喜僥薄、忘廉恥、釀紛更、生疑惑、租稅苛細、收斂括克、有不可勝言者、苟主義其政化、事

理勢順、如不足取便於目前、濟急於一旦、而歲計則有餘、如不足聳動天下之耳目、而結其民心浹其骨髓、則固甚深而其国体愈正、紀綱愈立、老成之士出、而僥薄之徒廢、廉恥之情足、而命令之施定、天下民情安貼、而有司租稅闊略、国家之命脈愈固、而上下之雍睦愈厚、亦有不可勝言者、不知、今日

朝廷之事、果出於義邪將出於利也、若或其出於利、則忽有前數者之弊不可不恐懼也、

吾邦

神代以上不須瀆論

神武天皇以降

皇統奕綿、已及二千五百余年、宇內人民以

日嗣

天胤

神明仰之、君臣分定、期之無窮不易、此所謂国体也、

心神

仁德之御宇降迄於

天智天皇、諸列聖繼天立極、垂統為繼、上律天時、下襲水土、其禮樂刑政、區別井々然、不可紊亂僭越、而重仁厚、崇忠貞、勵節義、先廉恥、此所謂紀綱也、此列聖創法一定不易、与天地無窮之大規模、而

皇國之所以為

皇國也、豈可不畏哉、其用老功遠謀、鍛練事務、通熟世故、民宜者而崇禮讓、有素篤實、有守厚重、有度之風

祖宗以來、適其地方之法令、反復審詳而出之

祖宗已設、合其民利之租稅、鄭重僉議、去煩就簡、舍苛取寬、遵而行之此当今事務之要也、苟不或知出於此、所学未得其力所守未得其要、纔瞥見彼西人工芸之精妙、遽心醉於富華之巧麗其趨利之心駭駭然、不能自己乃模倣其一二之粗跡、遂傲然相許、以為不世出之才智、自謂自地球上發大活眼、窮得天地自然之公理、天變不足畏、祖宗不足法、聖言不足取、其立國體也、不如合衆政治、則非公理也、此不知倣異域迭興之迹、而千萬歲

之後、或有接踵於亂臣賊子者之大患也、其論紀綱也、人各有自主權利、不充其權利、則不足尽人道、推此說也、至於君臣父子夫婦之諸倫、皆得相抗不相下、豈亦可望禮樂刑政得其秩叙乎哉、此皆主利之意見、拘蔽於內、終至於國是不定、朝令夕改、却謂日新之政、爾租法苛細、至於稅奴婢牛馬印紙、却謂平均之法、爾以死義殉節為下愚、以避禍自保為上智、忌老成有謀、篤實以為流俗因循、拳少年奇袤浮材、以為器用俊拔、鎖閉讜言諫諍之路、以為忌諱妨害、誤認文明開化之道、以為流蕩庸妄、不知廉恥之事、凡百之事、奔競僥倖、党引類連、尊大更張、如狂如癩、相謂天下無復人材、豈知有巖谷草莽遠謀深慮之士、憂國之忠、經世之材、却出於彼抗顏大言、口吐虛誕之論、只孜孜於名利、恬不知恥者之右、而一旦緩急、成殉國之烈業乎、至其尤甚者、則招權納賂殖財之方、如販壳之、為射利之巧、似博徒之術、此可不浩嘆哉、

吾邦武門執柄、以還其弊積習、固不可不革、但其革也、

在提其要領、而持權衡之正、今也不量吾水土、不問吾天時、不察吾民情、忽廢千年既用

祖宗之法、遽取夫未嘗試用海外万里異風殊氣之制、事々紛更、視聽聳動、百姓為之熒惑、士氣為之解体、訛言浮說、逐日傳播、國勢不穩甚可寒心、其他兵制學校教導之弊、猶有可論者請竣他日、抑復有前段所陳之外、今日第一至急至要至大至切、不可不得而言者、蓋朝廷之政、似悉成於太政官二三之大臣、而

天皇陛下高拱淵默、穆々在上而万機一切委任臣下者、若其不然、何無曾

聖語

宸斷裁、其可否一二之件、漏聞於外乎、此已倣彼西法至大事件之極弊、而其誤國体之漸甚、可怖矣、今日朝廷施設、果有如彼者邪、將有如此者也、果出於義邪、將出於利也、覺不得而知也、覺屏居乎海西遐陬之地、固乏良師友、無復博聞通時勢者、日所接漁農之賤、日所聞桑麻之談

朝廷之事体、有固所未悉也、然則覺区々之情所隱憂窃嘆者、必不過杞人之憂、則其忘分出位、喋々不已、禍与言從可知矣、但言之弗措、独有愚忠報國、一片丹心、不能自己者、而仰賴

閣下豁懷容言、至公至明之量、敢為此獻、即欲付尾攀翼贊成其美事之一二之微衷、而不覺其言之過也、

閣下乞憫而教之、庶乎免繳獲之禍、不任幸甚之至、臨楮戰惕、楠本後覺、再拜、

冊子原寸 縦二八極 横二〇・三極 七枚

三〇八 黒田清隆ヨリ大久保利通へ

拝啓

扱テ奈良原氏より有村国彦ヲ以テ鹿児島行云々示談有之、生の所見ニは矢張初メ之參懸リモアリ、此之際充分尽力有之方可然、彼是御遠慮ナク御心事何ク迄茂尽れ度旨返酬致置申候、いつれ閣下之思召モ可有之早速参越し、尚兩氏へ形行通報スル約束仕置申候間前件如何之思召ニ御

座候哉、此旨乍略義書面ヲ以テ相伺候、敬具、

九月廿六日

黒田拜

大久保老台閣下

二伸、生ニも長々引入、今朝ハ態々伊藤參議見舞呉られ、其折岩倉公ニも余程御意ニ掛られ候旨、近比恐入次第ニ御座候、扱又本文之事件參拜可伺処、今暫し加養仕度、乍憚書中ニテ御賢慮奉仰候也、

文書原寸 縦一七・三種 横五七・八種

二〇六 開拓次官黒田清隆ヨリ政府ヘノ報告 二通

明治元年ヨリ同六年ニ至ル樺太ニ於ケル露人

ノ暴状

箱館入市蔵ノ墓碑

二〇八九ノ一

(表紙)
「樺太州魯人事件概略」

樺太州魯人事件概略

明治元年戊辰八月、函館府権判事岡本監輔彼地在勤ノ節、魯国首長「マヨル」ヨリ書幹ヲ以テ「オチヨボカ」ニ於

テ石炭ヲ検出セシニヨリ捧代ヲ表シ置ケリ、近日鑿リ取ルヘキ旨ヲ報ス、因テ衆議ノ上、当地石炭山ハ從來我國見込有之、「オチヨボカ」ハ勿論「ナヤン」・登穂・久春内已北ノ諸処、迫々手ヲ入ルヘキ趣ヲ答ヘ、此方ニテ少シ鑿出サセシ事アリ、明治二年己巳三月十日、「マヨル」ヨリ書幹ヲ以テ、昨秋断リヲキシ魯国ニテ見出シタル石炭山ノ捧代、何故ニ抜取り且猥リニ鑿リ出セシヤト問フ、我、ソレハ元来我國ニテ先キニ見出シタル事、昨秋モ断リヲキタリ、且我國ノ地ナレバ此方ニテハ別ニ其標ヲ設ケザル旨ヲ答フ、同月十六日、開拓権大主典東善八郎、遠淵ニ抵リ「マヨル」ト談判、此論決スル迄ハ、両方ニテ手ヲ付ケザル事ニ定ム、然ルニ魯人種々異論コレアリ、度々談判ノ末、終ニ鑿取方見合サセ、番人ヲ置キ監護致セリ、

同年五月十七日、東善八郎遠淵ヨリ帰リシ処、其翌日扨

曉、魯ノ兵隊四五十人許其宅ヲ囲ミ、昨日善八郎ガ従者彼同心役ノ者ヲ打擲セシニヨリ、「マヨル」ノ命ヲ以テ捕縛スル旨ヲ陳テ、善八郎其不法ヲ誥リ、之ヲ却テ終ニ

「マヨル」ニ告ゲ、以後此ノ如キ事件ハ互ニ書翰ヲ以テ相通シ、擅ニ手ヲ動スベカラザル旨ヲ約セリ、同年六月二十三日、魯ノ軍艦一艘母子泊ニ来リ、両三人下ツテ官舎ニ至ル、「ボーコーニク」ノ命ヲ伝へ、海岸マデ出張セラレ度ト告ケ且ツ云、国帝ノ命ヲ奉シ母子泊某処ニ家屋ヲ經營センガ為ニ来レリト、乃チ衆議ノ上、東善八郎ヲ遣シテ応接セシメ、某辺ハ土人ノ某地從來足跡ヲ容レザルノ処、且家宅ヲ營シ道路ヲ開ク時ハ、人民ノ漁業ヲ妨ク難渋ノ旨ヲ以テ反復弁論スレトモ、彼国帝ノ命ナルヲ主張シ、海岸諸処ニ小屋ヲ建テ土人ノ墓地ヲ平ゲルニ至レリ、是ニ於テ岡本監輔上京シテ之ヲ鍋島長官(眞正)ニ具陳ス、

明治三年庚午正月、魯人母子泊ニ波戸場ヲ築ントス、其大ニ漁業ニ妨害アルヲ以テ許サス、然ルニ彼之ヲ猶聽ス、

終ニ我カ此地ニ遣シ、監視セシタル処ノ官吏川島某等六名ヲ捕縛ス、丸山外務大丞(正務)、谷元外務権大丞出京、事情ヲ奏陳ス、其後彼川島等ヲ送還ヘセリ、

同年七月、伊達・柄原両氏所有ノ藏ニ官物ヲ入レ置キシニ、山上ノ藏ニテハ、酒樽・洋服若干并合羽五十枚、海浜ノ藏ニテハ、狸皮五十枚盜取ラレタリ、皆藏ノ後ヲ破テ入リシナリ、因テ翌夜窃ニ番人ヲ付ケ置キシニ、終ニ賊四人ヲ獲タリ、之ヲ糾問スルニ、魯兵隊長「シユワシ」部下ノ者ニテ前夜盜ミシ処ノ物ヲ白状セシヨリ隊長「チヤチニコフ」ヘ引渡セリ、

函館地藏町市藏ト云フ者、明治四年八月十九日、帰郷セントテ桶浜ヲ発足シ獅子谷ニ到レバ渡シニ舟ナシ、如何セント思ヒシ処、魯兵卒「カシリン」・追放罪人「ヤーコフバットリゲエフ」・カリヤーノフ三名、船ヲ浮ベシヲ見、船賃金一円ヲ約定ニテノリ込ミ、着岸ノ上金ヲ渡シケレバ、彼等財布ニ金ノ多クアルヲ見、之ヲ奪ハンコトヲ謀リ、帯ニテ咽ヲ絞メ殺シ、三人ニテ其金其數ヲ不詳ヲ

平分シ、屍ハ少シ隔リタル草原へ投捨タリ、屍ハ其後見出シタレトモ何人ノ所為ナルヲ知ラス、然ルニ「ハトツゲーエフ」市藏ノ靈昼夜トナク夢ニ現レ、日本人ニ向テ白状スベシト呵責シケレバ、其苦ミニ堪エズシテ、明治五年五月ニ至リ遂ニ自首シ、確証ヲ得タリ、天罰遁ル可ラザルニヤ、

渡島国亀田郡古部村農藤次郎・同国同郡勝汲村農弁次郎・同人妻波多ハ、明治三年樺太ニ来リ、釜泊場所ニ漁業營ミ居リシニ、同五年正月七日、魯国脱走罪人「ベートルワルカレコ」・チミットリーエヒーモフ」・ヒョードルクリーモフ」・イワンコハリユハリスキ」四名ニテ右三人ヲ殺害シ、加之家ヲ焼諸品ヲ盜テ傍近ノ山中ニ潜伏セシヲ魯人ノ手ニテ召捕リ、立合ノ上吟味ニ及ヒシ処白状ハセザレトモ、盜取リシ品物并血ニ染ミタル鐮ヲ所持シ、其余証トスベキ品数多アリ、愈々彼等ノ所為ニ相違ナキニ決定ス、

明治六年四月廿一日、魯国兵卒五六十名楠溪ニ来リシ中

ニ、商家ニ入り靴・酒ノ類ヲ掠奪シ逃ル者アルヲ見当リ、邏卒等捕縛セントスルニ、彼国名ノ兵卒馳集リ之ヲ遮リケレバ遂ニ取遁シタリ、翌二十二日、魯兵多人數ニテ又々楠溪ニ来リ、土足ノ仮官舎ニ突入、無法ノ挙動ヲナシ、或ハ農商ノ業ヲ妨ケ、或ハ圍垣ヲ打破リ蹂躪セシカバ、首長「カヒタン」官「チャンヨロフ」ニ屹度取締候様申通シ候故、彼承諾シ且云フ、兵卒ノ喧嘩ハ何方ニモ之レ有ル者ナリ、向後死ニ至ル程ノ鬭争ニ非ザレハ、相互ニ其仮差置ク様ニ致シ度ナリ、其夜函泊ニ在ル漁民ノ板蔵失火セリ、是ハ彼ヨリ兼テ取除ケ度旨申入レシ所ナリ、消防トシテ漁民等龍吐水并桶杯ヲ携へ、急速馳付シニ、兵卒共所々ヨリ礫ヲ擲チ、近付者ニハ或ハ打或ハ蹴リ、消防ヲ妨クルニヨリ傍ニ引取り傍觀セシニ、魯人三名板蔵ヨリ火ヲ持出シ、同所海岸ニ二百間計露積シ薪ニ火ヲ放チタルニ付、又々消防ヲナス所ニ兵卒多勢馳集リ、消防器械ヲ掠奪シ、火中ニ投シタリ、少クアリテ同所海辺ノ番屋ヲ打破ルニ付、是ハ彼首長ニ通シ即時制止致サセ

タリ、其暴動中、彼士官ノ徘徊スルヲ見タリ、
前件当時談判中ナリ、

同年五月中旬夜二時頃、楠溪米蔵前ニテ燃火ヲ携へ通行
スル者ヲ邏卒見付追馳ケレハ逃去リタリ、暗中何人タル
ヲ知ラスト雖トモ、身幹長大ク御国人ノ風ニテハ是レ無
キ趣ナリ、

開拓使御創置以来、樺太ニ於テ魯人粗暴之事件、別冊之
通り取調候間御廻申候、御覽之上同州処置之儀ニ付御見
込も候ハ、御申越有之度、此段申入候也、

明治六年九月廿七日

開拓次官黒田清隆

左院外六省略ス

御中

冊子原寸 縦二四・八種 横一八種 九枚

二〇八九ノ二

渡島国箱館入市蔵墓碑

市蔵ハ渡島国箱館ノ人ニテ、開拓ヲ懇望シ、辰年六月樺
太ニ来リ、日夜ノ別ナク所業ノ勉励万人ニ勝レ、能ク其
業ヲ勉ム、或日故有テ帰国ヲ欲シ、其趣ヲ庁ニ願テ免許

ヲ受ケ、未年八月十七日、楠溪ヲ出足シ煤谷川ニ至リシ
カ潮満テ船ナク、渡ルニ詮無シテ止足セシ処、魯民二三
名船ヲ浮ベ来テ云フ、我等此船ヲ以テ爾ヲ渡サント欲ス、
若シ望ミアラハ之ニ代フルニ金壹両ヲ与ヘヨ、市蔵諾シ、

川ヲ渡ツテ然ル後約金ヲ与ヘントスルニ、魯民等貯金ノ
アルヲ知り、殺害シテ悉ク奪フコトヲ再三互ヒニ相談ス、
終ニ一決ス、此時市蔵退去ニ道無ク、残念ナガラ縊殺サ
レタリ、此義当年五月マデ誰有ヲ識ル者ナシ、然ル処魯
賊魁人縊殺セシヨリ已来、昼夜眠ルゴトニ市蔵ノ靈魂魁
ヲ困ンテ手足ヲ引テ曰、賊聞ヨ、爾等一致シテ我一人ヲ
縊殺シタリ、此事分時モ早ク我カ

皇国ニ告知セヨ、若告知セズンバ、今我爾ヲ縊殺スト、
賊魁苦責セラレテ、分時モ寢食ヲ安スンスルコト能ハス、
賊魁ノカ為ニ日本人ニ右始終ヲ告知スルヤウ魯国首長ニ

出訴シタリ、右ニツキ当申五月十七日、魯首長ヨリ知告

ニツキ我国人心痛驚歎不致者ナキ也、嗚呼可憐、市藏ハ
小人ニシテ魯賊ノ為ニ縊殺サレタリ、然レトモ靈魂ハ千
万人ノ大人ニ拔擢シタル欵、如何トナレハ世人ノ諺ニ死
人口舌ナシト云ヘルガ、豈不然、死月ヨリ十ヶ月ヲ隔テ、
魯賊ノ為メニ縊殺サレシコトノ己レカ残念ヲ云ヒ顯シタ
リ、之レヲ以テスル時ハ、死人ノ口舌アルハ瞭然タリ、
併シ人々ニ因ルカ、願クハ三尺ノ童子トトモ、大皇国ノ
人ニアラハ市藏ヲ拝シテ鑑ミヨ、

市藏

没年五十四

冊子原寸 縦二七・七櫃 横一九・五櫃 三枚

日被為過候儀

朝旨御奉戴ハ勿論、必深遠の御趣意被為在候儀と奉恐察、
敢て瀆冒不仕、頃者小楠公自詠墨痕一葉購得仕、稀世の
珍品、固より俚隸輩の可蔵ニ無之、方今右品当蔵其人乍
恐令公ニ被為止候様奉存、何卒猥納仕度、定て御受用被
下置候儀とハ奉存候え共、為念右様本相添此段奉伺候、
以上、

癸酉九月廿八日

布治帰一郎

島津從二位公

御家令御中

文書原寸 縦二四・五櫃 横三三櫃

三〇〇 布治帰一郎ヨリ久光公へノ伺書

小楠公自詠一葉ヲ公へ献上ノ件

俚隸

嚮ニ拝趨を忝し、一二鄙言を奉猥候え共、其後在再御消

追申、朝夕冷氣、折角御保養奉祈候、高崎正風も無

事ニ帰朝芽出度存候、久々に先日ハ面会忝存候也、

秋雨濛々敷候、弥御安全ニ被為入候哉拝承仕度候、見無

事、乍憚御安慮可被下候、抑此一折不珍候得共、時令御

見舞申入候印迄ニ令進上度御笑納被下候ハ、本懷畏入奉

存候、寔ニ不本意之御不沙汰仕候、御海容被下候也、

敬白、

西九月廿九日

二白、忠房公御遺物、美大二軸拝受、不相變御懇志

深々畏入候、乍序御風聴申上候也、

文書原寸 縦一七釐 横四七・二釐

三〇三 元出羽国出羽神社々司今宮秀胤ヨリ久光公

へノ建言

神祇官再興ノ議

〔表紙〕
一 建議 一

神祇官ヲ再興セント欲スルノ議

草莽ノ微臣今宮秀胤謹ンテ書ヲ從二位島津久光公ノ殿

下ニ奉ル、抑秀胤元出羽国仙北郡飯田村ニ鎮座ス出羽

神社神主今宮豊高ノ長子ナリ、秀胤十七歳ノ時ニ及ン

テ深慮アリテ生郷ヲ脱シ、風ニ櫛リ雨ニ浴シテ、伊

勢大神宮ヲ始メ大和高市郡大谷ニ鎮座シ給ヘル 神

武帝ノ神宮及ヒ龍田大神、鳥見山・天香山・太安麿・

守屋大臣・荷田東麿等ノ靈社ヲ拝シ、夫ヨリ西京へ上

洛シ、神祇伯ヲ訪ヒ志願ノ事ヲ建議ス、当時生国ニ於

テハ官民皆ナ固陋ニシテ大義ヲ明ニスルヲ得ス、仏事

ヲ尊崇スル、実ニ富嶽ノ似シ真ニ秀胤慷慨ニ絶ヘス、

時ニ霸府ノ惡弊モ又日ニ熾ンナリ、如何トモスル能ハ

ス、故ニ宿意速ニ達スル能ハス、因テ滋野井実在殿ニ

供奉シ、中ニモ夙夜丹誠ヲ凝シ、神祇ニ誓ヒ祈願ス、

然リ而シテ伝奏坊城大納言卿へ頼リニ神祇官再興ノ事

ヲ建言ス、然リト雖モ毫モ採用スル能ハス、慷慨血淚

ノ外之レナキナリ、辰年ニ及ンテ 王政維新ノ際ニ、

浸ク神祇官ヲ再興セリ、十二年間ノ苦心、此ニ臻ツテ始メテ遂ケ、秀胤歆喜踊躍ニ絶ス、同年九月岩城国岩瀬郡須賀川駅石背神社・諏訪神社神主須田秀守ガ家ヲ襲フ、同家ハ基ヨリ一郡ノ社家触頭ヲ数世相ヒ奉セリ、於是秀胤敬テ其職ヲ奉ス、翌巳年ニ、更ニ神祇官ヨリ神主ニ補セラレ、則チ国ニ還ル、是ヨリ先神祇官ノ八神大神・龍田大神遥拝所ヲ諏訪大神ノ社内ニ創建スルノ微志アリ、茲ニ於テ一字ヲ設立シ、大ニ神威ヲ光輝セント欲スルノ処、豈料ヤ僧侶縷々ノ讒口ニヨリ退村ヲ蒙レリ、仍テ本姓今宮ニ復籍ス、万機親裁ノ世ニ処シ言上ニ及ンテハ不敬ノ責ノガレ難ク、敬ンテ庁命ヲ奉シ畏縮謹居ス、爾後再ヒ天下ヲ周流シ普ク有志ノ徒ヲ訪ヒ、其深意ヲ以テ漸ク今日ノ活路ヲ為セリ、時ニ秀胤甚タ憂ル所アリ、嚮ニ神祇官ヲ廃シテ教部省ト為シ神官悉ク改革ス、昔シ我王政ノ盛ンナルヤ、上ハ神祇官ヲ置テ

祖宗皇帝ノ神靈ヲ慰メ、下ハ民政部省ヲ置テ人民ヲ撫育ス、

方今教部ヨリ大祭ニ預ル事ト雖トモ、惟ルニ昔ヨリ神祇官ヲ各省ノ上ニ置キ給ルハ、神事ヲ先ニシ而シテ万政ヲ行フナレバナリ、今ヤ諸省ノ中ニ有リ、之レ全ク神祇ヲ輕ンスルノ理ナラスヤ、然則チ

皇帝陛下ハ

祖先神皇ノ靈魂ニ対セラレテハ、恐クハ不孝不敬トスルカ、不孝不敬ヲ以テ宇内億兆ノ人民ヲ駕馭スル、之レ決テ能ハザルナリ、天下ノ万民

帝王ヲ以テ不孝不敬トシ、且人民之ヲ奉戴スルノ赤心無ンバ万一外国トノ盟約破レ、一時侵入ノ時ニ臨マバ所謂彼仏国へ普国侵入ノ役ノ如ク、帝王ノ像ヲ毀チ、竟ニ土足ニ掛ル犬馬ノ世界ニ到ルハ必然ナリ、神州清潔ノ民タル者誰カ之ヲ慨セサランヤ、今速ニ消滅セスンハ後悔ユトモ及ブ可カラサルナリ、秀胤茲ニ疑ヒナキニシモ有ラス、実ニ歎息涕淚ノ外他事ナキナリ、今般天下ノ神官ヲ止メ、其官社ニ於ケル給金ヲ下シ、其郡村ノ社ニ於ケル民費ヲ以テス、然而シテ従前ノ神主等

免官ヲ蒙レル者ハ父母妻子ヲ保養スルノ術ナキカ故ニ、苟モ商ヲ行ヒ且農ニ帰スト雖トモ其基スル処ノ貨幣ナキガ故ニ、天下十余万ノ神職等殆ント飢餓セント欲ス、抑本朝ハ祭政一致且神職ハ各祭神ノ氏人ヲ以テ奉仕スルノ件々ハ太田々根子命ヲ 崇神帝ニ及ンテ三輪大物主命ノ神主ニ任セラレ、又山城加茂大神ハ建角身命ノ末葉ニシテ奉仕セリ、宗形ノ三社ハ宗形君ノ一系ニテ奉仕ス、出雲ノ杵築大社ハ穗日命裔孫ニテ奉セリ、之レ皆神慮ニ叶ヒケル故ニ神主ニ補任セラル、如此神職等枚挙スルニ遑アラス、之レ全ク我神州ノ国体ナリ、今日ニ及ンテ廃典ニ処スル、如何トモスル能ハサルナリ、希クハ昔シ 王綱振隆スル時ノ如ク、目今ノ教部省ヲ廃シ、神祇官ニ復シ、且天下ノ神主等免ヲ蒙レル者モ又悉ク旧ニ復シ、数十万ノ神主家ヲシテ安堵セシム可シ、然後天下ニ小教院ヲ設立シ、之ヲ教ルニ神聖ノ道ヲ以テシ、之ヲ導クニ宇内聖哲ノ伝ヲ以テセハ、豈ニ敢テ数万ノ神主等頑固トナル可キノ理アラシヤ、

方今教ヘザルノ人ヲ督責スルハ之レ主宰ノ過ナリ、因是 殿下賢明聡智ニシテ広く衆議ヲ容ル、故ニ天下慷慨ノ士夙夜相想スルノ旨ヲ聴キ、秀胤心胆ヲ叩テ吐露ス、他日 殿下国補ノ任ニ昇進アラハ、秀胤ガ微忠ヲ採用セバ、秀胤死スルト雖トモ思慮スルコトナシ、恐惶頓首、

明治六年九月

元出羽国仙北郡飯田村
出羽神社元社司

今宮秀胤(黒「秀胤」)

冊子原寸 縦二八釐 横一〇釐 六枚

三三三 即宗院住持探海ヨリ香奠料領取礼状

請書

金拾貳円

右は当院ニ而往古より致葬祭来候墳墓之香奠料として、毎年七月十二月之間被 成下候御書下ケ難有奉存候、尚掃除等行届候様可得心候、以上、

即宗院住持

酉九月

探海

島津從二位様

御家令中

文書原寸 縦一六・三種 横三九・八種

三〇四 齋藤貞藏（新宮簡）ヨリ久光公へノ呈書

岩倉大使帰朝後久光公ノ進退ニ付

同人ヨリ久光公へノ呈書外三通

合四通

二〇九四ノ一

可奉申上箇条願書

一岩倉公来ル十二日方御帰京之由ニ承候処、其上弥国弊

御改革御建言之趣御採用相成

宸翰之趣御実地ニ相成、太政御委任ニ被為成候ハ、是迄

之御誠忠相届候而已ならず

皇国之御大幸無此上御儀、只其上ハ天下之賢徳賢才御精

撰、各御授職被成候段、真御事業ニ而其以上ハ垂拱而

天下治矣之域奉仰望候儀ニ御座候、

一万一大使御帰京候而も御因循空ク日月相立候半欵と乍

恐大心痛罷在候、弥右様ニも御座御ハ、速ニ御帰国被

遊、九州四国之人心を御収メ被為有

御先祖右大將様之古智を御随用被遊

皇国強盛、外夷之併吞ニ不被為逢様之儀、乍憚御要務と

奉存候、

但御功業之儀ハ、御自身之為ニ遊すと

皇国三昧之御為と、御目途ハ

御先祖様と懸隔被遊候御儀と奉存候、

一御帰国之御引揚御場乍恐御至難と奉存候、 尊慮奉伺

候上愚考も可奉申上候、

一封建尊論ニ付、二字ハ乍恐御同案ニ候得共、施行ニ大

異同御座候半欵と心痛仕居罷出可申候、猶拝謁と曲罄

可奉申上候也、

九月

齋藤貞藏

九拜

上

侍史御中

文書原寸 縦一六・五種 横四七種

二〇九四ノ二

〔(包紙ウツ書)上

閣下侍史御中

齋藤貞蔵

九拜

謹而奉申上候、頃日御侍直長衆を以申上置、東京市中米高価ニ而塗炭之苦ニ付大藏省江願出候由之処、米高直ニ無之候而一統勉勵不仕候間、矢張高直之方宜敷由ニ而御取合無之、困却之由相聞得、愍然之至ニ御座候、外品と違ひ、日本ハ米無之候而は衆民無上之苦ミ申上方無御座候、此節金耆両ニ付米九升五合、又ハ三合之趣乎、只今九升ニ相成候半と下々(梅)洵々之趣、何分 御上ニ而少々を以御声掛ニ相成候ハ、昨年各国江弘残り米余程有之、小野組ニ而奥羽ニ買置候米も不少之由、又上方ニも沢山御座候由ニ付御民救と被為成、一寸之

御鶴声を以被成下候ハ、不

〔(欠損 日也)東京中潤沢仕、下々安悦可

仕候、米高価を不憂者百人ニ一人ハ有之間敷候間、匹夫

匹婦ニ御仁慈可被成下候ハ、如何計之御推恩と奉存、猶

以寸書を以奉申上候、乍恐私実地ニ涉り不申候儀、隱密

を以御探索之上ニ確然ニ候ハ、早速ニ奉願上候、頓首稽

頓、

五月廿四日

齋藤貞蔵

九拜

上

閣下侍史御中

文書原寸 縦一六・六種

包紙原寸

縦二四・三種

横 三六種

横 一六・三種

二〇九四ノ三

〔(包紙ウツ書)上

閣下 侍史御中

齋藤貞蔵

再拜

□(米)

謹而奉申上候、久々不奉窺

尊容候所、時下向寒之候ニ相移候得共、

尊体倍御機嫌能被遊御座恐悦至極奉存候、然ハ先月初中

旬之間被為召、御政權御委任も可被為有哉ニ、余程実地之様ニ申聞候親友有之候ニ付、御帰国遊し

御先祖様御旧業ニ御倣ひ、賢徳を御集メ、大ニ

皇国を御扶植遊し候ようい順ニして且易く、如何計欵大

悅堪不申御儀と、去十六七日頃參 殿、御様子奉伺候所、

未タ何共御様子御分り無之由、殊ニ其節 御不例ニ被遊

御座候由ニ付、拜謁之儀も不奉願、直ニ引取、今日欵明

日欵と日々御吉左右奉待居候得共、其後三四十日相過候

而も一向響不申候ハ又々異論相生し、夫を断然御踏破出

来兼、斯迄御因循御座候ハ、乍恐当路御一人余り御凡庸

被為入候御儀と、乍恐憾憤至極、胸中割候如クニ奉存候

間、嘸々如何計御積鬱御退屈遊し、倍長缺婦与之御歎息

被為有候半と乍御蔭奉恐察候、御直謁ハ不申上候得共、

先年大原殿之取次を以、度々相伺候所、一寸之御才子体

ニ而学問無之、御本領無之候故知識御乏敷、兎角洞徹不

仕御方と乍恐心得罷在候、

尊慮より被思食合候ハ、何程か御齒痒く、能もくくと被

思召候半之所、是も天下之御為 皇邦之御為と御胸を御

さすり、御忍耐遊し候半と重々乍恐千察申上候、どふせ

此洋溺、世界御一掃不遊不叶候儀ニ付御委任と申も中々

至難と奉存候間、先々夫も御忠魂ニ御座候間、今暫く御

待御覽遊し、能々不得止候ハ、最初ニ奉申上候通御大婦、

大ニ人心を収メ賢徳賢材豪傑才之士を御養ひ遊し、幾重ニ

も御建言書之通り、洋夷之属国ニ不相成

先皇之御国威御国体凜然相立候之御大忠こそ奉渴望候御

儀ニ而社稷を重シとし君を軽しとする文天祥金言ニ御模

し遊し、千載竹帛青史ニ録し候儀、御目的と奉恐願候、

一浮説欵ハ不存候得朋友本田邦之助、一昨々日罷越、名

前ハ不申西院江立入候、余程之人物之由申聞候ハ、去ル

十五日之咄しニハ

二位公も今十日程待候ハ、必御登庸ニ可相成候間、暫時

相待候様申聞候ニ付、何故十日程と申儀委細可承と存候、

内ニ外ニ来客有之急き帰り候間、其折を明日御咄し承り

候上可申聞と申候所、昨日不參今日も不參、留主ニも御

座候や否とあなじ居候之処、丸々虚言ニも有之間敷哉と
相心得候間、万一御擢用相成候も難期候間、左様被為成
候ハ、真ニ

皇国之御大幸而已ならず、日本中憂国有志其外億兆之大
幸に御座候間、中々御鬧ケ敷御儀ニ被為成、天下を治メ
候第一ハ人を知り挙用之一事ニ御座候間、尊藩之賢豪ハ
勿論、弘ク天下之賢徳賢才を御挙用ニ付而ハ申上置候御
書付之通り、其人之賢否行状之得失、父子夫婦兄弟朋友
婢僕遣方、其人之好悪より金銀遣方之善悪迄を洞察し、
人爰んそ度さんやと迄ニ奸人猾士之化ケ兼候様、取計江
と考官三四人を始メとし、参議并其以下、勅任奏任數十
人并

主上江大少師数人・左右史官四人ハ是非御心懸ケ遊し度
奉存候、其内参議ハ一番難しと奉存候、右等へ少々宛ハ
心当り御座候間、当否ハ如何ニ候得共其節ハ可奉申上候
御撰扱御用捨可被遊候、

一尊藩之和田八之進殿ハ中々人物と奉存候、御家令ニも

といふ含ニも候半とハ奉存候得共、参議ニハ如何不存候
得共、其他勅任ニハ何ニ而も不可ハ有之間敷、尤考官ハ
至難ニ御座候得共、尤可宜と奉存候、何れニも被為召置
左右御詢訪被遊候ハ、所補御座候半と奉存惜キ為人御
帰国ニ相成申候、其後一度文通仕候、其書中乍恐左之一
詩相贈り申候、是ニ而も私之見所 尊察被成下度奉存候、

憾和田君頓帰于郷国

能道相通能理窮 豈期着価或時冲

輔光芒不兆民照 可惜明珠蔵櫃中

乍恐愚眼此之通ニ而一毫諛言ニ無御座候、若唯金銀財用
ニハ如何、得手不得手有之物ニ付慥ニハ申上兼候、

此外奉申上度儀ハ数々御座候得共、御退屈も恐入、又遠
慮申上相成不申上候得共、兎角御逢御六ケ敷候ニ付尽言
仕兼申候、乍恐大将ハ英雄之心を採ニ在と古語ニ有之、
光武皇帝ノ他国之使者ニ馬援参候ニ岸幘して、廊下迄御
出迎御逢と有之、其無造作之灑落宏闊之所可見と奉存候、
晋陶侃三州之刺史ニ而疏遠を引接して門ニ停客なし、遠

近之書疏手つから無不答、筆翰如流と愉快之人と奉存候、
光武帝已ニ天子となり人も沢山御座候半ニ自身ニ出迎へ
岸幘と申せへ、冠リニも無之巾様之物を頭上ニ戴候事ニ
而、日本ニ而申せへ袴も不着寝巻之佩ニ而人ニ逢候と申
如くと相見得、其手カクキ輕き事存外と奉存候、馬援大ニ感心
いたし後ニ臣下ニ相成申候、乍恐何卒古明為賢帝ノ所作
御採覽被為有度奉仰願候、今日ハ浅田宗伯参り、衆医ニ
被為要無抛候而奉願、其故懇々相頼候ニ付、参殿仕候序
ニ右愚按共奉申上候、若御登艸被為遊候ハ、猶更申上候
事も不容易と、乍恐段々長文ニ相成奉恐入候、御国とハ
東京寒威強ク、嘸御迷惑被遊候半、切角御保養御專一ニ
奉祈候、誠惶稽首、

十二月廿二日

斎藤貞藏

上

閣下 侍史御中

文書原寸 縦 一六・六種 包紙原寸 縦 三二・二種

横 一四一・四種

横 三〇・二種

二〇九四ノ四

〔包紙ウツ書〕
上

斎藤簡拝上

〔表紙〕
上

斎藤簡拝上

謹而奉申上候、先般奉申上候通り、奸徒共中々

閣下此東京を御離れ遊し候儀、深く奉憎惜御許可之決答

ハ乍恐、彼是と名を変へ品を替へ、時日而已遷延申上候

半と奉恐察候、此頃承り候得ハ去ル十六日

主上芝金杉中村座之演劇江俄ニ被為入、棧敷四五間御明

けさせ終日御遊覽之由、殊ニ座元中村権十郎と申役者ニ

何欵拝領物有之由風聞仕候、殊ニ

主上御眼下ニ、雑人あぐら立膝ニ而飲酒飽食喧嘩し、憚

所無之由、実ニ驚入候御振舞と奉恐動候、且又宮内省中

江耶蘇之堂被相建、駿河台ニ居候ニコライと申魯人明関谿

之由ニ承り候、此兩条信実ニ候ハ、案外之驚謂傳之至ニ而

其因ミハ、加藤某^(弘之)と申し三等侍講之人、曾而国体新論と

申を著し、其文中悉皆共和政事之筋に相当り、皇国之

道義杯と申儀、微塵も無之次第を喋々と大言仕候人之処、

此度元老院之長ニ相成候と風聞ニ付、右

主上芝居江被為入、宮内省江耶蘇堂御建立杯申候儀等、

皆其人々之因縁ニ而共和政事之一寸前と歎息流涕之至ニ

堪不申候、左候得ハ、

閣下之御辞表ハ、誠ニ真之御当機ニ而、猶奉感懐感佩候、

実ニ皇天后土、如何ニも此皇国を平治するを御欲し無之

哉と歎慨無限奉存候、乍去若天此天下之平治を思召候ハ

、当今誰一人

閣下之外ニ其任ニ当り候人と申ハ地を払ひ無之候ニ付、

閣下何卒今之世ニ当り、我を捨て受誰そやと申、天下を

以て御任し被遊候様、伊尹・孟子之如く被為有候様奉仰

願候、左候得ハ、

閣下初度之御建言、御踐言ニ無之、社稷を御重し遊し候

大御忠魂之御真意も貫徹仕り、御曆代

皇国御先帝方々江被為対候而も、天下後世之有識者江被
為対候而も浩々然たる御国忠と奉仰賛仰願候、死罪稽顙、

齋藤簡謹上

奉呈

左相公

閣下

冊子原寸 縦三・八種

包紙原寸 縦三二・八種

横一六・八種 四枚

横二六・八種

二〇五 三瀨県佐田白茅ヨリ久光公へ

公ノ建言採用ヲ切望ニ付同志ヲ代表シテ上京

(包紙ウツ書)

三瀨県 佐田白茅

上

緘

三瀨県下士族之内、読書立志之輩 大閣下ノ御建白ヲ拝

誦仕、欣喜雀躍、御成功ヲ企望罷在、猶又 皇基凜然相

立候様、乍恐御拮据被遊度、縋而至誠懇願仕度候得共、

遠路銘々上京難仕候故、狂生へ惣名代ノ心得ニテ、銘々志願貫徹候様 大閣下へ直々陳述仕呉候旨申伝候義有之候間、実以恐入候得共、小半時間拝謁奉懇願、今日又々参 殿仕候事、

十月六日

三潞県

佐田白茅再拝

上

文書原寸 縦一六・五種

包紙原寸 縦一七・二種

横 二六種

横 二五・三種

三六 蜂須賀茂韶書翰 宛名不明

鐵道布設建白ニ付久光公ヲ誘引ノ件

拜別後

尊台益御多祥、海路無御故障御着国之趣伝承不浅奉賀候、
借は兼而及建言候鐵路建築之義ニ付而は、松平春嶽始磨
香間詰一列へ相談ニ及置候所、其後同列輩一同大ニ奮発、
再ヒ同列連名之建白差出候趣、勿論能ク御承知之事と奉

存候、就而は同列輩之存志ニ而は小生一旦帰国、此挙ニ
従事候様有之度、万事親敷相談も可致しと之事毎度被申
越、小生も発願之事何分一応其意ニ任セ帰国可致之処、
毎度拝話も仕候通、寸陰ヲ惜ミ就学之中、今日此地ヲ去
リ候而は如何ニ茂残念至極、前途報効之素志も水泡ニ可
属と相恐レ、鐵路之義ニ至リテハ代人ニシテ可也と存候
ニ付、此度小室信夫ヲ以テ総理代人と相定帰国為致申候、
尊台ニ茂此義ニ就而は、御厚配被下候事此段申上候間、
同氏着之上は深御謀リ被下度、又同人取調候書籍上之御
話并小生之見込等も宜御聞取被下度奉希候、将又島津從
三位卿ニは、此件如何
御高慮被下候事哉、春嶽始より申越候処ニ而は同列連署
建白ニは御名は先相省キ候様、同卿より春嶽始御尊御座
候由、先般
尊台より拝話之節相伺候処ニ而は彼是御内情も有之事歟
と推察仕候得共、何卒為国家御同意御尽力被下候ニ於而
は幸甚不過之、

尊台迄此段申入候間、何卒宜差含、島津家へも御申通御心配之程奉希候、右撮要申入度、小室氏着之上は同氏よりも委細御聞取奉希候、頓首九拜、

十月十三日

蜂須賀生

文書原寸 縦一六・七櫃 横一一五櫃

〇二〇七 岩倉具視卿ヨリ大久保利通へ？

二〇六 久光公ヨリ三条太政大臣へノ書翰草案

献言ニ対スル返答ヲ促ス

先般於

玉座下献言之 御返答承知仕候節、御用済と相心得、病体養生御暇之御内意申上候処、岩倉右大臣殿御帰 朝迄可奉待旨、閣下より御達ニ付当節迄滞留仕候、然処右大臣殿ニも先月御帰 朝之由御座候得共、至只今未可否之義も承知不仕恐縮至極奉存候、其砌速ニ可奉伺之処、御着涯別而御繁雜と奉察差扣罷在候得共、最早三十余日ニ

相及候得は、御評決ニも可被為至欵と奉存候、尤御用無之義とは相心得候得共、何分明白之御沙汰承知不仕候得は安心仕兼候ニ付、不憚忌諱此段御内慮奉伺候、誠恐敬白、

癸酉十月十八日

島津久光

文書原寸 縦一六・八櫃 横八七・五櫃

二〇九 城井寿章ヨリ久光公へノ建白

時務密啓

〔包紙ウツ書〕
時務密啓

城井寿章再拝滅

十月十九日

謹封

〔表紙〕
時務密啓

頃口窃ニ聞ク、岩倉右府御帰 朝ニテ、又庶政ヲ改革シ百揆ヲ一新シテ、嘗テ

閣下ノ御建言アラセラレシ件々モ、追々

御採用ノ期近ニアラントノ巷説ヲ承リ、窃ニ喜
ンテ寐ル能ハズ、乃チ又愚見ヲ陳ベテ採扱ノ万

一ニ備フ、

一 先月中、學術ヲ正シテ聖道ヲ講ズルヲ以テ方今ノ急

務トスル議ヲ献ズ、然レトモ其尤モ急務トスル所ハ
至尊ノ 御學問ナリ、伏テ惟ルニ

皇上天縱ノ聰明叡智ニテ、殊ニ春秋ニ富マセラルレト

モ、恐ラクハ啓沃輔導スル其人ニ乏シキ歎ト奉存候、

抑

聖明ヲ啓沃スルニハ聖經賢伝ヲ勸進スルノ外ニ更ニ術

ナシ、宜シク日夜經典ヲ勸読シテ聖學ニ從事遊サレ
テ、誠意正心ヨリ、治國平天下ノ道ヲ進読講究在セ

ラレベキノ所口、窃ニ聞ク、洋書ヲ進読スルモノア
リト、彼ノ西洋ノ學問トスル所ハ百工技芸ニテ治道

ニ関涉セス、固ヨリ

聖明ヲ啓沃シテ天下ヲ治ムルノ道ニアラズ、抑治道ニ

関涉セザル百工技芸ノ術、タトヘ 御通達アラセラ

ル、トモ果シテ何ノ益カアランヤ、昔人言ヘリ、宋
ノ徽宗ハ百事皆能ス、タ、君タル一事ヲ能セズ、其

國破レ身辱シメラル、ハ皆君タル能ハザルニ由テ也、

又仁宗ハ百事皆能セズ、只君ト為ルヲ会スト云ヘリ、

夫レ人君ノ學ハ人君ト為ルノ道ヲ學ブノミ、人君ト
為ル道ハ聖經ニ載セテ備ハリ尺セリ、然ルニ今ヤ聖

經ヲ棄テ人君ト為ルノ道ヲ講究セズ、洋書ヲ進読ス

ルハ章愚ノ解セザル所也、然レトモ洋學ニ心醉セシ

モノ必ズ言ハン、洋書ヲ読ンテ西洋各國ノ強弱ヲ知

リ、宇内ノ形勢ニ通スルハ方今ノ急務ナリト、夫レ

宇内ノ形勢ヲ知り、各國ノ強弱ヲ審ニスルハ固ヨリ
方今ノ急務ナレトモ、我國內ノ形勢ヲ知ラズ、又人

民ノ向背ヲ審ニセズシテ、先ツ海外ノ事ヲ講究セン
トスルハ大ニ前後スル所ヲ失フト云ベシ、凡ソ今日

百事ノ萃ラザルハ皆ソノ前後スル所ヲ失フ故也、是

ソノ最甚シキモノト謂ベシ、孟子曰、惟大人為能格

君心之非一正君而国定矣ト、抑今日善ヲ陳ヘ難ヲ責
メ、君心ヲ格ヲ以テ治国ノ急務、臣子ノ第一義ト奉
存候、然シテ君心ヲ格スハ聖經賢典ニシクモノナン、
故ニ章其人ヲ択シテ聖經ヲ勸読スルヲ以テ当今最第
一ノ急務トス、伏テ以ルニ、是レ 閣下ノ

至尊ノ 御学問ヲ以テ十四件ノ最第一ニ置ク所以ナラ
ン歟、

一 窃ニ惟ルニ、今日 朝政ノ挙ラザルハ虚文ヲ先ニシ
テ実効ヲ後ニシ、総テ先後スル所ロヲ失ヘハ也、故
ニ天下ノ人万口一談ミナ曰ク、今日ノ 朝政ハ其名
アツテ其实ナシト、古人曰ク、虚文盛ナレバ実行衰
フトハ今日ノ謂也、抑何ヲカ虚文ト曰フ、曰ク 大
政復古以来、屢天下ニ人才ヲ求メ賢良ヲ徴シ、言路
ヲ開キ直言ヲ求ル 詔リアレトモ未タ直言讜論ヲ以
テ拔擢セラレシ人ヲ見ズ、又籌策ヲ献シテ採用セラ
レシ事ヲ聞ズ、豈天下ノ利害得失ヲ言フモノ、一事
ノ取ルベキコトナク、一言ノ用ユベキコト無ランヤ、

是レ直言ヲ求ムルノ名アツテ直言ヲ用ユルノ実ナキ
也、古人曰ク、草廬ノ下、田野ノ間、臥竜鳳雛ナカ
ラント、戊辰以来一人傑ヲ草莽ヨリ拔擢セシコトヲ
見ズ、天下果シテ其人ナキカ、将タ人才ヲ求ムルノ
道未タ至ラサルカ、豈一世ノ人ヲ誣テ其人ナキト謂
ハンヤ、是レ人才ヲ挙ルノ名アツテ人才ヲ求ムル実
ナシ、豈虚文ノ甚シキモノニアラズヤ、章ノ虚文ヲ
先ニシテ実行ヲ後ニシ、百事総テ先後スル所ロヲ失
フトハ是レノ謂ナリ、

一 伝ニ曰ク、文武ノ政ハ布テ方冊ニアリ、其人存スレ
バ其政ゴト挙リ、其人亡レハ其レハ其政ゴト息ムト、
夫レ小ニシテハ百般ノ技芸百工ノ機器ノ属ヲ發明ス
ルヨリ、大ニシテハ国是ヲ議シ、制度典刑ヲ定ムル
重事ニ至ルマテ、皆其人ヲ待テ始テ行ハル、コト固
ヨリ章カ言ヲ待ザルナリ、苟モ其人ニ非レバ良法善
制モ画餅ニ属ス、故ニ彼ノ西洋各国ニテモ人才ヲ選
挙スルコトハ尤意ヲ用ヘテ甚タ謹メリ、章窃ニ怪ム、

大政復古ノ始メヨリ凡ソ事大小トナク、尽ク皆ナ洋夷ノ制度ニ摹擬シテ、独リ人オヲ選舉スル一事ハ少シモ摹倣セザルハ何ソヤ、雖然、章謂フ、今ノ洋夷ハ聖人ノ罪人ナリ、今ノ宰輔百執事ハ洋夷ノ罪人ナリ、其故何トナレバ洋夷ハ綱常ヲ蔑棄シ、但功利ノ說ノミヲ主張シ仁義忠孝ノノ道ハ度外ニ措ク、章故ニ謂フ、聖人ノ罪人ナリ、今ノ宰輔諸有司ハ百事皆ナ洋風ニ倣擬スレトモ、畢竟利ヲ計リ私ヲ營ムニ便ナル所ヲ倣擬スルノミ、故ニ動モスレバ輒チ人オヲ選舉ス賢能ヲ簡拔スト称スレトモ、其選舉簡拔スル所口ノモノハ大率我レニ阿諛党比(比党)スル者ニテ更ラニ公選銓考ノ說ヲ聞ズ、カノ西洋ノ投票ニテ人オヲ登庸スルト天地懸隔セリ、抑治國ノ要務ハ人オヲ簡拔スルヨリ急ナルハナシ、堯舜ノ南面シテ汝々汲々ト心ヲ勞スル所口モ、但此ノ一事ニ過ズ、三代以降ノ英主、天下ニ臨ムノ初メ、必ス先ツ人オヲ訪求シ常ニ賢能ノ士ヲ得ザルヲ以テ病ザルハナシ、彼ノ洋夷

モ亦夙ニ此ニ心ヲ勞シテ遂ニ投票ノ制ヲ立テリ、其法頗ル公平ト謂ベシ、是ソノ文明開化ト称テ自ラ誇ル所以也、今我朝ハ、不学無術ノ人ヲ貪縁党比ニ因テ拔擢任用スルトハ豈啻ニ霄壤ノ異ルノミナランヤ、又議院ヲ開クトイヘトモ斗筭ノ人ヲ拳ケテ議員ニ備ル故ニ、但ニ上ノ意ヲ迎合阿諛スルコトヲ務ルノミ、故ニ一事ノ觀ベキ議ヲ建テ、一策ノ奇トスベキ事ヲ発シテ施行セシコトヲ聞ズ、是レ亦洋夷ノ議院トハ大ニ異レリ、其他(鐵道)電線・練化石ノ属モ、西國ノ百姓ト相議シ、万人承服シテ後チニ金ヲ召募シ、財ヲ徵求スルトハ大ニ異ル也、

章之レヲ洋学者ニ聞ク、近來西國ノ四大盛挙ト称スルハ大西洋ヨリ太平洋ニ達セル鐵道、大西洋ノ底ニ通ゼル電線、モンセニ一ノ山腹ヲ貫ケル鐵道、蘇士ノ地峽ヲ鑿開セル溝渠ノ如キハ、秦皇・隋主(王カ)ノ長城溝渠ノ如ク、埃及ノ尖塔ノ如ク暴威ヲ以テ百姓ヲ虐使スルモノニアラス、人民皆ナ自ラ其利

ヲ知テ互ニ社ヲ結び財ヲ出シテ此ノ大事業ヲ成就セリト、我國ノ向ニ轍道ヲ開クヤ、秦・隋ノ百姓ヲ暴令虐使スル如キニアラストイヘトモ、其始メ一人モ承服スルモノナク、一時謗議大ニ沸騰セルハ、彼ノ人民ノ喜ンテ社ヲ結ヒ財ヲ出スト大ニ異ルニアラズヤ、

故ニ、一政令出レバ士民随テ謗議シ、一事ヲ施行スレハ上下拳テ譏謗シ、怨言腹誹ノ者途ニ載ツ、然レトモ是レ畜ニ我人民ノ謗議スルノミナラズ、洋夷モ毎事誹謗ス、其説往々新聞紙中ニモ散見セリ、其他諸書ニテ得ル所ノ大要ヲ一二抄撮シテ採択ニ備フ、一 仏ノ剛使ロウレイロト云フモノ、折田某ニ語テ曰ク、日本人ノ大患ハ誠ニ輕信輕拳ナリ、夫レ國家ノ制度ヲ建ルハ重大深遠ナリ、其一ヲ施セバ二ノ弊ヲ生シ、二ノ弊ヲ救ハントスレバ五ノ損ヲ引キ出ス、一朝一夕ノ間ニシテ中庸偏頗ナキコトハ古今英明ノ君ト雖モ最難シトス、今日本ハ上ニ英明ノ宰輔ナク、下ニ

賢良ノ有司乏ク、国病ミ民疲レタリ、宜シク大ニ精ヲ励マシ、深ク心ヲ尽シテ、至当ノ政令ヲ布施スベキ処、却テ事ヲ輕率ニ信用シ、善惡ヲ弁セズ衆議ヲ歴ズシテ、其事ヲ施行スルコト甚タ速也、故ニ為ス所ノ功ヲ遂ケズ、施ス所ノ中途ニシテ廢スル件々幾許ソヤ、是誠ニ大患也、此弊日ニ増長シテ、終ニハ莫大ノ弊害ヲ受ケン、其弊害ヲ受ルモノハ國民ト皇帝ト也、臣トシテ大弊大患ヲ 官家ニ遺スハ、忠カ不忠カ、理カ非カ、固ヨリ言ヲ待ザル也、

又曰ク、日本政府ノ執政ノ行フ所ロヲ觀察スルニ、各我利欲ノ心盛ニシテ人ノ為メ國ノ為メニスル心ハ毫釐モナシ、利欲ノ心ヲ抱テ政ヲ為ス故ニ其法令正シカラズ、遂ニハ

皇帝ノ為メニ大ナル不利ヲ引出スベシ、故ニ日本ヲシテ文明開化ト為シ、各國ニ冠タラシメント欲セバ、早く廟堂執政ノ姦邪ヲ一掃シテ、先ツ無慾ニシテ達識ノ人ヲ選舉スベシ、其制度ノ如キハ、旧法ヲ調理

シ、苛法ヲ除キ、人心平穩一致スルヲ先務トス、軍備ノ外ハ土木ノ失費ヲ除キ、國ヲ富シ民ヲ撫シテ、後子徐々ト開拓等ノ新法ノ議ニ及ベシ、官員ノ内ニモ十二三ハ此等ノ情実ヲ審カニ知ルト雖モ、一時ノ風習ニ馴レ、己レ一人異議ヲ建ルヲ好マズ、空シク黙止スルカト覺ユル、

又曰ク、日本國ニ金銀銅鉄ノ鉱山多キハ世人ノ能知ル所也、聞ク、仏人ノ虚喝ナル者ヲ雇ヒ但馬國ノ銀鉱ヲ開クトソノ其成功ノ秋アルベカラス、是レ日本人ノ事ヲ輕忽ニ信用スル輕発輕挙ノ過也、抑鉱山ノ如キハ失費莫大ナルガ故ニ其利益モ亦少カラス、誠ニ此等ノ功業ヲ遂ントセハ、先ツ西洋各国ノ名士ニ就テ、精密ノ者ヲ択ヒ、其國ノ政府ニ応接シテ借り迎へ、鉱山ヲ相シテ慥ニ監定シテ後ニ手ヲ着ベシ云云外夷ノ此説ヲ發セシハ、庚午ノ歲ニテ三年前ノ事也、今年夏始云メテ妄リニ外國人ヲ備テ鉱山ヲ開鑿スルコトヲ許サズ、其術ニ精シキ人ヲ択テ、檢試シテ雇役、スヘキ旨ヲ諸県ニ指令スト云フ

又曰ク、日本政府ノ日誌其他刊行スル新書ヲ閱スル

ニ、其事跡多クハ無実ノ空論ヲ文飾シ、愚夫愚婦ヲ欺クノミ、其文句ノ如キハ至レリ尽セリ、然シテ其行フ所ロニ比較スレバ雲泥ノ違ヒアリ、何カ故ニ許多ノ失費ヲモ厭ハズ、此ノ虚文ヲ作り笑ヲ世界ニ取ルヤ、政令ノ非ハ愚民ト雖モ知レリ、決シテ欺クベカラス、又一タヒ民ヲ欺ケハ政府ノ威ヲ損シ、信ヲ失ヒ、其法令ヲ犯スモノ多シ、故ニ政府ノ命令ハ決シテ變更スベカラス、方今西洋各国ノ新聞紙ヲ訳シテ日本廟堂執政ニ読セタキコト也、此ノ新聞ハ日本日誌ノ如ク虚飾ノ空論ハ更ラニ之レナシ、皆實事实用ノ事ノミヲ誌セリ、熟覽セバ日本ノ政事モ蠱忽ノ輕挙ハ之レ無ラン、併シ己レノ國ノ日誌ト同様ニ虚言空論ト心得ラレテハ遺憾ナリ、

嗚呼、外夷三年前ニ日誌ノ虚文ナルコトヲ弁駁スル此ノ如シ、近来我國内ニテ盛ニ流行スル新聞紙ハ、大抵政府ノ虚文ヲ迎合阿諛シテ、更ラニ之レニ虚飾潤色ヲ加ヘシ空言虚論紙表ニ滿ツ、章閱ス

ル毎ニ嘔噦ニ堪ヘス、願フニ西国人モ之レヲ閱シテ、必ス亦冷笑謗議シ益我レヲ輕ジ侮ラン、噫、

又曰、日本ノ服制ハ海外ニテモ無ニノ美服トシ称スル所也、徳川氏以来、日ニ月ニ西洋各国ノ風習ヲ學ビ、日本ニ不産ノ毛布ヲ好ミ、土地出産ノ名品ヲ輕ンジ、其国力ヲ費耗スル幾百万ソヤ、西洋服ヲ用ユルモ一理アリトイヘトモ廟堂貴重ノ官人、頭ニハアトミラーノ上官ノ冠ヲ戴キ、身ニハ下等士官ノ賤服ヲ着シ、腰ニハ商人ノ粧アルガ如キ、誠ニ可笑可恥ノ甚シキナリ、

東京日々新聞 第百五十六号ノ投書ニ曰ク、頃日歐洲人ノ一

話ヲ得タリ、曰ク、余日本ニ来リ在留スル年アリ、往々和文ヲ學ヒ其一班ヲ解ス、日本人ノ奇ヲ好ミ本ヲ忘ル、其輕薄モ亦甚シ、衣服ヨリ飲食ヨリ日用百般ノ諸器械万世不易ノ制度マテ、皆ナ舶来ヲ仰キ、外人ニ擬シ、所謂取人之長補我之短ノ語ニ反ス、其國ヲ自暴自棄シテ外国ニ面媚口諂スルヲ知ラズ、独

立國ノ容儀ヲ失フ、歐米諸國ノ屬國ニ陥ラントス、甚シキニ至テハ

皇統連綿タル万世不易ノ君主國ヲモ共和政治ニセントスル者アリ、而シテ此等ノ説ヲ唱フル者ハ大概文字ヲ知り、洋文ヲ解シ、自ラ文明開化ト称スル者ニ出ヅ、敬神愛國ノ情ニ於テハ却テ不開化ノ民ニ在リ、夫レ人ノ文学ニ從事スルヤ、元來ソノ國ヲ富シ其兵ヲ強クシ、不羈獨立タランコトヲ欲スルニ非ズヤ、然ルニ却テ外國ニ依頼シ我國法ヲ蔑如スル、其罪大ナリ、無學ノ人ニ劣ルコト万々如此モノハ寧ロ學ナキニ如カズ、

章竊ニ謂フ、孟子言ヘリ、國必ス自ラ侮テ人之レヲ侮ルト、嗚呼 皇邦ノ外國人ニ侮ラル、ヤ久シ、是レ誰ヲカ咎メン、豈自ラ侮ルニ由ルニアラスヤ、今外國人ノ駁セル輕薄ノ子弟ハ、則チ我邦ニテ自ラ文明開化ト称スル人也、此開化ノ子弟ハ仏氏ノ所謂獅子身中虫ニ屬ス、苟モ國ヲ憂ルモノ速ニ之

レヲ擯斥セザルベカラズ、今日国家ニ此輕薄子弟アル、猶草木ニ蠹蝨螟蛉アルガ如シ、速ニ攘除セズシテ、其自ラ敗レ自ラ悔ルノ時ヲ待タバ、木ノ病已ニ深ク草ノ已ニ槁ル、向テ手下スガ如ク亦既ニ晩シ、蓋シ国家ノ禦侮ノ責メニ任スルモノ、当ニ深ク反省シテ三思ヲ加フベキ也、

一 新聞雜誌^{第七十}六号 曰ク、英国倫敦ニテ出版ノ新聞紙ヲ得タリ、抄訳シテ此ニ載ス、日本ノ開化ハ余リ進ミ過キテ、之ヲ譬ルニ、迅走ノ馬ニ鞭テ無理無体ニ馳セテ俄ニ倒ルカ如シ云云、

章謂フ、是レ宋ノ蘇軾ノ所謂輕車ニ乗テ駿馬ニ馭シ、險ヲ冒シテ夜行シ、僕夫ノ其後ヨリ之レニ鞭ツカ如ク、甚タ危シ、願クハ轡ヲ解キ、馬ニ秣テ以テ東方ノ明ルヲ待チ、徐ロニ九軌ノ道ヲ行クモ未タ晩カラスト、蓋シ東坡六百年前ニ在テ我カ今日ノ国勢ヲ目撃シテ論ズルカ如シ、抑亦彼醜夷洋外万里ノ遠ニ在テ我時病ヲ通知スル一ツニ何ソ此

ノ如クナル、豈痛憤大息ノ至リニアラズヤ 此ノ二章ハ章家父ノ建白中ニモ挙テ論セシ所ナレトモ、其時病、的中セルヲ以テ重複ヲ厭ハズ、此ニ亦採録ス

一 博聞新誌^{第七十}号ニ英国倫敦ノ新聞紙ヲ抄訳シテ載タリ、曰ク、日本全權公使ノ英国ニ到リ、戦隊及ヒ武器庫機械製造所ヲ始メ、英国ニテ尤高名ナル工職場等ヲ一々巡視シタリ、又商人ニ懇親ヲ結ヒテ英国富強トナル原由ヲ知ラン、又実地ノ景況ヲ目撃シ富強ノ容易ナラザルヲ知り、始メテ日本ニテ開化ノ速功ヲ急キ人情世態ヲ計ラス、不適當ナル政治改革ヲ成セル弊害アルヲ覺ラン、又此ニ依テ今日マテ未ダ大ナル禍ヲ引起サ、ルヲ幸トセン、

又曰ク、今此ニ国アリ、是マテ封建ノ政体ナリシヲ俄ニ廃シテ歐洲ノ政治ニ摹倣セバ、何ノ国ニテモ治平ナルコト甚タ難シ、歐洲ノ政体ト米國ノ共和政治トハ皆人情世態ニ依テ自然ノ勢ニ從テ成ル所ニシテ、其情ニ逆ヒ、其勢ヒニ反シテ速功ヲ奏スル者ニ非ス、是迄ノ封建ヲ廢セント欲セバ、之ニ代ル所ノ郡県也

共和ナリ、人民ニ適當スルノ政治ヲ遠謀熟議シテ後
チニ之レヲ廢スベシ云云、

章愚按ルニ、西洋事情ニモ各国ニテ古来ノ風俗旧
例ヲ集メテ一体トシ、次第ニ其形ヲ成シタルモノ
ヲ国法ト名ク、其形ヲ成スニ至ルマテノ順序ハ甚
タ遅々トシテ、殆ト其起原ヲ知ル可ラス、法ノ本
ハ其國ノ習俗ニ由テ来ルコト明白ナリト云ヘリ、
故ニ彼土人モ亦自ラ謂ヘリ、英ノ法ヲ以テ仏ヲ治
ムベカラズ、仏ノ法亦英ヲ治ムベカラスト独怪ム、
我当路諸公、英仏ノ法ヲ以テ我國ヲ治メントス、
豈惑ヘルノ甚シキニアラズヤ、古ヨリ善ク天下ヲ
治ムルモノハ必ス民情ヲ察シ、世態ヲ知り、民ノ
欲スル所ハ之レヲ与ヘ、民ノ惡ム所ロハ之レヲ去
リ、民ノ好ム所ロヲ好ミ、民ノ樂シム所ロヲ樂シ
ム、如此ノミ、古ヨリ未ダ
先王ノ法言法服ヲ蔑棄シ、我國有ノ旧制古法ヲ廢壞
シ、人情世態ニ乖戾スル異邦ノ新法ヲ摹倣シテ其

國治リシコト管テ聞ザル所也、今日未タ大禍乱ノ
發セスシテ一日ノ安ヲ保ツハ僥倖ノ甚シト云ベシ、
是レ有識ノ士ノ常ニ寒心スル所也、意ハザリキ、
英夷ノ早ク此事ヲ看破セシトハ、嗟、夫今ノ廟堂
諸公ハ、畜ニ我

先王ノ罪人ノミナラズ洋夷ノ罪人ナリ、

一 魯西人泥格頼(ニコライ)ト云フモノ、広瀬某ニ謂テ曰ク、貴邦

ハ立君独裁ノ政体ニアラズ、參議諸公相議シテ政ヲ
為シ、

天皇ヲシテ之レヲ行ハシムル也、是レヲ衆裁役君ト云
フ、五大洲中ニ恐ラクハ此國体ナシ、斯ノ如キ國体
ニシテ永久維持スベキハ某シ未タ聞ザル所ナリ、某
今日ノ形勢ヲ觀ルニ大權旁落シテ大乱ノ機恐ラクハ
十年ヲ出テザルナリ、

昔人言ヘリ、禍ノ作ルハ作ノ日ニ作ルニアラズ、
必ズ由テ来ル所ロアリト、蓋シ國ノ乱ル、モ亦必
ス乱ル、ノ日ニ乱ル、ニアラズ、亦必ズ由テ兆ス

ル所アリ、今ヤ僥倖ニシテ一日ノ無事ヲ保ツトイ
ヘトモ、時事ヲ憤懣スル士族 臬官ヲ怨謗スルノ
百姓天下ニ満ツ、加之慄悍桀黠ノ士民流離困頓シ
テ乱ヲ希ヒ時ヲ俟ツ者モ亦鮮カラズ、若シ水旱饑
饉ノ災害並ヒ臻リテ、飢渴ニ迫ル頑民嘯聚蜂起シ、
群盜ヲ為スニ乗シテ少シク智略アルモノ、義ヲ借
リ名ヲ托シテ奮起シ、臂ヲ振テ一呼先倡スル、陳
勝・呉広ノ如キモノ出テバ土崩瓦解ノ患立ドコロ
ニ至ラン、或曰ク、流賊土寇ノ起ル銃砲ナク兵器
ナケレバ何ソ能ク成サン、随テ起レハ随テ殄滅ニ
就ノミト、噫、戦ハ人ニアツテ兵器ニアラズ、
彼陳呉ハ甕牖繩樞ノ子、氓隸ノ民也、木ヲ斬テ兵
トナシ、竿ヲ掲ケテ旗ト為シ、疲散ノ卒・謫戍ノ
衆ヲ驅リ、猶以テ暴秦ヲ乱スニ足ル、向ニ徳川氏
ノ傾覆スルヤ、其初志士兩三輩、草莽ヨリ奮起シ、
勤 王復古ノ説ヲ首唱シテ四方ニ周流セシヨリ、
諸藩ノ志士往々付和左袒シ、皆各ソノ藩々ヲ鼓舞

シ、終ニ藩老侯伯モ雷同尽力シテ天下一新スルニ
至ル、是レ恐レナガラ

皇運ノ泰ニ属シ 中興ノ時至ルトハイヘトモ、草
莽志士ノ首唱ノ功ニ資スルモノ多シ、是レ衆人ノ
今日親シク目撃スル所也、今日幸ニ無事ニ属スト
イヘトモ異日禍乱ノ起ルナキコトヲ保タズ、而シ
テ其禍乱ノ機ハ焉ンゾ今日胚胎醸成スル所ニアラ
ザルヲ知ランヤ、然ラザレバ外国ノ妖僧 朝廷ヲ
忌憚セズシテ此狂妄不遜ノ言ヲ発サンヤ、

右ノ十条深ク時病ニ的中セリ、嗚呼、歐洲人ノ我國
勢時病ヲ諳知スル、何ソ其明ニシテ且ツ詳ナルヤ、
抑今日百事歐洲ヲ師トシ、大ニシテハ制度典刑ヨリ、
小ニシテハ衣食器具ニ至ルマテ、彼レニ倣擬セザル
ハナシ、然レトモ彼レ之ヲ是トセズ、反テ謗リ駁議
スル、如此モノハ何ゾヤ、蓋シ西國ニ倣フ所ロハ形
チ也、心術ニ於テハ措テ問ハス、心術ヲ措テ其形チ
ニ倣擬スルノ弊ハ勝テ言フベカラス、夫ノ燕子之ノ

其主憎ノ国ヲ篡フヤ、堯舜ノ禪讓ヲ学フモノ也、其形迹相似タリト謂ベシ、其後王莽・曹操等ノ兩漢ヲ篡奪スルモ、亦皆堯舜・文王ヲ倣擬スルヲ以テ口実トセリ、其心術ヲ措テ形迹ヲ倣擬スルノ弊、一ツニ如此、今ノ宰執ノ為為ス所ロハ子之也、莽・操也、未タ嘗テ一人モ魯ノ男子ノ柳下惠ヲ学カ如キモノヲ見ズ、故ニ章謂フ、今宰執ハ歐洲人ノ罪人也、

章又窃ニ謂フ、其形チモ未タ全ク倣擬セザルモノアリ、章聞ク、歐洲ニテハ一夫一婦ノ制ニテ国王トイヘトモ亦皆然ル也ト、我朝ノ官人ハ朝ニ官ニ拜サルレバタヘニハ側室妾妓数名ヲ擁セリ、是ノ一事ハ何ソ歐洲人ニ倣ハザルヤ、抑一妻一妾ハ士ノ常也、況ヤ貴官大職ノ人ニ於テハ、妾御数名ヲ擁ストイヘトモ亦何ソ咎メン、然レトモ今日百事西洋ニ倣擬シテ但此一事ノミハ倣擬セザルハ、豈怪ムベク笑フヘキノ甚シキニ非スヤ、因テ又一ツノ怪ミ惑フ所アリ、昨年来シバノ市中ニ令シ

テ、兇戲ノ淫具・春画ノ類ヲ鬻クコトヲ嚴禁ス、然リ而シテ官吏ノ妓ヲ買ヒ娼ヲ購フコトハ公然ト盛ニ行ハルレトモ措テ問ハズ、淫靡ノ風ヲ為スコト日既ニ久シ、此レ識者ノ慨嘆スル所ナリ、今ヤ此醜風ハ置テ問ハズ、顧フニ区々ノ兇戲淫具・春画ヲ禁ズルハ、事ノ顛倒スルモ亦甚シト謂フベシ、閣下ノ所謂淫乱ヲ嚴禁シ、男女ノ別ヲ明ニスルハ必ス隱然ト指ス所アララン、豈ニ此等ノ事ヲ謂フ欤、抑今日洋法ヲロニ籍クハ其私利ヲ營ムニ便ナルヲ以テ也、故ニ其行フ所ロ、時トシテハ大ニ彼レノ為ス所ロト矛盾齟齬スルモノアリ、故ニ章今ノ朝官人ヲ以テ歐洲人ノ罪人ト為スモノハ此カ為也、

一 保元・平治以来、綸言反汗ノ失アルコト久シ、皇綱紐ヲ解キ、天下終ニ武人ニ帰スル所以也、

後醍醐天皇ハ中興ノ英主ナレトモ反覆綸旨ノ譏リヲ免レ給ハズ、王業ノ遂ニ中道ニシテ遂ケザル所以

也、徳川氏ノ未運ニ朝令夕改ノ弊尤モ甚シ、當時ノ人民之ヲ謗テ三日法度ト云フ、其法令ノ行ハル、三日ニ過キザルヲ云フ、彼ノ所謂一緊・二慢・三休ノ古語ニ似タリ、是レ徳川氏ノ傾覆スル所以也、是皆前車ノ覆轍ニテ後車ノ鑑戒トスベキ所ロ、方今ニ至テモ此弊殊ニ甚シ、抑戊辰以來制度典刑隨テ布告スレバ隨テ変更スルコト幾回ナルコトヲ知ラズ、其改ムル所ロノ旧規、未タ尽ク失セリトモセス、定ムル所ロノ新法モ亦尽ク得タリトセズ、甚シキハ但ニ其名ヲ改ムルノミ、豈失体ノ甚シキニアラズヤ、故ニ天下實々焉トシテ其向フ所ロヲ知ラズ、一号令出ル毎ニ皆曰ク、此令久シカラズシテ改ラン、此法日ナラズシテ変セント、楊万里曰ク、令ノ出ル、其行ハルベキヤ否ヤトヲ審ニセズシテ令ヲ出ス、故ニ令出テ行ハレズ、天下ニ緩急アリ、天子一令ヲ下スト雖トモ天下皆曰ク、久シカラズシテ必ズ寢ン、寢ザレバ必ズ更ラント、豈殆カラスヤトハ、蓋シ今日ノ謂

也、章竊ニ

朝廷ノ為メニ之レヲ危ブミ、之レヲ懼ル、若シ他日赤松氏ノ如キ叛將出ルアラバ必ス反覆綸旨ヲ以テ口実トセン、是外國人ノ所謂輕發輕擧ニ出ルトイヘトモ畢竟庸相姦吏ノ但ニ己ノ利ヲ計リ、私ヲ營ムニ急ニシテ君ヲ忘レ國ヲ憂ルノ心ナキニ由ル也、蓋シ人才ヲ擧ラザル讜論ノ行ハレザル、賞罰ノ明ラカナラザル、政令ノ正シカラザル、百揆ノ擧ラザル、百姓ノ其所ヲ得ザルモノハ他ナシ、庸相姦吏ノ天下ヲ忘レテ私利ヲ營ムニ汲々スル故ニアラスヤ、噫、天下ノ人穿窬ノ盜ヲ戮スベク、草窃ノ賊ヲ誅スベキヲ知テ、君ヲ欺キ國ヲ誤リ、百姓ヲ陷溺スルモノハ其罪措テ問ハズ、却テ目シテ忠良ノ臣ト称ス、蓋シ事ノ顛倒スル、之レヨリ甚シキモノナシ、是レ大舜ノ四凶ヲ殛ン、孔子ノ七日ニシテ少正卯ヲ誅スル所以也、伏テ願クハ

閣下槐位ニ登リ、大政ヲ改革スルノ日、章ガ言ヲ裁

納シ、先ツ私利ヲ営ム者ノ罪ヲ正シテ之レヲ誅戮放流スルヲ以テ着手ノ始トシ、然シテ後チニ紀綱ヲ振興シ、庶政ヲ調理スル件々、次ヲ以テ施行給ハ、豈天下ノ事マタ成スベカラザルモノアラシヤ、章狂妄愚、時艱ヲ目撃シテ忼慨痛憤ノ余リ覺ヘズ妄諱ヲ犯触シ、威尊ヲ瀆冒シテ、恐懼戰栗ノ至リニ堪ヘズ、死罪々々、章謹白、

癸酉十月十九日

城井寿章頓首稽首百拜

上

從二位島津公

閣下

冊子原寸 縦一八・八種

包紙原寸 縦 三二種

横 二七種 二二枚

横四〇・六種

三〇〇 東京府平民大倉鋳三郎ヨリ文部省試験官へ

ノ弁書

試験問題ノ解説

〔表紙〕
弁書

東京府管下平民
大倉鋳三郎

九月廿八日、師範学校ニ而試験ノ儀仰付ラレ參殿仕候処、春秋左氏伝説講ノ御沙汰ニ付拝覽奉リ、不計モ成公十四年伝書奉ニ拜視、一ト通り申上候得共、私儀生質訥弁ニ而鈍昧罷アリ、如何儀説講仕リ甚恐入奉リ、因レ之艸藁ヲ以テ弁書早々可差上ノ処、折節薪水ノ欠勞ニテ無拋時日延々ナカラ今日右拝覽ノ処、艸藁ニ而奉申上候、宜御賢慮御点削伏乞、
十四年、春、衛侯如晋、晋侯強見孫林父焉、定公不可、夏、衛侯既帰、晋侯使卻嬖送孫林父而見之、衛侯欲辭、定姜曰、不可、
伝トハ左丘明ノ伝、都而賢人君子ノ書記シテ、後世ニ遺シ置処ノ書物ヲ伝ト云、其伝トハ聖人ノ意趣ヲ受伝ル儀ニテ、是亦伝ト云、聖人ノ意趣ハ、則天道自然万世不易ノ大法私ノ言語ニ無レ之、今日治乱ニカ、ワラス、人倫タル者心得ベキ儀ト奉存候、

経トハ天経地緯ト云儀ニテ、此世ノ中ヲ機織ノ職工成ス如ク、其糸ノ立横ヲエラミ、夫々綸緒致シ治ムルコトト奉存候、

孔子春秋ヲ述レバ乱臣賊子恐ルト云、君ニ不忠ノ臣、父ニ不孝ノ子、右ハ此春秋経伝ヲ反覆推明セバ、自ら勸善懲惡ニテ天下ノ大綱五倫ノ紀正シク兵戈ヲ用エス、天下泰平ノ治ニ帰スベキ難レ有_レ大切誅意ノ典籍ト奉存候、

経トハ、総而太古伏羲此方周公孔子ニ至ル迄、書記置レシ典籍ハ皆経書ト申候、十四年ハ魯ノ君成公十四年、コノ魯ト申ハ周ト同姓姫氏ニテ先祖ハ聖人周公ノ御子、伯禽ト云方ノ封セラレシ国、則孔子出生ノ国ニ候、此成公ハ伯禽ヨリ十三世ニシテ隠公ニ至リ、是ヨリ春秋ノ世ト申候、夫ヨリ桓公・莊公・閔公・僖公・文公・宣公・成公ニ而、代数二十代目ノ君成公ニ候、此十四年春、衛侯如晋侯トハ君ト云儀ニテ一国ノ大守、往古ハ人牧辟侯抔ト申シ、則衛國

ノ君ト云儀、此衛ハ周ト同姓姫氏、周天子ノ初メ、武王ノ一ツ腹カラノ舍弟康叔ト云君ノ封セラレシ国、當時ノ君定公晋ニ行ク、此晋ト申ハヤハリ姫氏ニテ衛ト同姓、周天子二代目成王ノ御舍弟唐叔ト申サレシ君ノ封セラレシ国、兵車千乘モ差出ス、其大邦晋ニ参ラレルコト、其折節、晋侯強見孫林父焉、晋ノ君強而強テハツヨク押切ルコト、ヲシ切テ孫林父ヲ見シム、此孫林父ハ衛ノ家臣孫林父、八ヶ年跡ニ衛ヨリコノス、ム晋国へ来奔致シ、方今晋国ノ御世話ニ相成居リ候処、幸ヒ衛君参ラレシコト故、晋侯取扱ヲ以テ平ニ衛国へ帰参ノ儀申入シコト晋侯ノ実意情ノコト、定公不可、衛君中々承引致サス、此夏ニ至リ衛君既ニ帰ル、既ニハモハヤ晋国ヨリ衛国へ帰国ト相成ル、衛侯既帰、晋侯使郤犇送孫林父而見之、其節晋君郤犇ト云家臣ヲ以テ、共々孫林父ヲ送リナカラ、此程衛君寡国へ御光来ノ節ハ失礼ノミ申上候段、挨拶旁孫林父ヲ送り届シコト、送孫林父而見之、

衛侯欲辭、衛君此段聞入ズ、欲辭ト断リノ挨拶申述ント思フ其折柄、衛君ノ奥方定姜賢夫ニテ、吾國ハ晋國ト同姓、元ト一門ニテ殊更晋ハ大邦ニテ吾國衛ヨリモ強國ノコト故、此段ハ御承知ニテ宜シク御挨拶成サレ候方可レ然ト、吾君ヘ諫シ言ハナリ、定姜曰、不可、

明治六年十月中旬
東京府管下平民
大倉經三郎

文部省
講官衆
御中 御点削

冊子原寸 縦二四・二種 横一六・五種 五枚

三〇一 征韓論破裂一件始末書

(端裏付箋)
「征韓論派探偵書」

征韓ノ論起リシハ当七月以來ノ事ニシテ、專(陸奥)西郷・桐野(秋)奮発セシニ陸軍大尉已下悉ク同論セリ、因茲或日西郷一人(美美)三条殿エ参リ、凡三時間程ノ談判ニテ相迫ル、其翌日桐野同断不得止事、三条公至急出發シテ

聖主 御臨幸先エ参リ伺済ニ相成ル、併 宣命下ルハ(具也)岩倉公帰 朝ヲ期ス可キトノ事ニ御内決ナリシ処ニ、岩倉公間モ無帰 朝ニテ、三条公ヨリ征韓ノ論ヲ立ルニ、未遠征ノ秋ニ不到ハ勿論、稍暴論ニ似タリト云フ、且大隈(重信)参議其他之ヲ然リト云フ輩不少、然ニ樺太州奮人ノ暴挙切迫ナル趣、開拓次官黒田ヨリ建言アリ、各省エモ回章スル機会ニ応シ、尚廟議区々ニシテ日ヲ移スニ至レリトゾ、

一去ル十五日、三条・岩倉両公以下参議等大議論ニテ、西郷ノ激論満座ノ人舌ヲ卷ニアリト、三条公曾テ動搖ノ顔色ナク西郷ニ向テ云、問罪ノ使某ヲ遣サルニ於テハ、独断ヲ以テ使節ヲ奉スルヤ否ヲ問ハル、西郷一己ノ論ヲ以テスト答フ、然ラハ其趣意ヲ表スベシト、則座ニ西郷ケ条書ヲ呈ス(ケ条書ノ趣、意不分)、則之ヲ以テ廟議決セリ、依之明後十七日、尚亦参会シテ、三条・岩倉ヨリ奏聞ニ及可シトテ一同退出セシ由、同十七日西郷其他参議参 朝セシ処、岩倉公不参ニテ 奏聞ヲ不得、同

夜曉ヨリ三条公所勞ナリ、之レヨリシテ又日ヲ延スニ至レリ、此間ニ大隈參議并其他岩倉公ニ迫リ、征韓正ニ御取消アル様ニ策ヲ成ス、且大木(喬任)參議ハ西郷ト始同論ナリシガ俄ニ説ヲ違ハスト云々、或ハ井上某(慶)ハ岩倉殿ニ止宿シテ征韓ヲ拒ム而已ナラス、大政變革ノ論ヲモ主張セシトゾ、

一同二十二日、西郷始メ大隈・(通称)板垣・(種臣)副島・大木・(新平)江藤等出頭ノ上、岩倉卿云フ、過日征韓ノ論ヲ可トスルハ三条ノ意ニ出テ、正ニ内決スレトモ今日我レ代理ノ重任タリ、惟フニ 皇国ノ一難事至重至大ノ訳ニテ、次第順序モ有之ナレハ、更ニ取消シニ致スト云々、孰レモ差タル異論モ無之、 朝議夕ニ出且ニ替ル紛擾ノ有姿論スル勿レト各退出シ帰ル、直ニ辞表ヲ書殘シ西郷ハ發出シ、実ハ何クニカ潜伏ナラン、去ル二十五日、当地立タル由、

一大久保某(利通)ハ始ヨリ征韓ノ論不同意ニテ、去ル十五日大議論ノ時、即席ニ辞表出サレタレトモ御採用ナシトゾ、

一黒田次官ノ論ハ、先ツ国内ノ処分ヲ成シ、然而遠征ヲ至当ト建言ヲ致シ、聊西郷等ノ論説モ差別有之由、依テ同人儀ハ樺太ニ趣キ、尚尽力スルトテ離レシ由、

一西郷已下辞職ノ人員ハ、篠原・(國孝)桐野・(高懸)淵辺・(新八)村田等ニテ、陸軍大少尉官ハ悉ク同断ニテ追々辞表ヲ出スニ至レリトゾ、

一岩倉公エ突込ミタル遠征不服ヲ唱ユルハ、西郷信吾・(鎮雄)道貫・(政明)野津兄弟・種子田ナトノ由、

一海軍省エ征韓ノ沙汰モ無之トソ、然ルニ勝某(海舟)或人ニ曰、征韓ノ論起ルトキク、我輩此論ニ加ハラザル有リ、併發艦ハイツ何時ニモ都合ナリ、併西郷等勝算ノ目当如何ト云レシ由、

一大久保一翁云、西郷ハ從來異表ニ意ヲ張ルノ人物ナレハ、今ヤ征韓ノ論ヲ奮発スト雖トモ蓋シ勝算不計ナラン、疑ラクハ外ニ一略策有之ノ意ナラン乎、後日其实効ヲミントゾ、

一説ニ曰、伊藤某(博文)ハ去春頃頗ニ洋教ヲ広ントス、西郷大

言シテ拒之、尤其論高シト云ヘリ、夫ヨリシテ必ス互ニ不和ヲ懷キシモ有ナラン、併伊藤ハ頗ル洋僻ノ人物ナリトゾ、

一岩倉公帰朝ニ至リ、洋人雑居ノ論起リシ由、不日御布告有之ナラン、又是ヨリシテ洋教開ルノ機会ニ立至ラシヤト、患国歎息スル風評アリシトゾ、

以上、

十月廿八日

文書原寸 縦一四・六釐 横一九・二釐

三〇三 安田轍蔵ヨリ河野立介上村源蔵へ

久光公ノ進退ニ就テ

謹而我

公之為ニ廟堂方今之形勢ヲ伝聞シ、又正シク其官員集議ヲ見聞セシニ胸悶煩悶ニタエザル事件アリ、其因ヲ聞キ其起リヲ聞ニ至リテ益忍ヒガタキニ至リ、夜來怒涙不止、今晚ニ至リ実ニ心神不平如何トモナシガタク、天ヲ怨ミ

地ヲ恨ミ、白眼ニシテ廟堂官員之言行ヲ觀想スレバ、誠義仁忠之人少ク、姦曲邪行ノ人多ク、是ニ加フルニ累代之公卿ニ至リテは、信義婦女子ニモ不及アリ、如是輩廟堂ニ会シ烏合邦内之大政ヲ論ス、豈痛哭歎息セザランヤ、抑我公之如キワ累代薩隅日ニ琉球国ヲ兼タル大守ニシテ邦内ノ名家ナリ、シカモ王政維新起根之功臣、邦内誰カ我公ニ及ナキワ天下之知ル所ナリ、今既ニ召サレテ東京自邸ニイマス、其建言ノ如キワ人海之金玉ヲ布陳シ、明教要訓、皆ナ是ヨリ萌茗ヲ起サザルナシ、深ク是ヲ思念スレバ其善良益洪大ナリ、情世形ヲ勘考スルニ、一新ノ今日ニ至ルモ偏ニ吾旧藩之尽力ニアリ、然共我公ニ維新之勲功及フ者ナキワ論ヲ不待明亮ナリ、シカルニ当節在官之大臣、更ニ我公ヲシテ去留之道ヲ不与、空敷憂悶之積日ヲ経セシム、果シテ建言之間ヒヲ明ニシ、用否ノ弁ヲ速ニセバ、我公之去留、節ニアタリテ明亮、道路ヲ開カン、此故ニ僕頻リニ在官之大臣ニ弁論、大義ヲ尽シ、古今之明轍ヲ述申シ、其官路急ニ似タルヲ責問

ス、尤大臣ニ上陳スル言々、敬礼ヲ尽シ、仮染ニモ無礼之徑界ニ不至、如是シテ日アリ、終始大臣之言語深ク心得タリ、是迄之事ヲ不可責、新ニ至当之所置アラント、唯其日ノ責メヲニクルニアリ、実ニ婦女子ヲシテ大臣トナシタル如シ、是ヲ見聞シ彼レヲ見聞スルニ、廟堂上之信義誠実ハ日ヲ累ミ月ヲ重テ消磨セン、扶桑全国之危キ、氷肝寒心ニタエズ、然ト雖モ又如何トモスルニ道路之通ルナシ、唯天地ニ痛哭シ、空ニ向テ胸間之誠心ヲ神明ニ告ル而已、又他策ナシ、窮心謹而情慟考スルニ我 公袖ヲ扨テ東京ヲ去リ給フ之言語ヲ直チニ政府大臣ニ上申シ、其去留ノ如キワ君臣之大義明節ニアリ、後世ノ議論ヲ深ク思念シテ其道路ヲ不誤之要ヲ庶幾ス、足下ト僕ト如是論弁スルモ旧日之大恩ヲ思念シテ、君臣之大義明節ヲ尽ス而已、天地ニ誓テ無他念、足下僕之論ヲ可トセバ速ニ公ニ上申シ、機会概要ヲ不誤ニセヨ、百拜謹言、

明治六年十月三十日

安田轍藏

河野立介殿

上村源藏殿

冊子原寸 縦一七・七釐 横一九・五釐 三枚

三〇三 三条太政大臣辞表

右辞表訂正案

二通

二一〇三ノ一

(付箋)
三条実美公辞表

巖谷修翁筆

実美不肖ノ身ヲ以テ夙ニ殊遇ヲ蒙リ、叨リニ大任ヲ荷シ日夜戰兢、唯々委托ノ重ニ背カンコトヲ是レ懼レ、其職ヲ辞セント欲スルモノ幾タヒ、然レトモ

聖上宵旰国家多事ノ秋、庶クハ驚鈍ヲ竭シ、聊カ

鴻恩ニ報ヒ奉ラント黽勉奉職、以テ今日ニ至レリ、而シテ不幸俄カニ病ヲ発シ、殆ント国事ヲ誤ラントスルニ至ル、是レ他ナシ、才短ニシテ力微、其任ニ堪ヘサルノ所致ナリ、苟モ如此其職ヲ尽スコト能ハザレハ、上ハ

聖明ノ徳ヲ累シ、下ハ万民ノ望ニ背ク、其罪死シテ尚余

リアリ、実ニ恐懼慚愧ノ至ニ勝ヘス、速ニ職ヲ解カンコトヲ乞フ、伏シテ望ラクハ閣下 実美カ衷情ヲ憐ミ察シ以テ、

叡聞ニ達シ玉ハ、幸甚ノ至ナリ、頓首再拜、

十月

太政大臣三条実美

右大臣岩倉具視殿

文書原寸 縦一七・四釐 横一四四釐

二一〇三ノ二

〔付箋〕
「三条実美公辞表訂正案」

岩倉公秘書役
山本復一筆

条公ヨリ御辞表、丹羽ヲ以御相談之処文意不可然、疾而已

ヲ以テ御奏上可然云々、可返答之事、

明治六年十月十八日ノ朝丹羽持參、条公辞表案

臣実美 不肖ノ身ヲ以テ、叨リニ大任ヲ負荷シ日夜戰兢罷在候処、短才微力其任ニ堪ヘザルヲ以テ苦慮之余リ俄カニ病ヲ発シ、殆ント大事ヲ誤リ国辱ヲ招クニ至ル、苟モ

如此其職ヲ尽スコト能ハザレハ上ハ聖明ノ徳ヲ累ハシ、下ハ万民ノ望ニ背ク、其罪死シテ尚余リアリ、実ニ恐懼慚愧ノ至ニ勝ヘス、伏シテ冀クハ、速ニ臣カ職ヲ解キ臣カ罪ヲ正シ玉ハンコトヲ謹テ奏ス、

文書原寸 縦一八釐 横四六・二釐

三〇四 黒田清隆書翰 宛名不明

百官ノ怠慢、火薬庫焼失ノ件等

〔備裏銘〕
「黒田」

尚々、今昼は不慮之火災ニテ御氣遣申上候へ共、即チ鎮火ニ相成、先ツ安心仕申候、

小生ニは御用有之 皇居江罷出候折、火薬蔵江火点

し候、其節宮中之周章一方ナラス黙して不居、岩倉

卿ニ宮内之口ニおりテ、決シテ此ノ位之事ニ御動揺

有之候ては不相濟、尤 主上之御動座なんそと申事

不可凶とは非御採留申度処、弁官三輩ヨリ、矢倉江

仕込彈藥有之地ニ焼ントスルノ届ケ兵部省より有之

候と申出テ不得止事引取申候、其後武庫ノ正より承

ルニ、矢倉ニハ仕込弾藥無之との事、実ニ今日ノ周

章見苦敷御座候、已上、

御壮榮奉南山候、倍テハ過日来御高慮之事件御氣舞相付申候哉、此之機ニ投し基礎定マラスンハ、再ヒ天日ヲ奉仰へく期無之、実ニ蒙塵之日ニ立至リ候んと心痛此事ニ御座候、四海困究之砌ニ依テ、御身辺さへも御減縮相成、今日迄御仁政之御実行不奉仰、唯百官中其ノ分職ヲ尽サル罪免れず、是非丸るはたかニなりて、上下共ニ苦果致ス実績無御座候てハ迎テモ何事茂行ル、事を得ず、何分邦家之為メ御尽力奉伏冀候、此旨奉得御意候、敬白、

壬十月七日

黒田拜

文書原寸 縦一五・七種 横八六・三種

三〇五 新治県芳川源蔵ヨリ久光公へノ建白

西洋心酔、国家ノ危急ヲ論ズ

(表紙)
一 建議

芳川源蔵

管テ聞ク、千里ノ心アルモノハ必ス千里ノ馬ヲ求メ、遠大ヲ謀ルモノハ必ス長策ヲ用ユト、全国家千里ノ心アツテ千里ノ馬ヲ求メス、遠大ヲ謀テ長策ヲ用ヘス、而シテ廟堂唯衰頹ノ勢ニ因ル、夫非常ノ際、非常ノ計ニアラスンハ何ニ由テ乎非常ノ功ヲ奏セン邪、今此ノ衰弱ヲ挽回シテ 神州ノ正氣ヲ全フスル術、其レ豈ニ然ラン耶、然レトモ廟堂遠大ノ略ヲ觀ス、亦恢復ノ策ヲ聽カス、只徒ラニ膝ヲ洋夷ニ屈シ、命ヲ各国ニ聽、規則ニ泥シ、苛法ニ倣ヒ、聚斂ヲ務メ、酷政ヲ施シ、民心ヲ損ス、而シテ税ハ印紙・帳簿・奴婢・農・舟車・血税・娼妓ノ類ニ至ルマテ税ナラサルハナク、又学校寄付集成金并ニ地券石代ノ如キニ至テハ尤トモ煩酷ニシテ士民ヲ困惑シ、悉ク民ノ膏血ヲ絞テ肉ヲ奸商洋夷ニ付与ス、而シテ司法ノ如キニ至テハ法ニ束縛シテ人民ヲ苦メ、三歳已往ト雖ヘトモ過否アレハ之レヲ搜索シテ、笞杖贖徒ノ刑ヲ加ヘテ頗

ル酷烈ヲ極ム、故ニ獄訟ノ繁キ囚徒ノ多キ、古来未タ曾テ聞カス、之レニ由テ人民狼狽シテ戰慄泣哭、方ヲ失シテ之レニ惑フ、之レニ由テ家業ヲ務メス、費用ニ散財シテ俄カニ身家ヲ亡シ離散ニ赴ムクモノ尠ナカラス、其疾苦ト雖トモ告ル所ナキモノハ民ニシテ、豈ニ憫然ナラスヤ、村落ノ事情実ニ歎息ノ至ニ堪ヘス、此ノ惡政ヲ見テ神人共ニ憤ラサラン邪、是ノ塗炭ヲ視テ神人共ニ愛慙セサラン邪、曩キニ印度ノ土人、英国ノ指示ヲ受テ其苛酷敵制ノ苦ミヲ聴キ、今荼毒此ノ身ニ及フ、孰レカ哀吟セサラン邪、現今滿朝ノ人任職ニ進ミ、光榮ニ擢スト雖トモ家ニ在テハ老幼妻奴酷制ノ下ニ苦ム、而シテ其身モ亦故アツテ家ニ歸ルノ日ハ必ス其憂ヲ免レス、然ルニ一朝官途ニ就カンコトヲ求メテ苛法ヲ是トシ、洋学ヲ奉シ、洋言ヲ信シ、洋説ヲ唱ナヒテ之レヲ上下ニ誣ユ、甚シキ(脱)至テハ我邦人ヲシテ英仏人ノ如ナラシメントス、二千五百有余年ノ大業ハ、誰ヨリ始ム、乃我 先皇一線 皇統ノ國ヲ篡奪ノ洋夷ニ誤マル、思ハサルノ甚シキニアラス

ヤ、夫英ノ地方百四十万里ト雖トモ其実ニ二万幾万里ニ過キス、皆數十年ノ間ニ商ヲ通シ兵ヲ加ヘテ、佗國ヲ蚕食シテ此ノ大邦トナレリ、此ノ故ニ印度及其他ノ領地、苛政ヲ施シ稅斂ヲ厚フシテ其民ヲ貧弱ニス、是暴威敵酷ヲ加ヘテ背叛ヲ防ク、是其術計ナリ、我國ノ如キハ尊王ノ論起ルニ及テ天下先キヲ争ヒ 王ニ勤ム、竟イニ版籍ヲ奉還シテ統一ノ今日ニ歸ス、彼レト同日ニ之レヲ論セン邪、万国未タ之レニ及フヘキノ美アラス、是創始ヨリ已降人心一君ニ親付スルカ故ニ此ノ如シ、而ルニ今酷烈ノ英法ニ倣テ之レヲ斯民ニ加フルトキハ、親付ノ民ヲ變シテ背離ノ俗タラシムルナリ、是英夷我君民ノ中心ヲ剪断スルノ術中ニシテ終イニ併吞ヲ計ルノ設ケナラン欵、而シテ財政ニ至テハ内外負債ノ故ヲ以テ權ヲ豪商ニ任ス、故ニ三井・小野カ徒、朝ヲ輕(脱)ン官ヲ侮トリ、己ヲ矯(論)リ富ヲ極メテ天下ノ資財ヲ恣ニス、豈ニ甚シキニアラスヤ、而シテ紙幣ノ制ニ至テハ内贖造ヲ憂ヘテ外人ニ依頼シ外患ヲ思ハス、是レニ因テ外ハ各國輕蔑ヲ受ケ、内ハ奸商

ノ欺罔ヲ被ムリ、政事多頭ノ憂ヲ醸シ、人民苛酷ノ下ニ苦ミ、上下背離ノ患ヘヲ来ス、是深患大禍ニシテ危急存亡ノ秋ナリ、是ノ時ニ当テ奸官汚吏、朝廷ニ陸ツキ洋人ニ因テ邪言ヲ君ヲ感シ、佞人寵ニ誇リ、不肖位ニ進ミ、讒ヲ構ヘ誹ヲ設ケテ、賢良ヲ追ヒ忠臣ヲ退ク、而シテ官吏愈法ヲ弄シテ酷政愈民ニ極ム、故ニ吏ノ粗暴ト雖トモ衆惡一人ニ帰シ、民ノ疾苦ト雖トモ衆言一人ヲ怨ム、成敗利純皆以一人ニ属ス、此ノ故ニ国体日々ニ衰弱ニ傾ムキ、終イニ廃亡ニ陥ラントス、若シ機ヲ誤マリ計ヲ失スルトキハ、忽マチ神州未曾有ノ変ヲ生シ洋奴管轄ノ憂ナキニアラス、誠ニ王室ノ危篤疊卵ノ如シ、而シテ其極度ニ至テ遂イニ印度ノ覆轍ヲ蹈ミ、皇国ヲシテ其惨毒ニ陥ラシメハ今三千五百余万ノ有生、何ヲ以テ先皇ニ報セシ、是臣カ慷慨苦心、腸ヲ断カ如シ、是ノ時ニ当テ神人相与ニ力ヲ併セ、慮リヲ尽シテ国家ヲ保全シ 先皇 陛下ニ忠セスンバアル可カラス、全国挙テ 先皇ノ孫子、此ノ身ニ及フマテ、生々其天恩ヲ受ク、而ルニ今此ノ危

際ニ臨テ安危ヲ 陛下ニ帰シテ、宛カモ天下傍觀ノ形アリ、是 閣下ノ憂慮シ給フ所以ニシテ臣カ慨嘆ニ堪ヘサル所ナリ、願クハ盟ヲ天下ニ結ンテ、与ニ 王室ニ忠シテ、内ハ佞奸ヲ排斥シ、賢良ヲ進メ昇セ、百政ノ廢ヲ興シ、志氣ヲ提揚シテ人心ヲ親和シ、良制ヲ布キ施シテ万民ヲ愛養シテ大ニ国勢ヲ振起シ、而シテ外万国ニ誓テ不義ヲ討シ、天下ヲ匡シテ暴君ノ行ヲ禁シ、侵掠ノ地ヲ復シ、亡国ノ後ヲ嗣キ、交際ノ道ヲ明カニシテ地球一家四海兄弟ノ実ヲ奏シ、万国統一万世不拔ノ大業ヲ興基シ、赫々タル神州ノ威令ヲ地球上ニ被ムランシメンコトヲ是臣カ夙夜念願スル所ナリ、幸ニ今 閣下国事ヲ憂慮シ給フヲ聴ク、是ニ於テ、慨然トシテ遂イニ志操ヲ立、故ニ茲ニ 先帝ノ遺詔ヲ奉シ、我烈公ノ遺意ヲ継キ、微志ヲ尽シテ身ヲ 閣下ニ致シ、克ク其節ヲ全フシテ 陛下ニ忠シ、 先靈ニ報ヘントス、人能ク其忠ヲ全フセハ、楠氏ノ如ク偉名万世ニ朽ス、死ストモ豈可ナラン哉、必ス姑息ニ泥ミ因循ニ流レ、時勢ニ從ヒ洋習ヲ甘シ、忠諫ノ

道ヲ失スル莫レ、固ヨリ一州ノ智力ヲ竭シテ 王室ヲ守ルハ臣子ノ分只座ナカラ手ヲ束ネテ万乗ノ國ヲ洋夷ニ失ハ、罪ヲ 先皇ニ受ケ責ヲ後世ニ遺サン、是臣カ惕若トシテ愁殺スル所以ナリ、蓋シ惟新ノ大業ヲ興基シテ統一ノ今日ニ婦スルハ、実ニ 閣下勤王忠烈ノ勲績ニ因ル所ナリ、是ニ於テ 神州ノ國勢將サニ大ニ万邦ニ震張セントス、而ルニ佞諛君ニ近ツキ言ヲ飾テ洋ヲ誣ユ、主上過ツテ之レニ聽ス、而シテ政事學問洋法ヲ是トシ國制ヲ非トス、是レニ因テ官ニ就クモノ、己レニ求ムルモノ、天下皆ナ洋習ヲ貴ヒ風俗ヲ乱ル、而シテ之レヲ上下誣ユ、遂イニ以テ下民ニ令ス、民其蔽威ヲ畏レテ身ヲ愛スルモノ天下紛然先キヲ争ヒ洋習ニ就カサルナシ、之レニ由テ人心亦更ニ變シテ洋俗ニ遷リ、竟イニ其君ヲ忘レテ國体ヲ失スルノ甚シキ至ル、今 國家此危際ニ當テ 閣下尚先皇ノ道ヲ存シテ國事ヲ重シ、克ク一州ノ士心ヲ固フシ、皇國ノ國体ヲ全フシテ 王室ヲ守ル、豈ニ偉ナラサランヤ、嗟呼茲ニ思フカナ、 閣下在シ給ハスンハ國ヲ西夷

ニ遷サンコトヲ、今天下乱俗半ニ過クルト雖トモ 閣下斯ノ如ク風俗ヲ正シ、 國体ヲ保ツトキハ 皇國未タ地ニ墜チス、挽回ノ策日ヲ數ヘテ成ラン、天道豈ニ復ラサラン哉、臣竊カニ思フ、是 閣下 先靈ニ對シ奉ルノ誠意ニ出サセ給フコト、推体感銘ノ余リニ堪ヘス、臣賤陋ナリト雖トモ、故國先人既ニ死シテ志シ終ニ亡ス、臣纔カニ其微意ヲ存シテ國辱ヲ恐ル、故ニ夜白焦慮シテ挽回ノ日ヲ需、幸ニ偶ス、 閣下ノ明夕ニ是ニ於^テニ臣踊躍ノ至リニ勝ヘス、赤心ヲ推シ至情ヲ陳ヘテ敢テ微志ヲ表ス、願クハ臣カ愚衷ヲ憐ミ、賤陋ヲ棄テ給ハサランコトヲ、然ルトキハ臣魯矇ナリト雖ヘトモ聊カ当世ニ思フノ微意アリ、因テ愚計ヲ獻シテ陋忠ヲ致サン、冀クハ疑フコト莫カラシコトヲ、今此ノ衰頽ヲ挽回シ、紊乱ヲ治定シ、國体ヲ全シテ國威ヲ立ルハ、只 閣下ノ誠意ニアランノミ、之レニ因テ臣慷慨ノ情血涙ノ至ニ耐ス、誠惶頓首謹奏、

明治六年十一月一日

新治縣管下
常州行方郡上戸村

芳川源藏

從二位島津殿

御家令御中

冊子原寸 縦二四・三種 横一七種 九枚

三〇 岩倉右府ヨリ久光公へ

建野宮内省出仕任命ノ件

今日建野之事故々申上候得共、何分始而之人故、一応出仕之所ニ而被 仰付度トノ御沙汰ニ候、此上小生不及力ニ付、過日伊藤調之通り

宮内省出仕

三等侍補心得

可被 仰付と存候、元々三条出仕之上、同席申上候考慮も候得とも、三条追々長引候ニ付、決然一人ニ而申入候所、前文ノ通りニ候、就而ハ御心得も可有之ニ付申入候、何日比被 仰付可然哉、御一筆有之度候也、

十一月二日

具視

(本文書ハ明治六年トスルモ明治十年ノ誤リカ)

文書原寸 縦一六・八種 横五四・五種

三〇 長崎県五島士族中里敬愛ヨリ久光公へ旅費

借用ノ願書

(包紙ウツ書)

「島津從二位様御直披

中里敬愛

封

敬愛誠惶々々

從二位公之台下ニ呈ス、抑敬愛遊学ニ志シ、既ニ郷閭ヲ辞シテ数多ノ星霜ヲ経ル、其間東馳西奔、而シテ去夏北都ニ来リ、以テ学ニ従事セントス、然トモ学費多端、是ヲ以テ其門ヲ叩ク能ハス、故ニ方法ナク属吏トナリ、以テ国恩万分之一ヲ酬セント欲ス、然トモ貧中之苦言急用セラレズ、擯斥セラレズ、遷延碌々光陰ヲ送ル之央、去月郷里ヨリ父之死ヲ告ク、是ニ於テ更ニ方向ヲ失シ、羈旅諸費ノタメ身ハ危急ニ際シ名ハ不義ニ陥ントス、是全ク浅智ニシテ深慮セサルニ出ルト思ヒ、故ニ諸費消却ス

ルノ間、身ハ譬ヘ土炭ニ隕チ車夫トナルモ又涓滴之遺憾
 ナシ、然トモ唯惜ムラクハ敬愛今年十七歳、且慈母アリ、
 亦幼稚之弟アリ、是ニ於テ敬愛之名汚ル時ハ母弟近親何
 ノ面目アツテ郷里之人ヲ見ン、今此ニ敬愛笠々タル借財
 アリ、条約之期限遷延スルヲ以テ明日官ニ訴ント被告、
 然トモ更ニ金策之目途ナク、故ニ旧主五島盛徳ハ嘆カン
 ト思フ、然トモ敬愛言時ハ則其惡評忽チ郷里ニ波及シ、
 却テ親縁之心ヲ勞スルヲ憂ヒ、是何レニ因ルモ頗ル男子
 之恥辱ニシテ、実ニ慙愧スルニ堪ヘス、故ニ 公宜シク
 憐愍ヲ垂レ、偏ニ妄言罪ヲ怒ラズ、金七拾円ヲ賜ハ、必
 ス譬骨髄ヲ摧クト雖トモ、洪惠之深恩奉酬スヘシ、実ニ
 敬愛之危急ヲシテ 公ニ嘆ク之理ナシ、然トモ敬愛一昨
 辛未之春、鹿兒島ニ到リ、東兵学校ニ在ル之時、窃ニ
 公之貴行ヲ風説ニ拜聴セレリ、今笠々タル事件トハ雖、
 貸主より 公裁ヲ仰クニ到レハ敬愛之一身罪ニ処ラル、
 ハ論ヲ俟タズ、夫ノミナラズ必ス家許江掛ル、故ニ敬愛
 艱苦スルナリ、此ノ如ニ到ラハ何ヲ以テ郷里ニ帰リ親縁

朋友ニ見ヘンヤ、実ニ千辛万苦之余聊カ拙毫ヲ揮ヒ以テ
 公之台下ニ奉ル、伏冀クハ即チ格外之憐愍救助之到シコ
 トヲ、

明治六西歳 長崎県貫屬土族五島住

十一月三日

中里敬愛

島津從二位様

玉台下

文書原寸 縦一八・二種

包紙原寸 縦二四・三種

横二二・五種

横三二・五種

三〇八 堤右京大夫ヨリ島津中将公へ

寒中見舞

(封紙ウツ書)
 「島津中将殿 堤右京大夫」

硯北

甚寒之節、偕以御安福珍重不斜存候、御惣容御揃御同様
 之御事候、随而此方ニも無異罷在候、乍憚御休慮可給候、
 将此品甚乍輕微寒中御安否御尋問申入候印迄ニ致進覽之
 候、於御笑留は千万大幸存候、尚期後喜之時候也、敬白、

十一月廿五日

文書原寸(折紙) 縦一六・五種 横四四・五種

三〇〇 三条実美公より島津久光公へ

華族会館の件

(封筒)

一 島津殿

実美

(封筒ウラ)

「

御安全奉賀候、然ハ過日福羽美静より華族会館之事ニ付、
三人同席面会之事申出候、就而は明後廿九日、御差支不
被為有候ハ、集会仕度、若御勝手不苦候ハ、尊邸江参集
可仕候、仍此段得貴意度如此候也、

十一月廿八日

実美

島津殿

文書原寸 縦一七・八種 封筒原寸 縦一三三種

横五〇・七種

横七・二種

三〇〇 山階宮晃親王ヨリ島津久光公へ

時候御見舞

(封紙ウツ書)
「島津二位様

晃

」

(封引)

冬景熾盛ニ相成候、益御安全奉大賀候、晃無事消光乍憚
御安慮可被下候、此一折不珍候得共時令御見舞申入印迄
ニ令進上度、御笑納被下候ハ、千万畏入忝存候、尚期面
之時と申遣候也、

敬白、

酉十一月廿九日

(彰仁親王)

二白、東伏水も陸軍局出仕被仰出候由、於晃乍陰深
々畏入候、涙の河の趣候、広尾の菊此節と存候、御

覽候哉、

文書原寸 縦一七種 横四九・三種